

# 第14期 木曾谷地域森林計画書 (木曾谷森林計画区)

長野県木曾地域振興局管内

〔上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、  
王滝村、大桑村〕

計画期間 自 令和 4年 4月 1日  
至 令和14年 3月31日

長野県

# 目 次

## I 計画の大綱

第1 木曾谷森林計画区の概況.....	1
1 自然的背景（位置、気候、地形、地質、土壌）.....	1
2 社会的・経済的背景（人口、農業、工業、商業、交通、観光）.....	2
3 森林・林業の現状と課題.....	3
(1) 森林面積と蓄積	
(2) 民有林の森林資源	
(3) 民有林の樹種構成	
(4) 森林の所有形態	
(5) 林業労働力	
(6) 高性能林業機械	
(7) 林内路網の整備状況	
(8) 間伐	
(9) 素材生産、製材品の出荷	
(10) 木材流通及び利用	
(11) 特用林産物	
(12) 森林病虫害による被害	
(13) 野生鳥獣による林業被害	
(14) 保安林の配備状況	
(15) 国有林との連携	
(16) 森林経営管理制度の推進	
(17) その他	
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	10
1 伐採立木材積.....	10
2 造林面積.....	10
3 林道の開設及び拡張.....	11
4 保安林の指定または解除の面積.....	11
5 保安施設地区の指定.....	11
6 保安施設事業.....	12
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方.....	13
1 みんなの暮らしを守る森林づくり.....	14
(1) 多様な森林整備の推進	
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	
2 木を活かした力強い産業づくり.....	15
(1) 林業再生の実現	
(2) 信州の木の利用促進	
3 森林を支える豊かな地域づくり.....	17
(1) 森林の適正な管理の推進	
(2) 森林の多面的な利用の推進	

## II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	20
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	23
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	23
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	25
第3	森林の整備に関する事項	26
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	26
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	立木の伐採・搬出に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	29
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
3	間伐及び保育に関する事項	38
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	44
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	49
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	林産物の搬出方法等	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	52
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する指針	
(2)	森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3)	林業の担い手の確保・育成に関する方針	

(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	57
1	森林の土地の保全に関する事項	57
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2	保安施設に関する事項	68
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する指針	
(3)	治山事業の実施に関する指針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	70
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針	
4	森林病虫害等の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	71
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
(3)	林野火災の予防の方針	
5	その他必要な事項	74
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	75
(1)	保健機能森林の区域の基準	
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	77
1	伐採立木材積	77
2	間伐面積	77
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	77
4	林道の開設及び拡張に関する計画	78
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	89
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	90
(1)	要整備森林の所在及び面積	
(2)	要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期	
第7	保安林その他法令による制限林の施業の方法	91

Ⅲ 参考資料..... 106

1 森林計画区の概況

- (1) 町村別土地面積及び森林面積
- (2) 気候
- (3) 土地利用の現況
- (4) 産業別生産額
- (5) 産業別就業者数

2 森林の現況

- (1) 齢級別森林資源表
- (2) 制限林普通林別森林資源表
- (3) 町村別森林資源表
- (4) 所有形態別森林資源表
- (5) 制限林の種類別面積表
- (6) 樹種別材積表
- (7) 特定保安林の指定状況
- (8) 荒廃地等の面積
- (9) 森林の被害
- (10) 防火線等の整備状況

3 林業の動向

- (1) 保有山林規模別林家数
- (2) 森林経営計画の認定状況
- (3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況
- (4) 森林組合及生産森林組合の現況
- (5) 林業事業体等の現況
- (6) 林業機械化の概況
- (7) 作業路網等の整備の概況

4 その他

- (1) 施業方法別の施業体系図
- (2) 持続的伐採可能量
- (3) その他

(付) 利用者のために ..... 140

注) 1 「水源<sup>かん</sup>涵<sup>かん</sup>養」や「水<sup>かん</sup>涵<sup>かん</sup>」の「涵」は、平成 22 年 11 月 30 日付け内閣法制局総第 208 号内閣法制次長通知に基づき漢字を用いて振り仮名を付ける表記していますが、保安林種の名称は、森林法上の表記が仮名であるため「水源かん養保安林」と表記した。

2 各表における数値は、四捨五入のため各項の加算値と総数が一致しない場合がある。

# I 計画の大綱

## 第1 木曽谷地域森林計画区の概況

### 1 自然的背景

#### (1) 位置

木曽谷地域森林計画区は、県南西部の木曽川流域に位置し、木曽郡上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村の3町3村からなり、計画区の総面積は154,615haで、県総面積の11%を占めています。

○面積(ながの県勢要覧R2年版、R3長野県民有林の現況)

区分	総面積	森林	森林率
木曽谷	154,615ha	143,994ha	93%
長野県	1,356,156ha	1,057,037ha	78%

#### (2) 気候

北部は中央高地型気候区、南部は東海型気候区に属し、北部の年平均気温は12℃を下回り、年降水量は2,400mm程度で、夏期に比較的多く冬期は少ないです。

南部は年平均気温12℃、年降水量2,800mm程度と北部より多く、特に、御嶽山周辺の年降水量は3,000mmを超え、多い年には4,000mm以上に達する県内でも降水量の多い地域です。

○気候

(気象庁 気象統計情報[2020年])

観測地	平均気温	年間降水量	最深積雪
木曽福島	11.6℃	2,402mm	(データなし)
南木曽	12.0℃	2,834mm	(データなし)

#### (3) 地形

計画区の東は中央アルプス、西は御嶽山など3,000m級の山岳に挟まれ、中央部を木曽川が南下する谷地形が形成されています。

西は鎌ヶ峰、御嶽山、北は鉢盛山、烏帽子岳、東は将基頭山、駒ヶ岳、空木岳、南は南沢山、男垂山などが計画区の境に位置しており、御嶽山麓の高原地帯を除いて、全般に急峻な壮年期の地形となっています。

計画区北端に位置する鉢盛山を源とする木曽川が計画区の中央を南下し、多くの支流と合流しながら岐阜県、愛知県を流下して伊勢湾に注いでいます。

#### (4) 地質

本県は糸魚川－静岡構造線や中央構造線が交わる複雑な地形を有し、糸魚川－静岡構造線により西南日本とフォッサマグナに、さらに西南日本は中央構造線によって内帯と外帯に地質構造が分かれています。

本計画区は、この内帯に属し、北部の堆積岩地帯、南西部の流紋岩地帯、南東部の花崗岩地帯に大別されます。北部の堆積岩は古生層を主体とし、南西部は御嶽山周辺を主体として安山岩を主に火山灰、火山堆積物が見られ、流紋岩は大桑村西部を中心に分布しています。

#### (5) 土壌

木曽谷計画区の位置図



主な土壌群は、褐色森林土、ポドゾル土、黒色土の3つです。

褐色森林土は計画区域内で最も広く分布しており、黒色土は御嶽山麓の比較的平坦な地域に多く分離しています。ポドゾル土は寒冷な気候条件下の標高1,000m以上の比較的急傾斜な山腹上部や急な尾根などの一部に分布しています。

## 2 社会的・経済的背景

### (1) 人口

令和2年10月1日現在の人口は25,310人で県下の1.2%を占め、昭和35年以降減少を続けるとともに高齢化が進んでいます。人口密度は16人/k㎡と県下平均150人/k㎡を大きく下回っています。

産業別就業人口割合は、第一次産業8%、第二次産業29%、第三次産業62%となっています。

○人口

区分	H27年	R2年	H27年比
木曽谷	28,339人	25,310人	89.3%
長野県	2,098,804人	2,034,971人	97.0%

### (2) 農業

令和2年2月1日現在の農家数は1,932戸で、総世帯の約18%となっており、県全体の約13%をやや上回っています。

### (3) 工業・商業

平成30年の製造品出荷額は644億円(県の1.0%)で、事業所数は88箇所、従業者数2,480人となっています。

平成28年の商品販売額は266億円(県の5.4%)で、事業所数は410箇所、従業者数1,753人となっています。

### (4) 交通

木曽川に沿って地域の中央を南北に縦貫する国道19号とJR中央本線が交通の基幹をなしているほか、南木曽町から飯田方面へ国道256号が通じ、国道361号が木曽町から東は権兵衛トンネルを経て伊那方面へ、西は岐阜県高山方面へそれぞれ通じています。また、木曽川右岸道路が木曽町から大桑村まで開通しています。

### (5) 観光

豊かな森林資源や旧中山道の宿場町など、多くの観光資源に恵まれています。中央アルプス及び御嶽の2つの自然公園や、赤沢自然休養林、開田・木曽駒高原、寝覚の床などの自然景観、妻籠宿や史跡など、観光地が計画区全体に分布しています。

令和元年の観光地利用者数は225万人で、前年から9万人増加しています。

注) (1)～(5)資料は、ながの県勢要覧(R2年版)、R3長野県民有林の現況による。

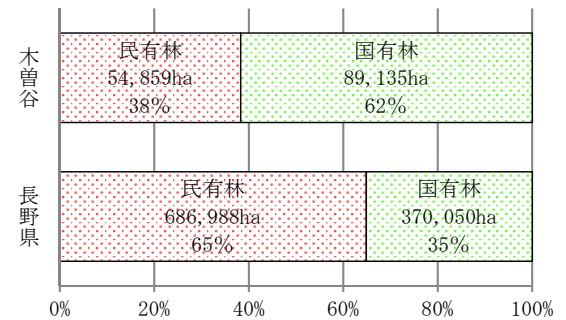
### 3 森林・林業の現状と課題

木曽谷の林業は、天然の木曽ヒノキ資源を中心に木材産業が発達し、国有林の資源を中心に木材の利用が進んでいます。

#### (1) 森林面積と蓄積

本計画区の森林面積は143,994ha、蓄積は30,071千m<sup>3</sup>で、民有林と国有林の割合は、ほかの4計画区は民有林が多いですが、本計画区においては、国有林が面積割合で62%と多く、県全体の割合とほぼ逆転しています。

○民有林・国有林別の森林面積と割合



○森林面積及び蓄積

区分	面積 (ha)			蓄積 (千m <sup>3</sup> )		
	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計
木曽谷	54,859	89,135	143,994	10,507	19,564	30,071
長野県	686,988	370,050	1,057,037	138,844	62,099	200,943

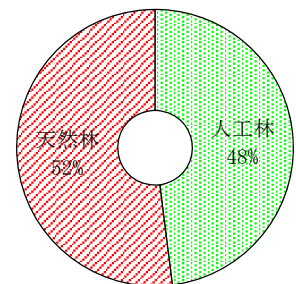
#### (2) 森林資源

民有林の人工林率は48%と県平均より低く、齢級構成は11～13齢級（林齢51～65年）が全体の56%を占めており、森林資源が充実する一方で若齢林が少ない状況にあります。

- 課題**
- ・ 齢級構成の平準化（主伐と確実な更新の推進）
  - ・ 奥地の人工林等の公益的機能の高度発揮（針広混交林への誘導等）

○人工林・天然林別 面積

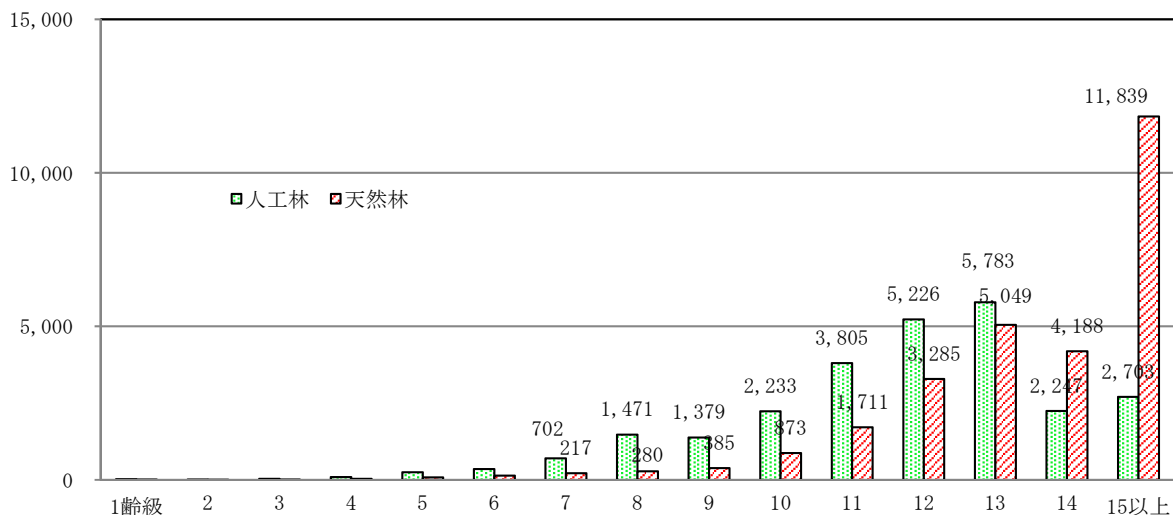
区分	人+天	人工林	天然林	人工林率
木曽谷	54,406ha	26,299ha	28,107ha	48%
長野県	668,363ha	334,794ha	333,569ha	50%



※竹林、無立木地、更新困難地を除いているため（1）の森林面積と異なる。

○人工林・天然林別 齢級構成

(単位 面積: ha)



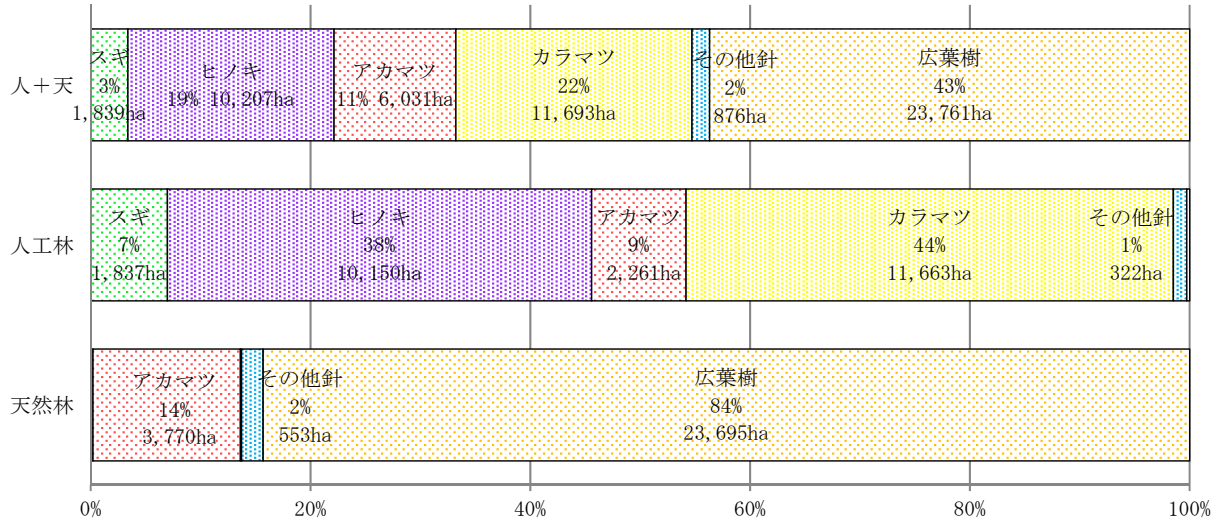


### (3) 樹種構成

人工林の樹種別面積割合は、カラマツが44%と一番多く、ヒノキが38%となっています。

地域的な分布では、北部にカラマツ、中部にアカマツと広葉樹、南部にヒノキと広葉樹が多いです。

○計画区の樹種別面積内訳

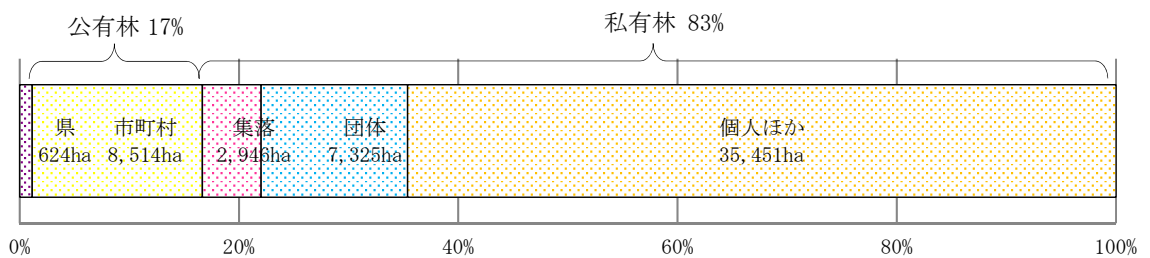


### (4) 所有形態

所有形態別面積は、公有林（県、市町村）が17%、私有林が83%となっています。個人有林の規模は1戸あたり4.5haで、県平均の1.7haを上回っています。

- 課題**
- ・所有者や境界が不明な森林、所有者自らが管理できない森林の増加
  - ・個人有林等の集約化の推進（森林経営管理制度の積極的な活用）

○計画区の所有形態別面積内訳



### (5) 林業労働力

林業事業体数は20事業体あり、内訳は個人事業主3、会社14、森林組合3で、従事者は204人となっています。

平成26年度と比較すると事業体は2社増加しましたが、従事者数は82%に減少しています。

○林業事業体及び従事者数（単位：人）

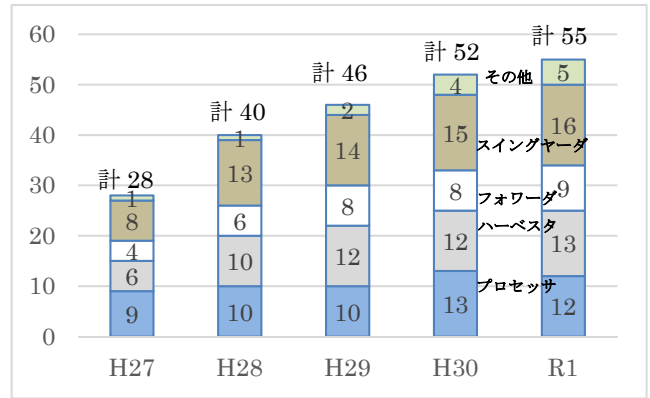
区分	個人	会社	森林組合	計
事業体数	3	14	3	20
従事者数	10	138	56	204

- 課題**
- ・従事者の確保
  - ・一人で何役も熟せる人材の育成

### (6) 高性能林業機械

令和元年度末の高性能林業機械の保有台数は55台で、5年間で27台増加し、機械化が促進されています。

○高性能林業機械保有台数の推移（単位：台）



### (7) 林内路網の整備状況

令和2年度末の当計画区の林道等の林内路網総延長は、1,147km、林内路網密度は20.8m/haで、県平均を下回っています。

○林内路網

区分	令和2年度末開設状況		
	林道路線数	林内路網延長	林内路網密度
木曽谷	145	1,147km	20.8m/ha
長野県	1,900	14,471km	21.1m/ha

※ 林内路網延長は林道以外の作業道、公道等を含む延長

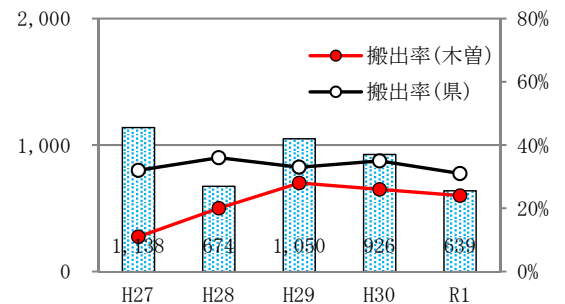
### (8) 間伐

間伐面積は、減少傾向で平成27年から44%減少しています。

間伐材の搬出率は、県平均より低いものの、近年は上昇の傾向にあります。

- 課題**
- ・ 間伐の計画的な実施
  - ・ 間伐材の積極的な利用

○間伐面積と搬出率の推移（単位：ha）



### (9) 素材生産、製材品の出荷

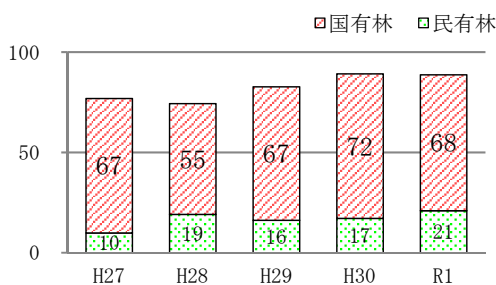
国有林を含めた素材生産量は全県の18%を占めているものの、民有林は6%と低いです。

平成27年と比較すると、民有林の素材生産量は約2倍まで伸びています。

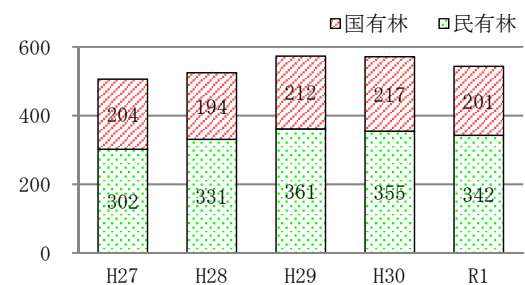
○令和元年素材生産量（単位：m<sup>3</sup>）

区分	民有林	国有林	合計
木曽谷	20,956	67,700	88,656
(民国比率)	24%	76%	100%
全県割合	6%	34%	18%
長野県	342,276	201,103	543,379
(民国比率)	63%	37%	100%

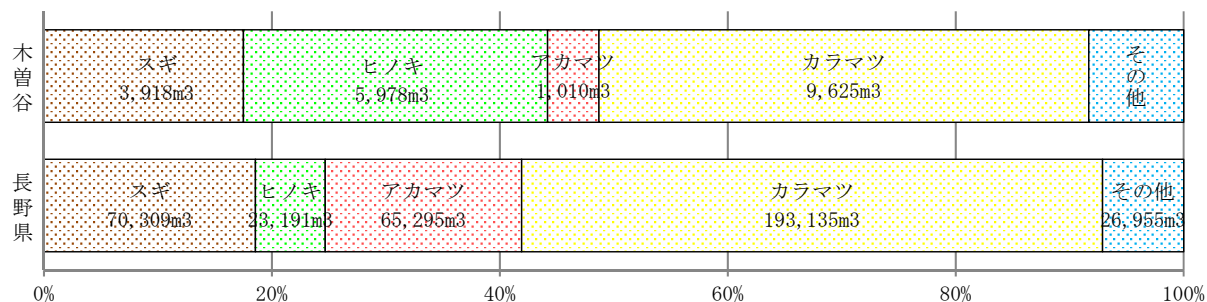
○木曽谷の推移（単位：千m<sup>3</sup>）



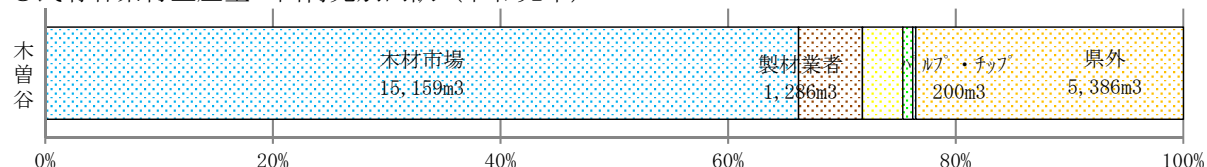
○長野県の推移（単位：千m<sup>3</sup>）



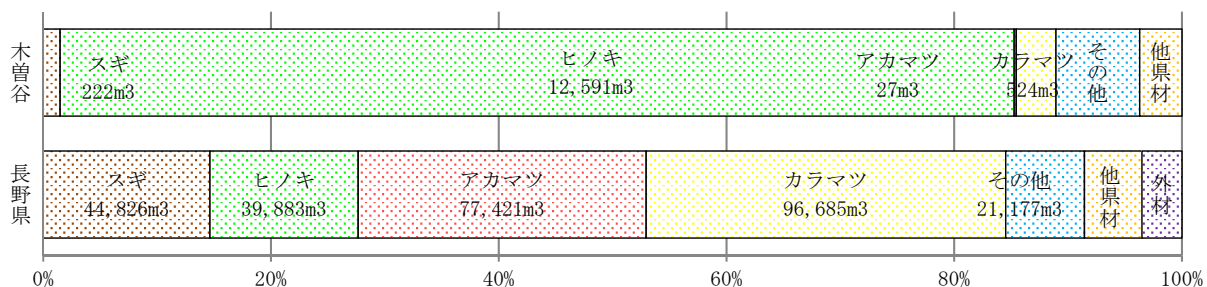
○民有林素材生産量 樹種別内訳（令和元年）



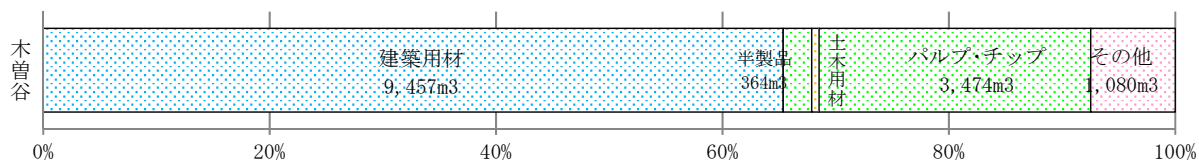
○民有林素材生産量 出荷先別内訳（令和元年）



○製材品出荷量 樹種別内訳（令和元年）



○製材品出荷量 用途別内訳（令和元年）



樹種別では、カラマツの素材生産量がヒノキを上回り、主に県外へ合板用として出荷されています。

また、素材生産された原木の66%が木曽官材市売協同組合に出荷され、地元製材業は主にヒノキを建築材製品に加工し出荷しています。

近年は、再生可能エネルギーの活用推進として、平成30年に木曽町木質バイオマス事業協同組合を設立、計画区内の公共施設等のチップボイラー設置が進みチップの需要が増加しています。

- 課題**
- ・原木の安定供給（主伐施業の促進）
  - ・素材生産の低コスト化

(10) 木材流通及び利用

上松町に本部を構える木曽官材市売協同組合では、国有林・民有林から供給される原木・製材品の販売を行っています。設立から65年の歴史を持ち、令和元年の販売量が約14万m<sup>3</sup>の県内有数の市場です。また、平成25年8月に締結された「木曽谷流域森林整備推進協定」に基づき、同組合が木曽森林管理署藪原土場の一部を借り受け、主に民有林カラマツ材の中間土場として活用しています。

地域材の利用促進としては、公共建築物の木造化が積極的に計画されており、令和3年までに木曽町や上松町の役場庁舎が完成しているところです。さらに非住宅建築物等に地元製材品の利用を促進するため、JAS工場認定や製材工場の水平連携体制の構築が求められています。

低質材は、県内外の木質バイオマス発電施設や木曽町木質バイオマス事業協同組合等に流通しています。

また、原木は「〇高〇国木曽ひのき」や「信州プレミアムカラマツ」のブランド化が進められ、浸透しています。

- 課題**
- ・効率的な木材流通体制
  - ・ブランド化と市場開拓

### (11) 特用林産物

特用林産物の生産は、県生産量に対する割合は高くないですが、ひのき精油やホオ葉巻に使うホオノキの葉など、特色のあるものが生産されています。

また、木曽の特産である百草丸製造に必要なキハダの植栽が令和3年から始まりました。

○令和2年度主な特用林産物の生産状況

区分	生しいたけ	きのこ類※1	山菜類※2	木炭	薪
木曽谷	162 t	100t	4t	1t	98 層積m <sup>3</sup>
長野県	2,782t	147,823t	979t	358t	11,362 層積m <sup>3</sup>

※1 えのき、ぶなしめじ、エリンギ、まいたけ、ひらたけ

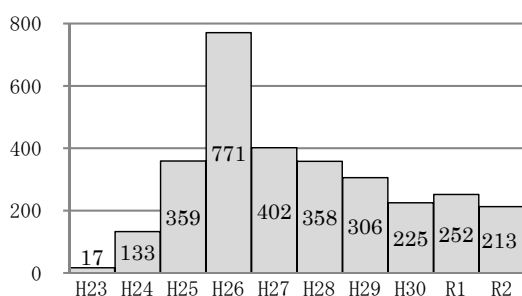
※2 たけのこ、わらび、ぜんまい、ふき、うど、こしあぶら、たらのめ等

### (12) 森林病虫害による被害

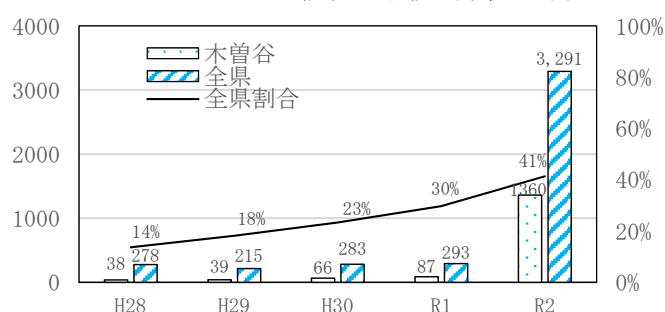
本計画区の松くい虫による被害は、県下で最初に昭和56年に山口村（現中津川市）で確認されて以降、昭和57年に南木曽町、平成24年に大桑村と、計画区の南部で発生して現在に至っています。

令和2年度の松くい虫の被害量は213m<sup>3</sup>で減少傾向にありますが、カシノナガキクイムシ被害が増加し、伐倒駆除を中心に防除対策を進めています。

○松くい虫被害の推移（単位：m<sup>3</sup>）



○カシノナガキクイムシ被害の推移（単位：本）

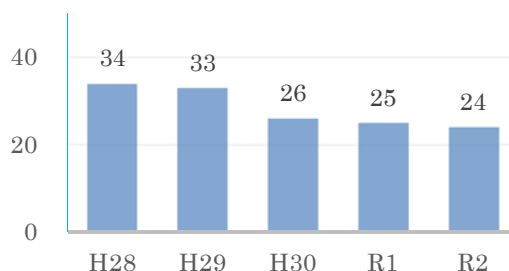


### (13) 野生鳥獣による林業被害

令和2年度の林業被害額は24百万円で、減少傾向にあります。

被害の95%はツキノワグマによる剥皮被害が占めており、剥皮防止テープによる被害防止対策を進めています。

○林業被害額の推移（単位：百万円）



### (14) 保安林の配備状況

保安林は、令和3年9月末現在で土砂流出防備保安林など13,530haが指定されており、民有林面積の25%を占めています。

### (15) 国有林との連携

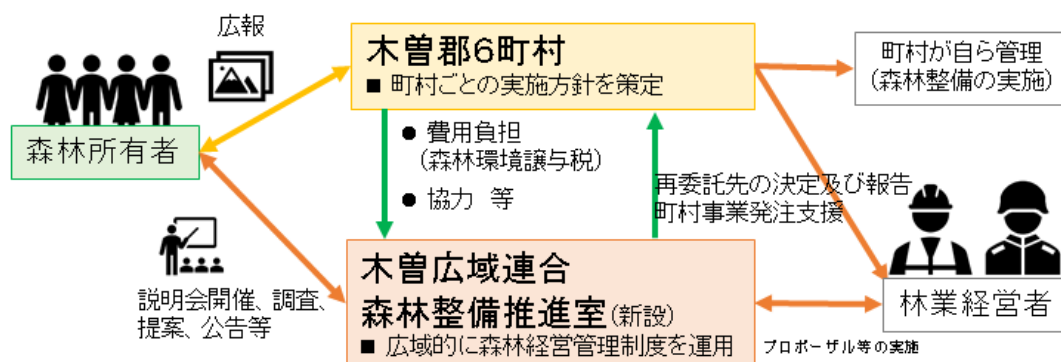
平成25年8月、民国が協働して効率的な路網整備と森林整備を行い、木材の安定供給を図るため、地域の森林・林業・木材関係者が「木曾谷流域森林整備推進協定」を締結し、民有林と国有林が連携して持続可能な林業の再生を目指す枠組み作りに取り組んでおり、現在、7か所の森林共同施業団地により計画区全域がカバーされています。

国有林の既設林道から隣接する民有林まで路網が延長されるなど、効率化や計画的な事業の実施が進められています。

### (16) 森林経営管理制度の推進

森林所有者による経営管理が難しい民有林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を図る新たな森林管理システムである森林経営管理制度が令和元年度からスタートしました。

効率的に森林整備等を推進するため、木曾地域の6町村、広域連合等を委員とする「森林経営管理制度木曾広域連携検討会議」により、具体的な広域連携方法の検討を実施、令和2年度に木曾広域連合に設置された森林整備推進室に町村と県の派遣職員、広域連合職員を配属して、専門的な技術や知識を集め、森林所有者の意向調査から集積計画の作成・再委託先の決定、森林整備の実施設計までを行っています。



## (17) その他

### ア 上下流の交流・企業等による森林づくり

本計画区は中京圏の重要な水源であり、木曽川上下流の自治体や住民の連携による森林づくりのさまざまな取組が進められています。

平成 15 年に愛知中部水道企業団と木曽広域連合の間で木曽川「水源の森」森林整備協定が締結されています。

また、下流域の「水道水源環境保全基金」や上流域の「木曽森林保全基金」により年間 800ha 程の間伐費用の助成が行われ、水源の森づくりが進んでいるほか、森林整備体験イベント等への下流域住民の参加等の交流も進められています。

### イ 木工品等地場産業の発達

木曽ヒノキを代表とする木曽五木等の天然資源が豊富にあったことから、木材産業が発達し、ろくろ細工や桶等の家庭用品、お六櫛や桧傘等の工芸品は、伝統工芸として伝承され、木曽地域の地場産業・特産品となっています。

### ウ 多様な森林利用

森林浴発祥の地である上松町では、平成 18 年に赤沢自然休養林が県下で初めて森林セラピー基地として認定されました。平成 19 年からは、町観光協会と県立木曽病院の連携により、健康診断と林内散策を組み合わせた「森林セラピードック」の提供が行われるなど、健康増進を通じた地域の活性化に取り組んでいます。

王滝村では林道を利用したマウンテンバイクレースやマラソンが開催されるなど、森林を活かしたイベントを開催しています。

注) 図表資料は、R3 長野県民有林の現況、R2 長野県木材統計、長野県林務部業務資料による。

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

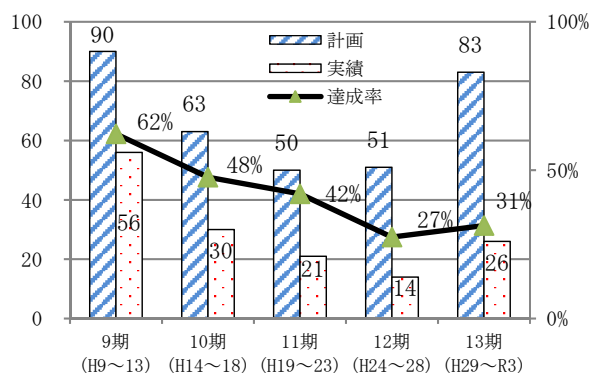
### 1 伐採立木材積

#### (1) 前計画の実行結果

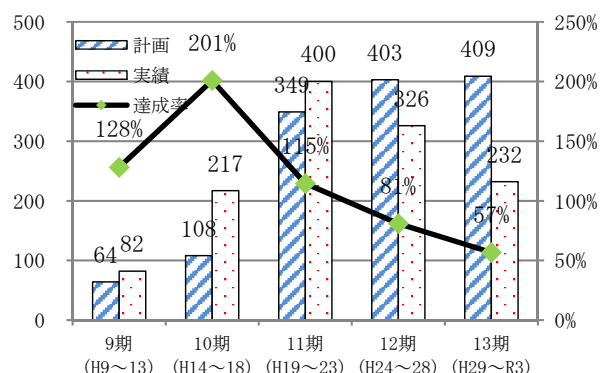
総数(千 $m^3$ )			主伐(千 $m^3$ )			間伐(千 $m^3$ )		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
492	258	52%	83	26	31%	409	232	57%

(注) 前計画期間はH29～R3年度の5ヶ年分。実行数量はH2、3年度分は見込値を含む。

○主伐 (単位 材積: 千 $m^3$ )



○間伐 (単位 材積: 千 $m^3$ )



#### (2) 評価

木材価格の低迷等により主伐の実績は低迷しており、今後は持続的に木材等の森林資源を活かすため、主伐・再生林を誘導して林齢の平準化を図る必要があります。

また、間伐は減少傾向にあり、施業の集約化を進め、引き続き計画的な施業の実施を図るとともに、搬出間伐を推進します。

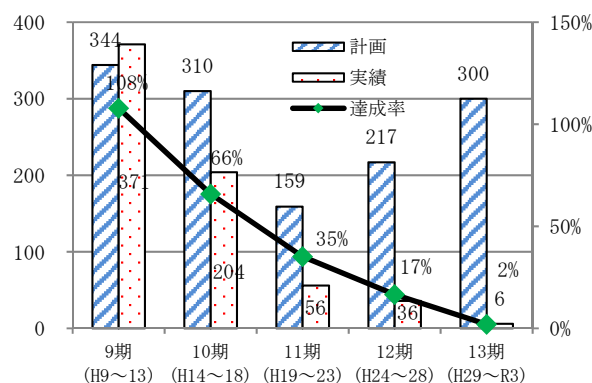
## 2 造林面積

#### (1) 前計画の実行結果

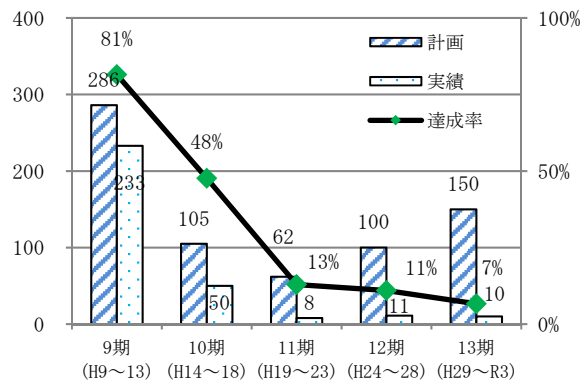
総数(ha)			人工造林(ha)			天然更新(ha)		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
450	16	4%	300	6	2%	150	10	7%

注: 1の(1)の(注)に同じ。

○人工造林 (単位 面積: ha)



○天然更新 (単位 面積: ha)



#### (2) 評価

木材価格の低迷等により主伐の実績は低迷しており、主伐・再生林を誘導して林齢の平準化を図ることが必要ですが、人工造林及び天然更新とも計画を大きく下回っています。

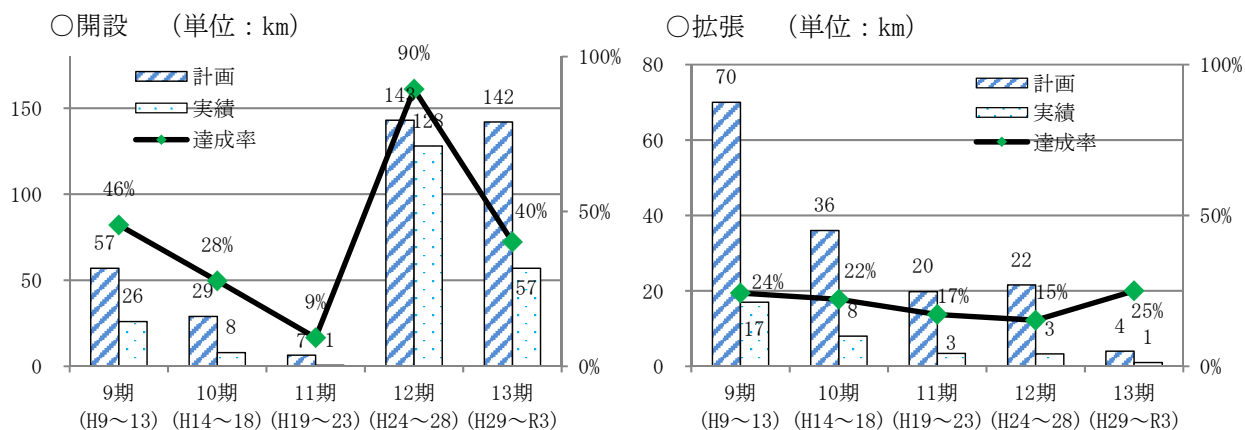
す。

### 3 林道の開設及び拡張

#### (1) 前計画の実行結果

区 分	開設延長 (km)			拡張延長 (km)		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	142	57	40%	4	1	25%

注1：1の(1)の(注)に同じ。 注2：開設は新設と改築の合計、拡張は改良と舗装の合計。



#### (2) 評 価

搬出間伐に向けた作業道の開設が進んでいますが、開設は実行歩合40%と大きく減少しました。拡張は、必要箇所の解消などにより実行歩合25%の結果となりました。

### 4 保安林の指定または解除の面積

#### (1) 前計画の実行結果

種 類	指 定 (ha)			解 除 (ha)		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1,828	676	37%	0	1	—
水源涵養	353	411	116%	0	1	—
災害防備	1,475	265	18%	0	0	—
保健風致	0	0	0%	0	0	—

注1：1の(1)の(注)に同じ。

#### (2) 評 価

水源涵養については、計画を上回る実績となりましたが、災害防備にあつては計画を大きく下回りました。

### 5 保安施設地区の指定

該当なし



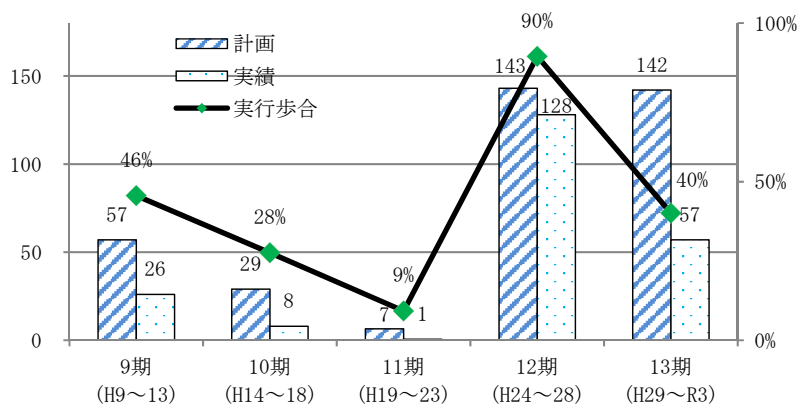
## 6 保安施設事業

### (1) 前計画の実行結果

区分	計画	実行	実行歩合
治山事業施工地区数	14 地区	15 地区	107%

注：1の(1)の(注)に同じ。

○治山事業施工地区数（単位：地区）



### (2) 評価

台風災害等で発生した山地災害を復旧するための補正予算事業等を活用した事業が増加し、計画に対する実行地区数も増加しました。

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

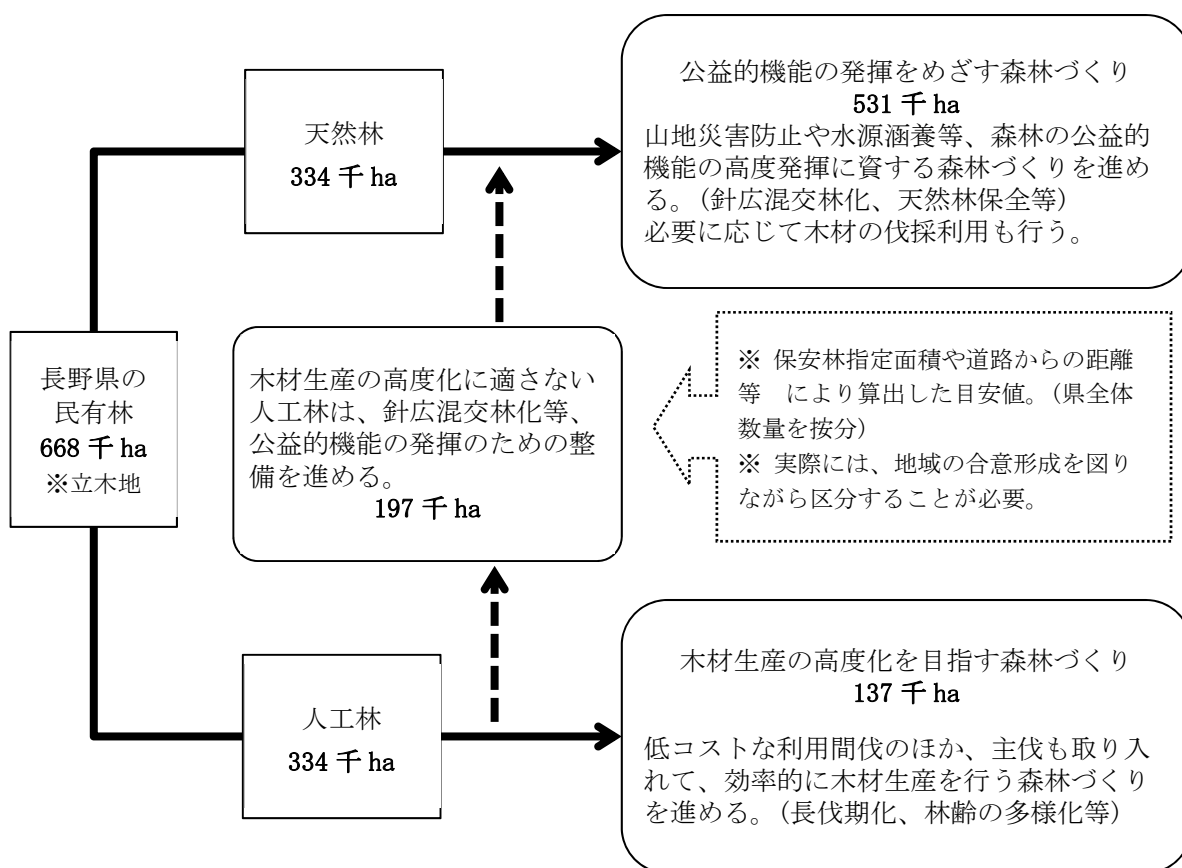
森林が社会全体の共通財産であることを踏まえ、「長野県ふるさとの森林づくり条例」及び条例に基づいて策定された「長野県森林づくり指針」に基づき、森林の持つ多面的な機能が総合的かつ高度に発揮される状態が持続できるよう、森林の整備及び保全を進めます。

特に、「木材生産の高度化をめざす森林」では、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コスト利用間伐などの集約化施業を推進します。

また、森林の有する機能毎の森林整備及び保全を図るため、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材生産等の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林保護等に関する取組を推進します。

計画区の特徴を踏まえ、これを活かした森林整備や木材利用を推進します。

【参考：長野県森林づくり指針 森林づくりの方向性】



以上の基本方針を基に、本計画区における重点事項を「長野県森林づくり指針」の柱に基づいて次のとおり定めます。

## 1 みんなの暮らしを守る森林づくり

### (1) 多様な森林整備の推進

#### ア 重視すべき機能に応じた森林づくりの推進

今後の森林づくりを進めるにあたっては、複数ある森林の機能のうち、最も重視される機能に応じて、「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」と「木材生産の高度化をめざす森林づくり」の2つに区分して、それぞれの目的に応じた最も効率的かつ効果的な森林づくりが進められるよう取り組みます。

#### 「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」

- ・針葉樹人工林においては、計画的な間伐とともに、地域の在来植生の広葉樹を誘導・育成して針広混交林化を推進
- ・天然林においては、必要最低限の施業を実施し、自然の力にゆだねながら、広葉樹を主体とした森林づくりを推進
- ・公益的機能の高度発揮を第一義的な目的としつつ、必要に応じて木材の伐採利用を推進

#### 「木材生産の高度化をめざす森林づくり」

- ・公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コストな利用間伐などの集約化施業を推進
- ・適切な主伐・植栽を実施して林齢の多様化を図るなど、持続的に資源が供給できる森林づくりを推進

#### イ 計画的な森林整備の推進

##### ① 計画的な間伐等の推進

水源涵養機能や木材生産機能等の重視すべき機能に応じた施業が適期に適切に実施されるよう、計画的な間伐等の実施を推進します。

##### ② 施業の集約化の促進

間伐等の施業を効率的に行えるよう、小規模な面積の森林を面的に取りまとめる集約化の取り組みを促進します。

集約化にあたっては、意欲と能力のある林業経営者が持続的な森林経営の主体となるような仕組みづくりを森林経営管理制度等の活用により進めます。

##### ③ 針広混交林化及び広葉樹林整備の促進

公益的機能の発揮をめざす森林のうち、針葉樹林については針広混交林化等を進めるとともに、広葉樹林についても必要に応じて適切な整備を促進し、木材として利用することも含めて、その施業に必要な技術の確立を図ります。

##### ④ 持続的な木材供給のための主伐の誘導

人工林の林齢構成に偏りが見られることから、木材生産の高度化をめざす森林については、持続的な木材生産が行える森林づくりをめざして、長伐期化を図る一方で、林齢の平準化を図るため、主伐・再造林の取組等を促進します。

##### ⑤ 適切かつ効率的な更新施業の推進

主伐については、適切なルールに基づく森林の公益的機能への配慮とともに、適地適木による確実な更新が行われるよう指導します。

なお、適切な更新を進めるにあたっては、コンテナ苗木の活用や低コスト造林、野生鳥獣による造林木の食害防止に向けた取り組みを推進します。

##### ⑥ 多様な整備手法の推進

上流地域の森林整備に対する下流地域の受益者の応益分担や、企業のCSR活動としての森林整備に加え、森林の二酸化炭素吸収量の評価を活用した森林整備等、多様な手法による森林整備の仕組みづくりを推進します。

## (2) 森林の保全に向けた取組の強化

### ア 災害に強い森林づくりの推進

災害から人々の暮らしを守るため、特に山地災害防止機能を重視する森林においては、崩壊防止や災害緩衝に資する森林の整備や、溪畔林の整備を進めるなど、適地適木・適正管理を基本とした災害に強い森林づくりを推進します。

また、治山事業等公的な森林整備事業を導入し、適正な立木の密度が保たれた針広混交林や広葉樹林の整備を進め、流域の防災機能の向上を図ります。

### イ 保安林の指定等、公的管理の推進

山地災害の防止をはじめ、水源のかん養や生活環境の保全等、公益的機能の高度発揮が必要な森林のうち、公的な管理や整備が必要な森林は、その機能に応じた保安林の指定を進め、適切な整備・管理を図ります。

### ウ 野生鳥獣及び森林病虫害による森林被害の拡大防止

野生鳥獣が集落周辺に出没しにくい環境をめざして、里山と集落の間の緩衝帯の整備や、ツキノワグマやニホンジカ等による樹木の「剥皮」等の被害の軽減に向けて、効果的な防除対策や捕獲対策等を推進します。

また、松くい虫等被害の拡大を防止するため、守るべき松林と、被害の拡大を防止する松林等について、それぞれの状況に対応した効果的かつ総合的な防除対策の推進を図るとともに、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、人家やライフライン等に影響が出ないよう防除対策を進めます。

## 2 木を活かした力強い産業づくり

### (1) 林業再生の実現

#### ア 計画区の特性を活かした林業の構築

効率的な作業システムを推進するとともに、地形や規模に応じた架線集材等、地域の特性に適合した作業システムの検討・普及を推進します。

また、低コスト化による林業の収益性の向上と合わせて、カラマツをはじめとする多様な樹種の育成・生産等、地域の強みや特長を活かすことにより木材の付加価値を高め、地域の特性を活かした林業の構築を推進します。

#### イ 施業の集約化の促進

面的なまとまりの下で効率的な施業を進めるために、木材生産の高度化をめざす森林においては、林業再生団地として、作業ロットを確保するなど、小規模な面積の森林を面的に取りまとめる集約化の取り組みを促進します。

#### ウ 高密度な林内路網の整備の推進

低コスト林業の構築のためには、木材を効率的に搬出するための高密度路網の整備が不可欠であることから、木材生産の高度化を図る森林においては、その基盤となる作業道等の林内路網の整備を推進します。

なお、整備にあたっては、簡易で耐久性のある路網の作設と整備後の適切な維持管理

等に配慮されるよう、技術の普及等に努めます。

#### エ 高性能林業機械の導入による生産性の向上

施業の集約化や高密度路網の整備に加え、これらと組み合わせた機械化を進める必要があることから、高性能林業機械の導入・更新を推進し、これらを十分に活用した、より効率的な作業システムの普及を推進し、生産性の向上を図ります。

#### オ 林業の担い手の確保・育成

##### ① 森林施業プランナーや高度な技術者の養成

集約化施業の推進に向けて、森林所有者のために森林整備や路網整備等の計画の作成を行い、現場の適切な管理を行う森林施業プランナーの育成・強化を推進します。

##### ② 就業者の定着等の促進

新規就業者が、林業に定着し、安心して仕事が続けられるよう、就業条件の整備や労働災害の防止等を促進します。

##### ③ 多様な人材の育成

地域の中核的な林業労働力の確保・育成や地域振興等を支える林業士等のリーダー育成と自ら森林の管理・経営を行う森林所有者に対しては、森林の管理・経営に必要な知識・技術が習得できる機会を提供します。

##### ④ 木曾青峰高等学校及び林業大学校・上松技術専門校における人材育成の推進

林業の基礎知識から専門的な知識・技術を身につけた技術者や実践的な林業後継者等の育成を推進します。

#### カ 事業量の安定的な確保に向けた取組の推進

森林組合や林業事業者が、安定的に事業量を確保し、計画的かつ持続的に事業を展開できるよう、施業の集約化や森林経営のための計画の作成等、森林所有者から長期の施業委託や経営委託を受けるための取り組みを促進します。

また、自ら森林管理を行うことが困難な森林所有者に対しては、森林経営管理制度の活用により、町村による適正な管理・経営を推進します。

## (2) 信州の木の利用促進

#### ア 原木安定供給体制の確立

##### ① 素材生産の効率化等の推進

民国連携による施業の集約化や路網整備を推進するとともに、間伐施業主体から主伐による素材生産に移行し、素材生産の低コスト化と労働生産性を高め、原木の安定供給を図ります。

##### ② 原木流通体制の構築

安定的な原木供給を推進していくため、山土場から製材工場等への原木の直送や、木曾官材市売協同組合の原木市場を中心とした良質材の集荷・仕分けと合板用材（B材）を工場等へ供給する中間土場の活用など、素材生産の状況に応じた適切な原木流通体制の構築を推進します。

## イ 品質の確かな県産材製品の加工流通体制の整備

### ① 木材加工事業者間の連携等の推進

森林資源の成熟により大径材の生産量の増加が見込まれる中、木造住宅の梁・桁等への県産材利用を拡大するなど、地域の資源の強みや特長を活かした加工・流通体制づくりを、地域の木材加工事業者間の連携により推進します。

また、非住宅建築物等に県産材製品の利用を促進するため、J A S工場認定や製材工場の水平連携体制の構築等を推進します。

### ② 県産材の利用拡大

住宅や公共施設等の木造化を推進するとともに、チップボイラー等の導入を推進し、良質材（A材）から低質材（C材）までの多様な木材を利用していくとともに、これまで利用されなかった林地残材（D材）も再生可能エネルギーとして活用する等、未利用材の活用やカスケード利用を基本としつつ、熱利用等の地域内での利用を促進します。

また、合板用（B材）カラマツ材の需要拡大を図るとともに、天然木曽ヒノキのブランドを活かした「〇高〇国木曽ひのき」や「信州プレミアムカラマツ」のブランド化を促進します。

## 3 森林を支える豊かな地域づくり

### (1) 森林の適正な管理の推進

#### ア 管理主体の明確化

森林所有者及び地域住民等の森林整備の合意形成や、森林の管理主体の明確化を図る取組を推進するとともに、森林所有者情報の整備や森林境界の明確化の取り組みを推進します。

森林所有者自らが管理できない森林は、林業事業体の経営委託により集約化を図るほか、森林経営管理制度の活用を積極的に進めます。

#### イ 里山の整備・利用

長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」等、地域の人々が里山を自立的・持続的に管理する取り組みに対して、森林づくり県民税活用事業等により支援を行うとともに、地域の人材や林業士、林業研究グループ等の育成や活動を支援します。

### (2) 森林の多面的な利用の推進

#### ア 特用林産物等の生産の振興

山村地域の貴重な収入源であるきのこ・山菜類のほか、木曽地域の特産であるホウ葉巻のホウノキの葉や百草丸の原料であるキハダなど、多様な特用林産物の生産振興を図ります。

#### イ 新たな森林産業の創造

森林空間を利用したグリーン・ツーリズムなどの自然体験活動や森林の癒し機能を活かした森林セラピー等、森林の恵みを観光分野や医療分野、教育分野等他産業と結びつけた、新たな森林産業の創造や、山村の6次産業化に向けた取り組みを推進します。

また、森林を通じた都市住民等との様々な交流を進めることによって、木工芸品等の地

場産業や観光産業等、地域の産業の活性化につなげます。

#### ウ 人材の育成・定着の促進

UターンやI・Jターンの若者等が、山村地域に定住し、地域の産業を担っていけるよう、魅力的な産業の創出を図るとともに、技術習得や定住環境の整備を促進します。

#### エ 都市住民等との交流の推進

森林を活かした上下流の住民交流や山村と都市との交流、企業によるCSR活動としての森林整備への協力、山村と大学等教育機関との交流、都市部の児童や生徒を対象とした「みどりの学習」旅行、都市と山村地域との二地域居住など、様々な県民、国民、企業・団体等が、様々な形で森林や山村に関わり、地域の活性化に貢献するような多様な仕組みづくり・人づくりを推進します。

#### オ 森林環境教育、木育の推進

次代を担う子供たちが森林づくりや木材利用の重要性を理解できるよう、みどりの少年団活動や学校林活動等を推進します。

また、教職員が森林・林業への理解を深めるよう、指導者研修会等の開催を支援します。

## 参考「長野県森林づくり指針」の基本指標 (平成17年6月策定、平成22年11月改訂)

### ◆民有林の整備の目標(50年後)

(単位:千ha)

区 分	現状(H22)	目標(H72)	備 考	
針葉樹	人工林	327	229	木材生産重視(132) 公益的機能重視(97)・・・針広混交林
	天然林	60	54	
	小 計	387	283	
広葉樹	人工林	2	2	針広混交林(98)
	天然林	272	376	
	小 計	274	378	
合 計	661	661		

※面積は立木地のみの数値

※針葉樹人工林の一部針広混交林化と針葉樹天然林の広葉樹林化により、針広の割合が逆転

- 木材生産を高度化する森林については、林道等道路から500m以内の人工林針葉樹を対象とし、保安林等の制限林及び更新不適地を除外
- 針広混交林は、針葉樹:広葉樹=1:1として算出

### ◆民有林の間伐の目標(10年間)

(単位:千ha)

区 分	目標(H23~H32)
間伐目標面積	184

- 3~12齢級の人工林及び天然アカマツ林のうち、林道等から500m以内の林分を対象とする。ただし、500m以上離れた森林のうち、7齢級以上の森林は1回間伐を実施

### ◆素材生産の目標(10年後)

(単位:千m<sup>3</sup>/年)

区 分	現状(H21)	目標(H32)
年間素材生産量	305	750

- 主伐と間伐による素材生産量を合計して算出(民有林間伐材搬出率40%と想定)

### ◆林業労働力の目標(10年後)

(単位:人)

区 分	現状(H21)	目標(H32)
林業就業者数	2,567	3,000

※林業就業者=現場において造林や伐採等の作業を行うことを業務とする者

- 10年後の造林及び素材生産量の事業量を予測し、人工数と年間平均就労日数を設定し算出



## Ⅱ 計画事項

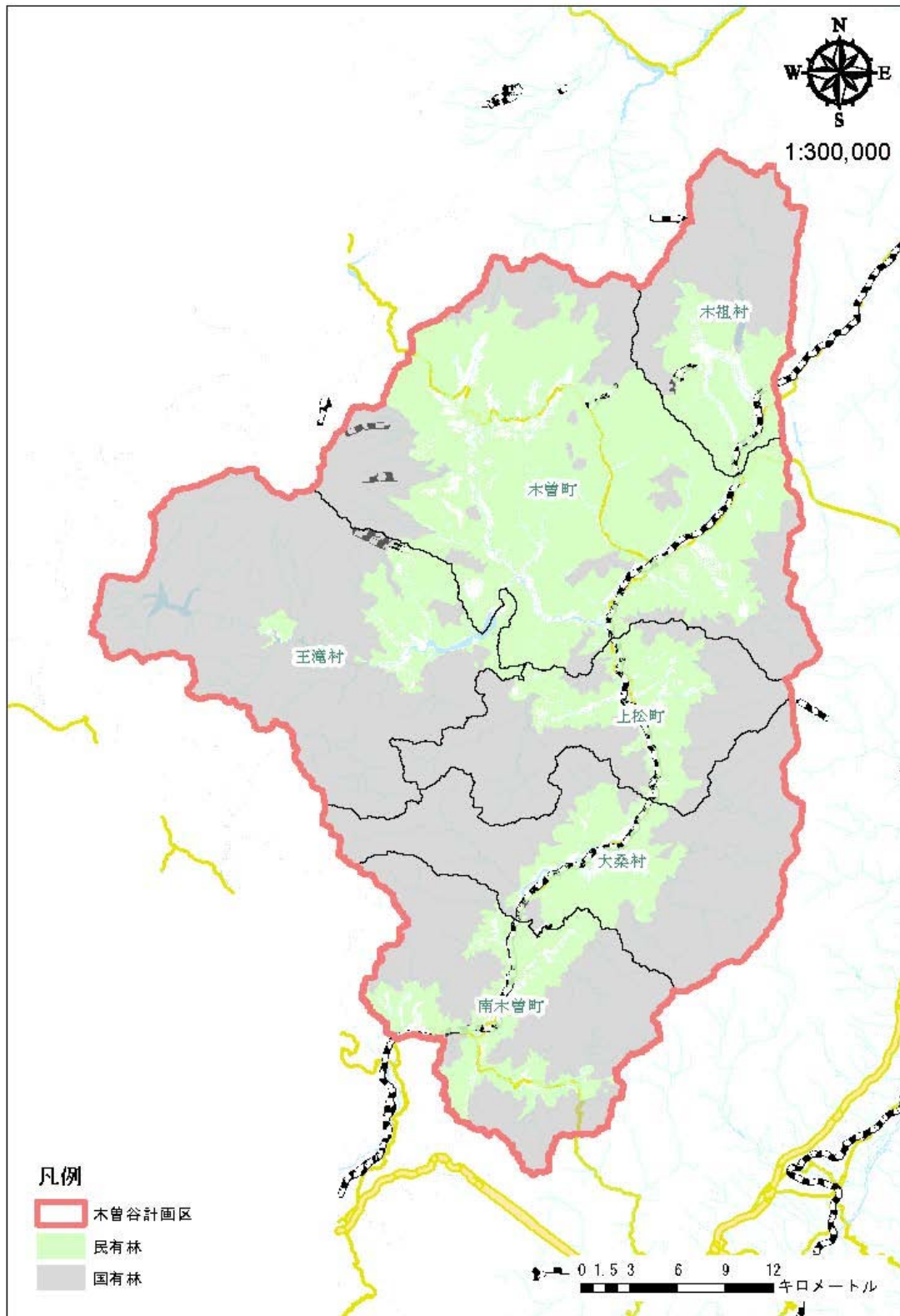
### 第1 計画の対象とする森林の区域

町村別森林面積（単位：ha）

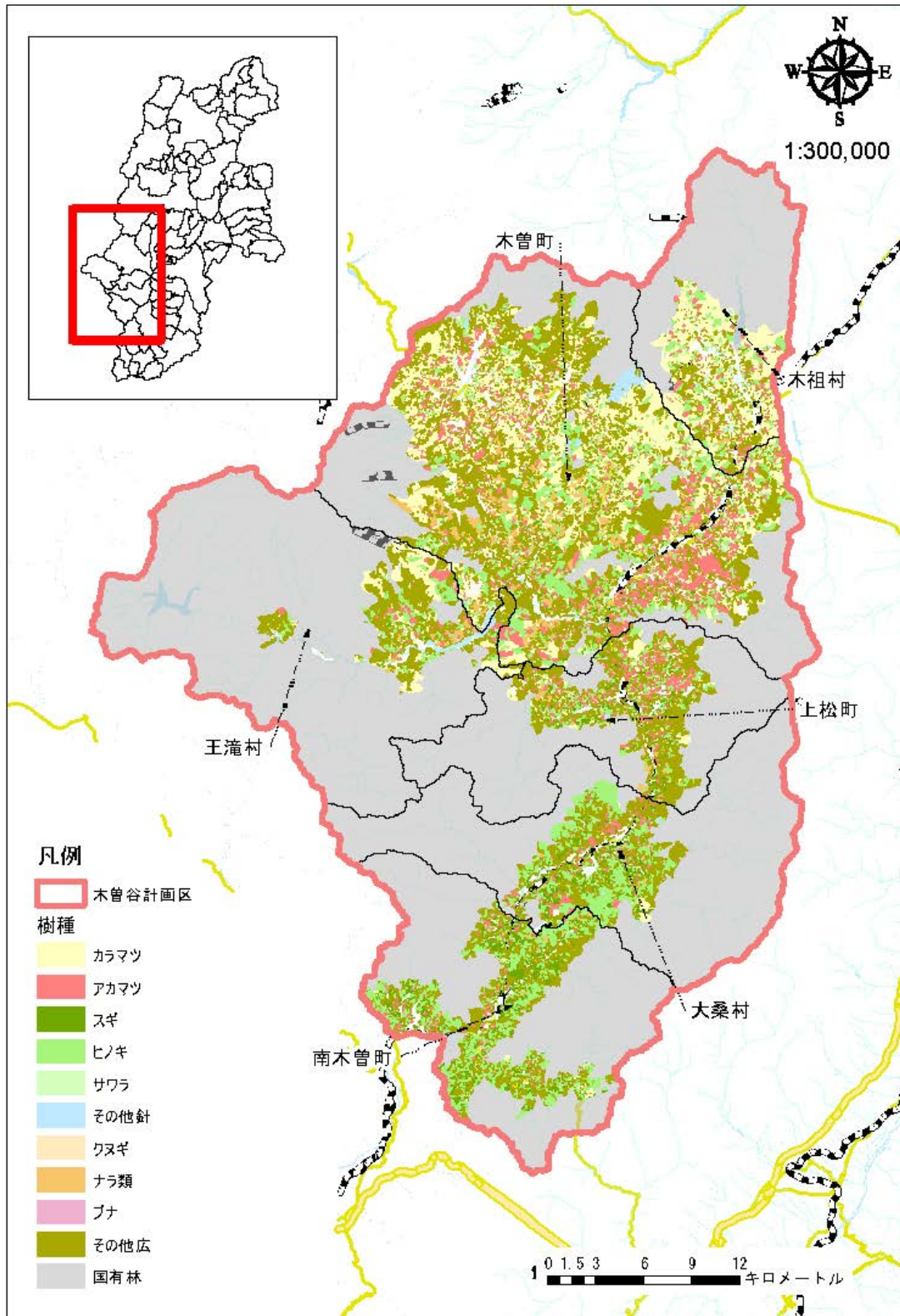
町 村 名	面 積	備 考
上 松 町	4,959	
南 木 曾 町	6,007	
木 曾 町	30,176	
木 祖 村	4,982	
王 滝 村	3,865	
大 桑 村	4,871	
計 画 区 総 数	<b>54,859</b>	

- 注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 森林計画図は、木曾谷地域森林計画区に含まれる地域の町村役場及び長野県林務部森林政策課、木曾地域振興局において閲覧できる。
- 3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。
- 4 地域森林計画の対象となる民有林（次の（1）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の（3）の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、次の（1）～（4）までの事項の対象となる。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可
  - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
  - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
  - (4) 森林法第191条の4第1項の林地台帳

【計画の対象とする森林の区域図】



【樹種別の森林分布図】



## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、全国森林計画に定められた「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、長野県森林づくり指針に即しつつ、計画の大綱の第3に定める「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、(2)に掲げる森林の有する機能ごとの望ましい森林の姿をめざして、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとします。

#### (2) 森林の整備及び保全の基本方針

(1)の目標を実現するために、森林の有する公益的機能ごとの基本方針と望ましい森林の姿を表2-1のとおり定めます。

【表2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
水源涵養機能 <small>かん</small>	<p>洪水の緩和や県民生活に必要な良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 林内が暗く下層植生の乏しい森林は、林内の光環境の改善による下層植生の育成促進と樹木の根の発達させるため、間伐を実施する。</p> <p>② 健全な森林土壌の維持のため、適切な保育・間伐を実施する。</p> <p>③ 不成績造林地は、植栽により浅根性と深根性の樹種を組み合わせ配置し、森林土壌の粗大孔隙を発達促進させる。</p> <p>④ 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。</p>	<p>① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林</p> <p>② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林</p> <p>③ 齢級の高い森林</p> <p>④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p>
山地災害防止機能 /土壌保全機能	<p>災害に強い県土を形成する観点から、「災害に強い森林づくり指針」（森林の土砂災害防止機能に関する検討委員会編：長野県林務部）に即した施業を基本とする。</p> <p>施設整備等が必要な森林は、保安林に指定し治山事業による整備を推進する。</p>	<p>① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林</p> <p>② 樹冠が適度にうっ閉している森林</p> <p>③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p> <p>④ 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針	望ましい森林の姿
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、次の施業を基本とする。</p> <p>① 樹種の多様性を増進する施業</p> <p>② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林</p> <p>② 諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。</p> <p>保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>	<p>① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林</p> <p>② 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
文化機能	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を実施する。</p> <p>風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>	<p>① 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林</p> <p>② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえ、様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林を目指す。</p> <p>森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>	<p>① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</p> <p>② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>
木材生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を実施する。</p> <p>その上で、地域の木材集積施設や木材加工施設、信州F・POWERプロジェクトによるバイオマス発電施設への原木供給を行う。</p> <p>「長野県林内路網整備指針」に基づき、林道や作業路等の整備を積極的に進める。</p>	<p>木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林</p>

注) 全国森林計画の「第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」と併せたものをそれぞれの方針とします。



### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

伐採計画材積から造林計画面積を算出することとし、伐採後は全て人工植栽又は天然更新としました。また、未立木地へ植栽する計画として算出しました。

育成複層林は、森林の持つ公益的機能が高度発揮されるよう、過去の実績も踏まえ必要な計画量を設定しました。

【表2-2】 森林の区分別の計画量

(単位 面積：ha)

区 分		現 況	計 画 期 末	差 引 増 減
面 積	育成単層林	27,315	27,015	△300
	育成複層林	66	216	150
	天然生林	27,478	27,628	150
	計	54,859	54,859	0
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		192	214	22

現況は、令和3年9月1日現在の数値です。

(注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為<sup>\*1</sup>により成立させ維持される森林。例えば、植栽により成立するスギ、カラマツ、ヒノキ等からなる森林。



育成単層林

2 育成複層林とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一の空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層<sup>\*2</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。



3 天然生林とは、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林(未立木地及び竹林を含む。)。例えば、天然更新によるミズナラ・ブナ・コメツガ・シラビソ等からなる森林。

※<sup>1</sup>： 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※<sup>2</sup>： 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

## 2 その他必要な事項

県及び町村は、十分な連携のもと、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めることとします。

### 第3 森林の整備に関する事項

第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に掲げる事項を踏まえ、森林の整備に関する事項を定めます。

なお、「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」は、市町村森林整備計画における立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるものです。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定め、たうえで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林（人工造林又は天然更新）により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【表 3-1】主伐の区分

区 分	主伐の方法の内容
皆 伐	択伐以外のもの。
択 伐	伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう（伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率）。

【表 3-2】主伐の留意事項

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度（20m以上）の幅を確保する。</li> <li>② 自然条件により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域（例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等）は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。</li> <li>③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。</li> <li>④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。</li> <li>⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、ぼう芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。</li> <li>⑥ 森林経営計画に基づいて施業を行う場合は、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておく必要がある。</li> <li>⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。</li> </ul>

区 分	留 意 事 項
	<p>⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。</p> <p>⑨ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要ある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。</p>

区 分	留 意 事 項
皆 伐	<p>① 原則として傾斜が急な所、風害・雪害の気象害がある所、野生鳥獣の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとする。</p> <p>② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、<b>20ha</b> を超えないものとする。出来るだけ小面積とするよう計画する。</p> <p>③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 <b>20m</b>以上（周辺森林の成木が <b>20m</b>を超える場合は、樹高程度以上）の保残帯を設けること。</p> <p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から <b>20m</b>程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。</p> <p style="text-align: center;">河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>
択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は <b>0.05ha</b> 未満とし、隣接する伐区との間は、<b>20m</b>以上離れていること。</p> <p>② 带状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、<b>10m</b>未満とし、隣接する伐採帯との間は、<b>20m</b>以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。</p>



**(参考) 伐採方法の区分について**

地域森林計画は、全国森林計画に即して立てる計画と規定されており、伐採方法の区分は、全国森林計画に準じています。

一方、森林学（林学）上の伐採方法の区分は、一般に次の3種に大別されます。

伐採種		伐採方法	更新方法
皆伐		更新面の林木を全部伐採する。	人工造林 天然下種 ぼう芽（広葉樹）
漸伐	傘伐	伐採が完了する前に更新が行われる作業。 予備伐、下種伐、後伐により、高木が全て伐採される ときには、稚樹が生えそろうている。	天然下種
	画伐	群状に伐採を行い、漸次拡張して隣接の更新地と連絡 するようになって更新を終わる。	天然下種
択伐		数年おきにその間の成長量だけ伐採し、間断なく更新 される。	天然下種 ぼう芽（広葉樹）

なお、更新とは、主伐の前または後に次代の森林を作ることで、人工造林と天然更新とがあります。

また、広葉樹林では、萌芽による更新も行われます。

ここで、主伐というのは、間伐に対する言葉であり、林木が目的の大きさに達した時に伐採することをいいます。

(参考図書) 「林業実務必携」東京農工大学農学部林学課編

**(2) 立木の標準伐期齢に関する指針**

立木の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に表3-3のとおり定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

**【表 3-3】 樹種ごとの標準伐期齢**

区分	主 な 樹 種				
針葉樹	カラマツ	アカマツ	スギ	ヒノキ	その他 針葉樹
	40年	40年	40年	45年	60年
広葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ		その他 広葉樹
	15年	20年	70年		20年

**(3) 立木の伐採・搬出に関する指針**

立木の伐採・搬出に当たっては、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することを踏まえ、林業事業体等が主伐時における立木の伐採・搬出する場合は、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則して伐採・搬出することとします。

#### (4) その他必要な事項

主伐後の更新の確認方法

【表 3-4】更新の確認時期と確認者

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	県認定計画は、 地域振興局 町村認定計画は、 町村
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)」

伐採後の造林の終わった日から、それぞれ30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」の提出が義務付けられています。

確認方法は、第3の2 造林の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や町村の確認調査にあたっては、地域振興局の林業普及指導員等が技術的な助言、協力を行うこととします。

## 2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

なお、市町村森林整備計画における造林に関する事項は、以下の内容を参考に定めるものとします。

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象地

【表 3-5】人工造林の対象地

人工造林の対象地	木材生産の適地
	特に効率的な施業が可能な森林
	森林の有する公益的機能の発揮が必要な土地
	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の対象樹種及び植栽本数

適地適木を旨として対象樹種とその植栽本数は下表を標準とし、植栽地の状況、苗木や品種の特性等を総合的に勘案するとともに、生産目標や森林の公益的機能の維持増進を考慮して基準を定めることとします。

また、特定苗木（成長に優れたエリートツリー）や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の選定に努めるとともに、低密度植栽の導入を推進することとします。

【表 3-6】樹種別の植栽本数一覧表

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
植栽本数 (ha当たり)	3,000本	3,000本	3,000本	2,300本	3,000本	3,000本

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮することとします。

b 植付けの方法

気候、コンテナ苗等植栽する苗木の種類、その他立地条件及び既往の植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けることとします。

c 野生鳥獣による被害防止の方法

近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の早期回復及び森林資源の維持増進を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において伐採跡地の人工造林をすべき期間について、次のとおりとします。

【表 3-7】 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から 2 年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過する日までの期間

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において定めます。

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

### ア 天然更新の対象地

【表 3-8】 天然更新の対象地

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病害虫、野生鳥獣被害地も含む。)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

### イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新のうち、天然下種更新の対象樹種は、林冠を構成する高木性の樹種から選定するものとします。また、ぼう芽更新による場合の対象樹種は、ぼう芽能力の強いものとして選定します。

なお、平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』によれば、ぼう芽更新は、根本直径とぼう芽発生数には強い関連があることが分かっていることから、更新未完了の若齢広葉樹林や根元直径40cm以上、おおむね80年生以上の広葉樹林は、ぼう芽更新が困難な森林として扱い、更新確認には特に留意します。

対象樹種は、下表を基準とします。

【表 3-9】天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類 (ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ (クルミ科)	ヨグソネバ (ミズメ) (カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ (カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
オオバヤシャブシ (カバノキ科)	アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)
クマシデ (カバノキ科)	イヌシデ (カバノキ科)	アカシデ (カバノキ科)
ブナ (ブナ科)	イヌブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	アベマキ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)
カシワ (ブナ科)	クリ (ブナ科)	エゾエノキ (ニレ科)
ケヤキ (ニレ科)	フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ (カツラ科)
ヒロハカツラ (カツラ科)	タムシバ (モクレン科)	コブシ (モクレン科)
ホオノキ (モクレン科)	ヤマザクラ (バラ科)	カスミザクラ (バラ科)
オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)	ウワミズザクラ (バラ科)
イヌザクラ (バラ科)	ズミ (バラ科)	ウラジロノキ (バラ科)
ナナカマド (バラ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	トチノキ (トチノキ科)	シナノキ (シナノキ科)
ナツツバキ (ツバキ科)	ハリギリ (ウコギ科)	コシアブラ (ウコギ科)
ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)
オオバアサガラ (エゴノキ科)	コバノトネリコ (アオダモ) (モクセイ科)	アカマツ (マツ科)
カラマツ (マツ科)	キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)
モミ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)	シラビソ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	ツガ (マツ科)
コメツガ (マツ科)	スギ (スギ科)	コウヤマキ (コウヤマキ科)
ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)	アスナロ (ヒノキ科)
クロベ (ネズコ) (ヒノキ科)	ネズミサシ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)

(平成 20 年 1 月 長野県「災害に強い森林づくり指針」解説を参考としました。)

【表 3-10】 ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数 (参考)		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径 (参考)
		直径	本数	
ぼう芽更新樹種	ミズナラ (ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ (ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ (ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ (モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ (バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ (カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ (ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ (ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ (リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き (解説編)』を参考としました。)

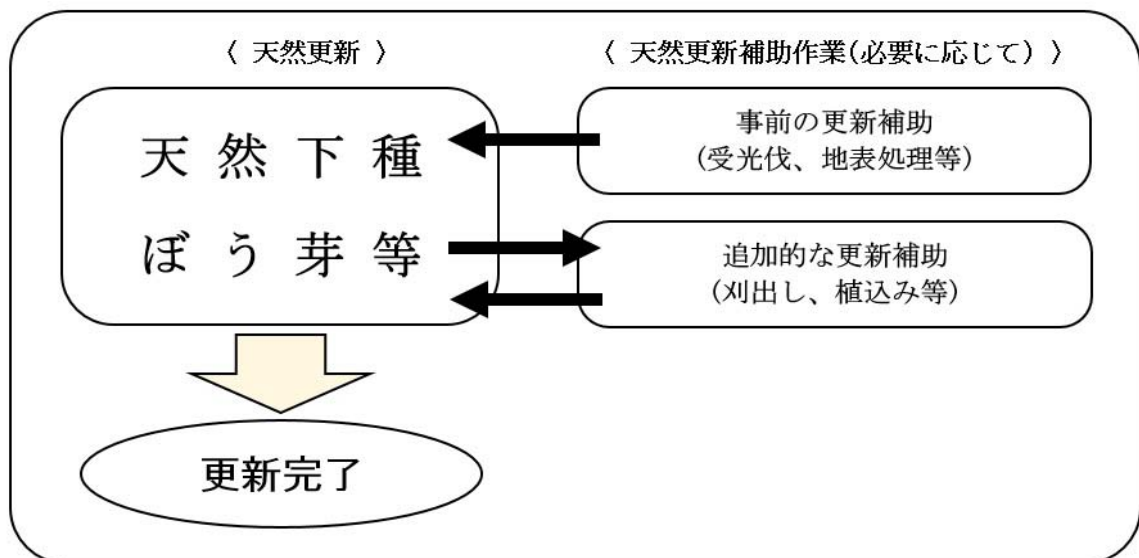
ウ 天然更新の標準的な方法に関する指針

更新の種類は、天然下種更新及びぼう芽更新とし、更新補助の作業は次のとおり定めます。

【表 3-11】天然更新方法

区分	方 法	内 容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

更新条件が当初の想定と異なり、更新成績が不良となっている場合（種子の凶作、ササ類の繁茂等）には、速やかに追加的な天然更新補助作業を実施します



エ 天然更新の完了判定基準

「更新」とは、第3の1の(1)で定めたとおり、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

天然更新の場合、「再び立木地」となった更新樹種の成立本数（周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限ります。）は、立木度3に相当する本数以上に成立していなければなりません。

ここで、「立木度」とは、次の式で表すものです。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数 (本/ha)}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数 (本/ha)}} \times 10$$

以上のことを踏まえ、天然更新の完了判定基準を次のとおり定めます。

なお、判定の時期は、第3の1の(4)の表3-4の天然更新の確認時期とし、判定者は確認者と同様とします。



【表 3-12】天然更新の完了判定基準表

区分	内容	備考
期待 成立本数	10,000 本/ha 以上	森林資源モニタリング調査の調査結果、広葉樹が優先する林齢 5 年生の調査プロットの平均成立本数が約 10,000 本/ha（平均樹高 3~4m）であったことから設定。（平成 24 年 3 月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』を参照）
更新すべき 立木本数	3,000 本/ha 以上	立木度の計算式より設定。
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、表 3-10 を参考に判断する。	
更新を判定 する時期	伐採終了年度の翌年度の初日から 5 年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し伐採終了年度の翌年度初日から 7 年を経過した日までに判定する。	

【表 3-13】競合植物の草丈及び更新樹種の稚樹高の関係表（3,000 本/ha の場合）

（単位：cm）

競合植物の草丈	10	20	30	40	50	60	70	80	90
成林に必要な稚樹高	50	80	80	130	150	180	200	230	250
競合植物の草丈	100	110	120	130	140	150	160	170	180
成林に必要な稚樹高	270	290	310	340	340	360	380	400	410
競合植物の草丈	190	200							
成林に必要な稚樹高	430	450							

（平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）』による）

## オ 更新調査

### ① 更新調査の実施主体

更新調査の実施主体は、第 3 の 1 の (3) の表 3-4 の天然更新の確認者と同様に町村及び地域振興局(県現地機関)とします。

### ② 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定するものとします。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査も可能とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)×10(長さ)mの带状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、野帳に記録し、写真を撮影して保管します。また、調査位置は、GPS等を利用し位置情報を記録し、森林GISで管理することを推奨します。

なお、調査記録は、その後の森林管理に役立つものであることから、永年保存とすることを推奨します。

③ 天然更新すべき立木の本数に満たない場合の対応

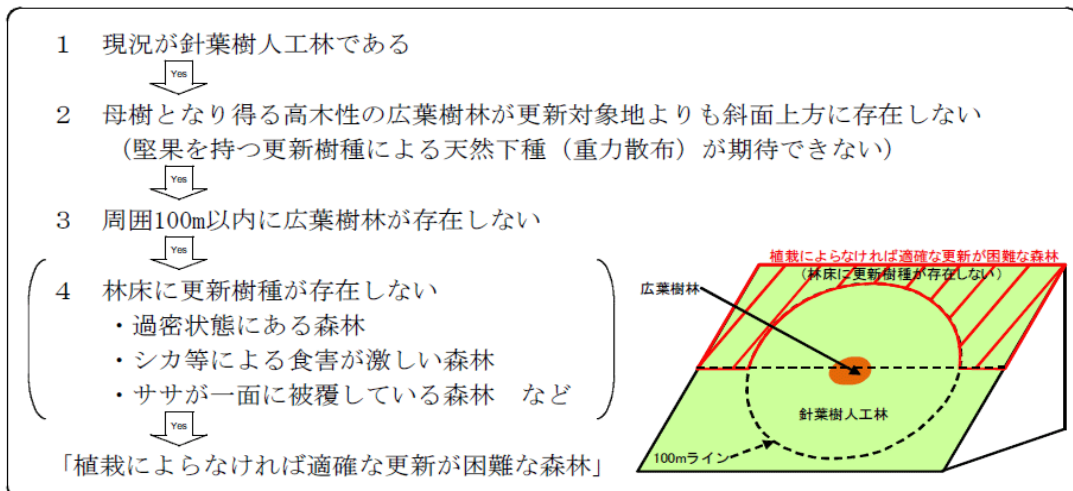
更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合、第3の1の(3)の表3-4の確認者は造林者に対して、速やかに植栽又は天然更新補助作業のいずれかを実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに、前項に準じて再度の更新調査を行うものとします。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

人工林を伐採し天然更新を計画する場合は、近隣の伐採跡地や若齢の造林地における天然更新の立木の生育状況、人工林の林床や地表に生育する若齢木及び前生稚樹の有無、周囲の種子の供給源となる広葉樹林の有無などから天然更新の実施の可否を判断します。その判断の結果、天然更新による森林化が期待できない森林である場合は、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定め、適確な更新を確保します。

ただし、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

【表 3-14】「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定について



(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

なお、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定基準及び設定区域は、市町村森林整備計画において定めるものとします。

### 3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあつては、その機能増進のため、木材生産機能維持増進森林にあつては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

なお、市町村森林整備計画における間伐及び保育に関する事項は、以下の内容を参考にして定めるものとします。

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになることをいう。以下同じ。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行います。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。

施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めます。

次表に示す施業体系を基礎とし、必要な事項を定めます。

【表 3-15】 スギ（表系）の施業体系

区分		間伐回数（主伐期）						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	14	18	23	30	40	55	<b>点状間伐</b> 1. 立木の形質区分 (1) 良質な立木樹幹が通直正円で、傷がなく、樹冠は四方に発達し片寄りのない生長状態の良好な立木 (2) 並の立木形質及び生育状態に、著しい欠点のない立木 (3) 不良な立木被圧木、曲り木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木等形質、生育ともに、著しく不良な立木 2. 選木 初回の間伐は前 1(3)の立木が対象となるが、間伐率によっては、前 1(2)の立木も対象とする。 3. 立木の配置 間伐率を念頭におく中で、立木の配置が均等になるように実行する。 <b>点状間伐</b> 列状間伐を実施する場合には、1列伐採、2列残存を標準とする。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.70)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径40cm、心去角10.5cm×10.5cm、4本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	16	20	27	36	51	85		
	地位級Ⅲ	18	23	32	46	80	—		
	地位級Ⅳ	21	27	41	72	—	—		
	地位級Ⅴ	25	35	64	—	—	—		
上層樹高(m)		11.0	14.0	18.0	22.0	26.0	30.0		
胸高直径(cm)	前	12.6	16.0	21.0	26.2	32.5	39.5		
本数(本/ha)	前	2,700	1,900	1,300	900	600	400		
間伐本数(本/ha)		800	600	400	300	200	—		
間伐率(%)		30	32	31	33	33	—		
形状比(%)	前	87	87	86	84	80	76		
	後	79	77	77	75	72	—		
収量比数(Ry)	前	0.76	0.76	0.76	0.73	0.69	0.62		
	後	0.64	0.64	0.64	0.60	0.56	—		
材の主な用途		仮設、建築、用材等	建築用材等	柱角等、建築用材	柱角・平割・平角等建築用材	建築用材(内装材)(造作材)			
		合板		バイオマス					

【表 3-16】カラマツの施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)					間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	11	16	24	39	58	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=0.65)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 大径材(胸高直径38cm、一番玉で、心去角10.5cm×10.5cm、4本以上採材)の生産対象林分は地位級Ⅰ～Ⅱとする。 4. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を40%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 5. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	13	19	29	50	87		
	地位級Ⅲ	15	23	37	76	—		
	地位級Ⅳ	19	31	53	—	—		
	地位級Ⅴ							
上層樹高(m)		10.0	14.0	19.0	26.0	31.5		
胸高直径(cm)	前	11.5	16.1	22.1	30.0	38.3		
本数(本/ha)	前	1,800	1,100	670	420	260		
間伐本数(本/ha)		700	430	250	160	—		
間伐率(%)		39	39	37	38	—		
形状比(%)	前	87	87	86	87	82		
	後	77	76	76	76	—		
収量比数(Ry)	前	0.68	0.71	0.73	0.76	0.72		
	後	0.53	0.56	0.58	0.61	—		
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	土木用材 建築用材等	建築用材等	建築用材 (内装材) (造作材)		
		合板		バイオマス				

【表 3-17】アカマツの施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	12	18	24	31	40	54	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。</li> <li>2. 収量比数(Ry=0.80)を中心とした本数管理であって、「やや密仕立て」の指針表である。</li> <li>3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して長さ4m~5m, 末口18cm,(皮付胸高直径約23cm)の桁材等を生産目標とする。</li> <li>4. 主伐Ⅲでは、長さ4m~5m,12cm×24cm 角(皮付胸高直径約34cm)の梁材等を生産目標とする。</li> <li>5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。</li> <li>6. 地域の状況により、中庸仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を-0.2の範囲で調整実施する。</li> </ol>
	地位級Ⅱ	14	21	28	37	51	80		
	地位級Ⅲ	15	24	33	47	75	—		
	地位級Ⅳ	18	29	43	69	—	—		
	地位級Ⅴ	21	38	64	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0		
胸高直径(cm)	前	10.1	14.8	19.1	23.6	28.3	33.5		
本数(本/ha)	前	2,400	1,600	1,100	800	600	450		
間伐本数(本/ha)		800	500	300	200	150	—		
間伐率(%)		33	31	27	25	25	—		
形状比(%)	前	78	81	78	76	74	72		
	後	69	70	69	68	67	—		
収量比数(Ry)	前	0.67	0.78	0.80	0.82	0.83	0.83		
	後	0.56	0.70	0.73	0.76	0.77	—		
材の主な用途		土木用材等	土木用材等	建築用材等	桁等建築用材	桁・梁等建築用材	桁・梁等建築用材		
		合板					バイオマス材 (他の用途に適さない部分に限る。)		

【表 3-18】ヒノキの施業体系

区分		間伐回数 (主伐期)						間伐木の選定	備考
		1	2	3	(主伐Ⅰ) 4	(主伐Ⅱ) 5	(主伐Ⅲ) 6		
林齢 (年)	地位級Ⅰ	15	19	24	31	39	52	スギ(表系)間伐指針表に準じる。	1. 建築用材を主な生産目標とした指針表である。 2. 収量比数(Ry=070)を中心とした本数管理であって、「中庸仕立て」の指針表である。 3. 主伐Ⅰでは、枝打ちと平行して四面無節、心持正角一本取りとし、胸高直径は20cm～22cmとする。 4. 主伐Ⅲでは、二面無節、正角四本取りとし、胸高直径は約30cmとする。 5. 現在ある林分をこの指針表に適用する場合は、林分中の上層部の樹高と林齢及び、ha当たり本数を求めて、本表の上層樹高及び林齢に近似する欄のha当たり「本数」と比較し、「同値」であれば、そのまま適用し「多い」場合は間伐率を33%以内で試算して、本表の数値に近似させる なお、本表の間伐前本数より少なく、間伐後本数より多い場合には、本表によって間伐を実施する。 6. 地域の状況により、密仕立て又は疎仕立てを行おうとする場合には、林分の状況に応じて収量比数を±0.1の範囲で調整実施する。
	地位級Ⅱ	16	22	28	37	50	78		
	地位級Ⅲ	19	25	35	49	80	—		
	地位級Ⅳ	22	31	47	67	—	—		
	地位級Ⅴ	27	44	85	—	—	—		
上層樹高(m)		8.0	11.0	14.0	17.0	20.0	23.0		
胸高直径(cm)	前	11.7	14.9	18.1	22.3	25.7	29.8		
本数(本/ha)	前	2,700	2,000	1,500	1,000	800	600		
間伐本数(本/ha)		700	500	500	200	200	—		
間伐率(%)		26	25	33	20	25	—		
形状比(%)	前	69	73	77	77	78	78		
	後	64	68	68	72	72	—		
収量比数(Ry)	前	0.60	0.68	0.73	0.73	0.74	0.74		
	後	0.51	0.59	0.61	0.66	0.66	—		
材の主な用途		仮設、建築、用材等	建築用材等	平割板等	柱角・平割等建築用材	柱角平割等建築用材(内装材)(造作材)			
		合板							
		バイオマス材 (他の用途に適さない部分に限る。)							

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます

【表 3-19】 保育の実施時期、回数、作業内容

施業種	実施時期	実施林齢	回数	作業内容	対象樹種
下刈り	(1回目) 6月上旬～ 7月上旬  (2回目) 7月下旬～ 8月下旬	2年生～ 10年生	年1～ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする事。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。	全樹種
枝打ち	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。	スギ ヒノキ
除伐	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生育を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。	全樹種
つる切り	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。	全樹種



### (3) その他必要な事項

#### ア 間伐を行う際の留意点

- ① 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- ② 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。
- ③ アカマツの間伐木の処理について

アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付24森推第333号長野県林務部長通知）」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

#### イ 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

【表 3-20】公益的機能別施業森林の区域の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
水源涵養機能	<ol style="list-style-type: none"><li>① 水資源の保全のため森林土壌の涵養能力を維持・増進する必要がある森林を設定する。</li><li>② 林班単位で設定する。</li><li>③ 面的に設定する。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 水源かん養保安林</li><li>② 水道水源保全地区</li><li>③ 水資源保全地域</li><li>④ ダム集水区域</li><li>⑤ 上下流の協力により水源林の整備を行っている森林</li><li>⑥ 水道水源地周辺の森林</li></ol>

機能区分	設定基準	設定区域
山地災害防止機能/土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特に近年崩壊等災害があった森林、崩壊のおそれのある森林については、積極的に山地災害の防止機能区域の設定を行う。</li> <li>② 林小班単位で設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林などの保安林</li> <li>② 砂防指定地周辺</li> <li>③ 山地災害危険地区</li> <li>④ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林</li> <li>⑤ 土壌内に異常な帯水層がある森林山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持つ森林など</li> </ul>
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山</li> <li>② 風害等の気象災害を防止する効果が高い森林</li> <li>③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 防風保安林</li> <li>② 地域の生活圏に近接する森林</li> </ul>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 保健保安林</li> <li>② キャンプ場、森林公園周辺の森林</li> <li>③ 景観として優れた森林</li> <li>④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林</li> </ul>
文化機能	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 風致保安林</li> <li>② 都市計画法に規定する風致地区</li> <li>③ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林</li> <li>④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林</li> </ul>
生物多様性保全機能	<p>様々な生育段階や樹種から構成され、かつ、バランス良く配置された森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</li> <li>② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</li> </ul>

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の施業は、表3-20、表3-21のとおりで、設定に当たっては、自然的社会的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めます。

さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。

【表3-21】公益的機能別施業森林と施業種

施業種	水源涵養機能	山地災害防止機能 /土壌保全機能	快適環境形成機能	保健・レクリエーション、文化機能(生物多様性保全機能を一部含む)
伐期の延長を推進すべき森林	【表3-19】公益的機能別施業森林の区域の設定基準(以下、「【表3-19】」という。)のとおり。			
長伐期施業を推進すべき森林		適切な配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林 【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない土砂流出防備、干害防備保安林とする。	【表3-19】のとおり。	【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件の伐採種を定めない保健保安林とする。
複層林施業を推進すべき森林		現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林 【表3-19】のとおり。		
択伐による複層林施業を推進すべき森林		特に公益的機能の発揮を図るべき森林で、現行複層林であるもしくは複層林として管理予定の森林 【表3-19】のうち、保安林は、指定施業要件が択伐である土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、落石防止保安林とする。	【表3-19】のとおり。	【表3-19】のうち、保安林については、指定施業要件が択伐である保健保安林と風致保安林とする。
特定広葉樹育成施業を推進すべき森林				特に地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林 択伐による複層林施業を推進すべき森林の設定区域と同様。

【表3-22】 公益的機能別施業森林の施業の実施基準

機能区分		公益的機能別施業森林区域				
		水源涵養機能 <sup>かん</sup>	山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能			保健・レクリエーション、文化機能(生物多様性保全機能を一部含む)に限定
施業種		伐期の延長	長伐期施業	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。				
間伐		材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。		単層林である場合、Ry0.85以上の森林については、Ryが0.75以下となるよう間伐する。		
主伐	林齢	標準伐期齢+10年以上	標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢	標準伐期齢以上		
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。		伐採率70%以下の伐採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐	
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。				
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。				
			標準伐期齢における立木材積に10分の5を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積に10分の7を乗じて得た材積以上の立木材積が確保されること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。	
			立木材積は、下層木を除いてRy0.75以上、伐採材積はRy0.65以下となるよう伐採する。			

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準  
及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

【表 3-23】 木材生産機能維持増進森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材生産機能維持増進	林小班単位で設定する。	① 森林経営計画策定森林 ② 地利級の良い森林 ③ 地位の良い森林 ④ その他木材生産を積極的に行う森林

【表3-23】 特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

機能区分	設定基準	設定区域
木材生産機能維持増進区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域	林小班単位で設定する。	次の①～⑤すべてに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※ これらの条件に準ずると市町村長が判断した箇所

イ 施業の方法に関する指針

【表 3-24】 施業種別の方法

施業種	施業の方法
植栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を原則2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の伐採後は、原則2年以内に植栽する。
間伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以内の伐採とする。
主伐	林齢 標準伐期齢以上
	伐採方法 皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。 伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
	伐採立木材積 伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルカキ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

注) 伐採率は、立木材積で計算します。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

長野県の林道等路網の整備は、全国森林計画に即しつつ、『長野県林内路網整備指針（平成24年2月長野県林内路網整備指針検討委員会編）』に準拠し推進します。

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせ整備（既設路網の改良を含む。）します。

また、林道等の開設に当たっては、自然条件及び社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進します。

特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根よりの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進します。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化等質的な向上を図ります。

林道の開設及び拡幅、改良に係る計画量については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効果的な実施を確保する観点から、第6の4「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画することとします。

#### ○ 基幹路網の現状

区 分	路線数	延 長
基幹路網（林道、林業専用道）	372 路線	932km (2,049km)
うち林業専用道	10 路線	10km

注) 1 令和2年度末現在の集計です。

2 カッコ内は、林内公道を含んだ数字です。

(2) 効率的な森林施業を推進するため路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』で示すとおり、地形等の状況によって導入システムと路網の組み合わせを検討し、安全で効率的なシステムを採用する必要があります。

また、間伐は、森林資源が成熟してきていることから、木材の搬出を主体に考えた搬出作業システムを計画していく必要があります。

なお、木曽谷計画区は、緩傾斜地では林内路網整備が進んだことにより、車両系による集材が、中継車地ではスイングヤーダ等の簡易架線系による集材が主でしたが、今後は奥地や急傾斜地での作業の増加が想定されるため、大型架線系との組み合わせも検討していく必要があります。

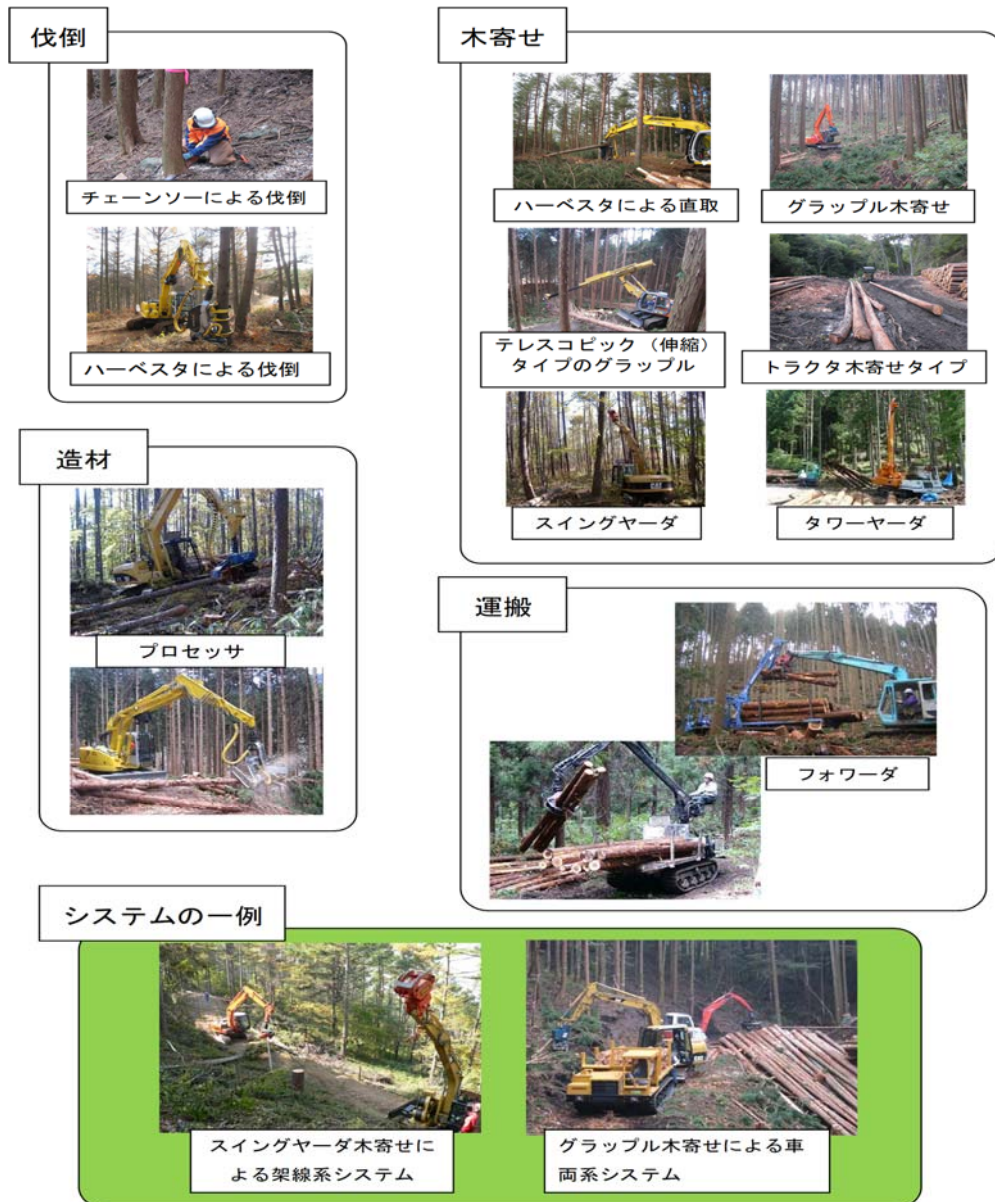
また、主伐を計画する場合は、その後の更新作業の効率性も勘案した路網配置を検討していく必要があります。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 (単位 路網密度：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	基幹路網		
			林道	林業専用道	計
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	100～250	15～20	20～30	35～50
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	75～200	15～20	10～20	25～40
	架線系	25～75			
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	60～150	15～20	0～5	15～25
	架線系	15～50			
急峻地 35° ～	架線系	5～15	5～15	—	5～15

○ 搬出作業システムの適用例 (参考)

区分	作業システム	最大到達距離		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	造材 (玉切り)	集運材 (運搬)
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	150m～ 200m	30m～ 75m	ハーベスタ (チェーンソー)	グラップル (ウインチ)	ハーベスタ (プロセッサ)	フォワーダ トラック
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	200m～ 300m	40m～ 100m	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	ハーベスタ プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100m～ 300m	チェーンソー	スイングヤーダ (タローヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	300m～ 500m	50m～ 125m	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150m～ 500m	チェーンソー	スイングヤーダ タローヤーダ 短距離簡易架線	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 35° ～	架線系	500m～ 1,500m	500m～ 1500m	チェーンソー	タローヤーダ 大型架線	プロセッサ	トラック



(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

『長野県林内路網整備指針』11頁の「施業団地の設定」に即し、短期間の伐採・搬出だけを想定するのではなく、森林の状況に応じて、目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業が推進できるよう区域の設定を行います。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備を推進する路網整備等推進区域に設定することを基本とします。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

長野県内の路網整備に当たっては、適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき路網づくりを行うこととします。



○ 路網の規格・構造について

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林道技術基準	平成 10 年 3 月 4 日 9 林野基第 812 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年 9 月 24 日 22 林整第 602 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針の運用	平成 27 年 3 月 26 日 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日 22 林整第 656 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、国で定める「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則して傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により搬出することとします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

6 受委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県、町村、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、以下の事項について、計画的かつ総合的に推進します。

また、国有林と民有林が隣接する地域では、木曾森林管理署と情報交換を密に行い、効率的で一体となった民国連携による森林施業団地の設定を進めます。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体への委託を進めます。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映する等して、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。—

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めます。

併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、GISや航空レーザ測量の成果を活用した境界の確認等によって森林管理の適

正化を図ることとします。

## (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進し、経営管理の集積・集約を進めます。

また、森林経営管理制度の運用については、市町村の9割以上で人員及び専門的な人材が不足していることから、引き続き県林務部の森林経営管理支援センターにより市町村担当者向けの研修会やICTの活用による事務の効率化のための支援を行います。

## (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や長野県林業労働力確保支援センター（（一財）長野県林業労働財団）の企画する研修への積極的な参加を促進します。県、町村、長野県林業労働力確保支援センター、森林組合等林業事業体、信州大学農学部、林業大学校など関係機関が連携し、世代交代に伴う若い就業者の技術力の向上や熟練者の技術継承などを支援します。

また、林業が「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、新規就業者の確保に努めるとともに、Uターン、Iターン者等による新規林業従事者の定住促進を図るため、地域内で馴染めるよう生活環境の整備に努めるものとします。

そして、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定確保、生産性の向上等事業の合理化等を支援します。

そのために、林業事業体は経営方針を明確にし、木材需要側との連携を密にしながら経営基盤や経営力を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

【表 3-25】 令和 3 年度の林業従事者支援に関する事業

事業名	事業内容	事業主体
就業支援	県が定める森林・林業等の研修機関（林業大学校）で研修を受けている者を対象に、学業等への専念を促すための生活維持に必要な資金の一部を給付 ① 研修期間 概ね1年以上かつ1,200時間以上 ② 就業責務 研修後、林業に関わる業務に就業し、一定期間を継続	県
認定森林施業プランナー育成	森林施業の集約化に必要な知識・技術等の習得を目的とした育成研修会に対する支援（20名）	長野県森林組合連合会
林業士等養成	それぞれの地域で中核となる人材の育成のため、森林・林業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修会の開催（20名）	県
高性能林業機械オペレータ養成	高性能林業機械の構造等の基礎知識、保守点検手法等の習得、安全作業の実技研修等（延べ60名）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストワーカー （林業作業士）	新規就労者を対象として、OJT研修や集合研修を通じて、基礎的な知識・技能の習得を図る。（1年目：28日、2年目：29日、3年目：21日の座学・実習を3年間）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストリーダー （現場管理責任者）	現場経験5年以上の者を対象として、現場管理能力等の向上を図る。（1年間：16日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター
緑の雇用 フォレストリーダー （総括現場管理責任者）	現場経験10年以上の者を対象として、複数班の統括など現場責任能力等の向上を図る。（1年間：10日の座学・実習）	長野県林業労働力確保支援センター

なお、雇用関係の明確化を図るためには、雇入れの主体を明確にすることが必要であることから、労働条件通知書の交付又は雇用契約書を取り交わすよう普及啓発を行います。

また、退職金掛金、蜂アレルギー検査及び振動病特殊検診の補助及び林業就業促進資金の貸付、社会保険の加入促進により、就業条件の整備を図るとともに、年間就業日数が、60日以上210日未満に区分される就業者の通年雇用化を促進します。

併せて、技能等の客観的評価の促進等による処遇の改善を促進します。



就業支援の実施状況

#### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ります。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、リースやレンタルの活用、林業機械の共同利用等、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組みます。

当計画区における高性能林業機械の保有は、平成27年度の28台から、令和元年度では55台となり、27台増加しました。引き続き、高性能林業機械の導入を支援するとともに、今後、急傾斜地での整備も進める必要があることから、将来の稼働率も考慮しつつ、架線系の高性能林業機械の導入の検討も進めます。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

当計画区の製材品出荷量 15 千m<sup>3</sup>のうち、建築用材が 9 千m<sup>3</sup> で 6 割を超え、特にヒノキについては、県内の出荷量の 3 割を出荷しています。木曽官材市売協同組合を中心に国有林との連携協定による中間土場の活用など、地域材の流通体制の確保を推進します。

また、森林資源の成熟により大径材の生産量の増加が見込まれる中、木造住宅の梁・桁等への県産材利用を拡大するなど、地域の資源の強みや特長を活かした加工・流通体制づくりを、地域の木材加工事業者間の連携により推進します。

また、非住宅建築物等に県産材製品の利用を促進するため、JAS工場認定や製材工場の水平連携体制の構築及びプレカット工場等の整備を推進します。

【表 3-26】調達価格の区分（参考）

価格区分	調達価格	対象
間伐材等由来の木質バイオマス	2,000 KWh 以上 32 円/KWh	間伐材のほか、森林経営計画対象森林や保安林、国有林野施業実施計画森林等から、森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範に従い伐採、生産された木材。
	2,000 KWh 未満 40 円/KWh	
一般木質バイオマス	24 円/KWh	輸入木質バイオマスや製材等残材などでガイドラインに基づく由来の証明が可能であり、間伐等由来の木質バイオマスに区分されない木質バイオマスが対象。
建設資材廃棄物	13 円/KWh	建設資材廃棄物のほか、ガイドラインに基づいた由来の証明がなされていない木質バイオマスが対象。

再生可能エネルギー固定価格買取制度（資源エネルギー庁 2020 年ホームページ）から引用（消費税抜き価格）

【表 3-27】 松くい虫等の病虫害被害木の価格適用（参考）

価格区分	調達価格	対 象
間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000 kWh 以上 32 円/KWh	(森林経営計画対象森林や保安林等から伐採・搬出された木材) 被害木であっても、森林施業の一環として通常の伐採の後に搬出され、本ガイドラインに基づき「間伐材等由来の木質バイオマス」として証明されたものは、適切に設定された施業規範等に従って伐採、生産されたと言えるため、間伐材等由来の木質バイオマスの価格を適用。
	2,000 kWh 未満 40 円/KWh	
一般木質バイオマス	24 円/KWh	(市町村等公的機関が実施する被害木の伐採・搬出) 施業規範に従って伐採、生産されているわけではなく、防災や被害のまん延防止の観点から行われていることから、本ガイドラインに基づき「一般木質バイオマス」として証明された場合は24円/kWhの価格を適用。

再生可能エネルギー固定価格買取制度（資源エネルギー庁 2020 年ホームページ）から引用（消費税抜き価格）

#### (6) その他必要な事項

NPO、森林ボランティアなどによる森林整備活動を支援するとともに、企業等による森林整備への協力を得るための情報発信や森林整備活動を支援するなど、多様な主体による森林づくりを進めます。

また、みどりの少年団活動等、森林環境教育を推進し、青少年の森林を守り育てる意識を養います。

併せて、きのこや山菜等の特用林産物の生産振興や、グリーン・ツーリズムなどの自然体験活動や森林の癒し機能を活かした森林セラピー等への支援により、森林資源・森林空間の有効活用を図り、より活気のある地域づくりを進めるとともに、森林整備の推進と相まって地域の雇用を地域で創出することにつなげます。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、水資源の<sup>かん</sup>涵養、土砂の流出、崩壊の防止、特に林地の保全に留意すべき森林を地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に勘案して定めます。

○ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

区 分	水源の <sup>かん</sup> 涵養	土砂の流出崩壊防止	総 数
計画区総数	9,730	26,812	36,542

#### 【町村別一覧表】

区 分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備 考
木曾地域 上松町	2-い、ろ、は、3-い、17-へ、24-ろ、25-ろ、29-ほ、31-に、ほ、32-い、は、37-い、は、に、38-に、41-に、ほ、へ、と、49-い、は、50-い、と、52-ろ、53-い、ろ、は、54-は、に、ほ、55-い、ろ、56-い、ろ、57-ろ、は、に、ほ、60-い、ろ、に、62-は、に、ほ、へ、63-い、ろ、ほ	277.69	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林
	34-は、41-い、51-い、63-に	5.88	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備保安林
	63-に	0.33	水源の <sup>かん</sup> 涵養	干害防備保安林
	22-い、は	15.12	土砂の流出崩壊防止	落石防止保安林
	41-へ	1.64	水源の <sup>かん</sup> 涵養	保健保安林
	4-は、に、24-ろ、25-ろ、41-に、へ、52-い、57-い	9.25	土砂の流出崩壊防止	風致保安林
	22-い、37-い、は	3.98	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊危険地区
	1-い、2-い、ろ、は、3-ろ、ほ、へ、4-ろ、は、に、ほ、へ、5-い、ろ、は、に、へ、6-い、ろ、は、7-い、ろ、は、に、ほ、8-に、9-ろ、は、11-い、ろ、は、12-ろ、は、15-い、ろ、16-に、17-へ、18-に、19-に、21-い、ろ、は、22-い、は、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、へ、と、26-い、27-い、29-い、ほ、へ、30-ろ、は、31-い、ろ、は、に、ほ、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、33-い、ろ、は、34-い、は、に、ほ、35-い、ろ、は、に、36-い、ろ、は、37-い、ろ、は、に、38-い、ろ、は、に、39-い、に、ほ、40-は、41-い、ろ、に、ほ、へ、と、ち、42-い、に、ほ、43-い、44-い、ろ、は、45-い、ろ、は、に、ほ、へ、46-ろ、47-ろ、は、に、ほ、49-ほ、50-い、ろ、は、ほ、51-い、は、に、52-い、ろ、は、53-い、54-に、ほ、56-い、ろ、は、に、ほ、57-ろ、は、ほ、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、は、に、ほ、へ、60-い、ろ、は、に、61-い、ろ、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、63-い、ろ、は、に、ほ、へ	1,038.75	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

区分	森林の所在(林小班)	面積(ha)	留意すべき事項	備考	
木曾地域	上松町	1-い、2-い、ろ、は、4-ろ、へ、5-い、ろ、は、に、ほ、6-ほ、13-は、16-に、20-に、ほ、21-い、ろ、は、22-い、は、23-に、25-ろ、に、ほ、と、26-い、27-い、28-は、29-い、に、へ、と、30-ろ、31-は、に、ほ、32-い、ほ、へ、34-は、35-ろ、は、36-は、37-い、ろ、は、に、38-い、ろ、は、に、ほ、39-に、ほ、40-ろ、は、41-い、ろ、は、に、42-い、に、ほ、44-い、ろ、45-ほ、へ、46-ろ、49-い、ろ、は、に、ほ、50-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、51-い、ろ、は、に、52-い、ろ、は、53-い、54-に、ほ、55-は、ほ、56-い、は、ほ、57-い、ろ、は、に、ほ、58-い、59-は、60-い、ろ、は、に、61-ろ、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、63-い、ろ、は	1,893.69	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止
	小計(上松町)	3,246.33			
南木曾町	14-は、15-い、27-ろ、は、28-い、29-い、36-に、44-い、ろ、45-に、46-ろ、は、に、ほ、へ、47-い、ろ、は、48-は、に、ほ、へ、49-い、70-い、ろ、74-い、に、113-に、114-へ、116-い、ろ、は、に、ほ、117-い、ろ、は、に、120-ほ	291.98	水源の涵養	水源かん養 保安林	
	2-は、に、ほ、3-い、4-ろ、は、ほ、8-い、9-い、は、に、10-い、11-は、に、ほ、12-い、は、13-は、に、り、14-に、へ、15-は、に、ほ、16-い、19-い、に、へ、20-は、に、ほ、と、ち、り、か、22-は、へ、23-い、ろ、は、に、へ、24-ろ、は、に、ほ、へ、25-い、ろ、は、に、30-は、31-ろ、33-ろ、は、36-い、ろ、は、に、37-い、ろ、は、に、と、り、40-い、ろ、に、ほ、42-ろ、に、43-ろ、は、に、ほ、44-ろ、45-へ、47-い、48-は、に、49-い、ほ、へ、50-い、ろ、は、51-い、ろ、は、に、へ、52-い、は、に、53-は、54-は、55-ろ、は、に、56-ろ、へ、と、ち、り、57-い、は、に、58-い、59-い、60-ろ、61-へ、62-ほ、へ、65-い、は、67-い、ろ、は、に、へ、68-い、ろ、は、に、69-ぬ、71-は、へ、と、ち、72-ち、ぬ、74-は、75-は、76-ろ、77-は、79-に、80-は、81-い、ろ、と、82-い、ろ、は、83-い、ろ、に、ほ、へ、84-い、86-ろ、87-い、に、88-い、ろ、と、89-い、ろ、90-ほ、91-い、ろ、は、に、へ、と、92-ろ、93-い、97-は、に、ほ、へ、98-い、ろ、は、に、99-ろ、は、に、100-い、103-い、ろ、は、に、104-は、105-に、106-い、ろ、は、ち、り、107-い、112-へ、113-ろ、114-い、ろ、は、に、ほ、115-い、ろ、は、に、118-ろ、は、に、ほ、121-ろ、に	984.14	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林	
	1-い、ろ、に、ほ、2-い、49-い、51-に、63-は、ほ、65-に、108-ろ	62.87	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備 保安林	
	88-に、ほ、へ	18.97	水源の涵養	干害防備 保安林	
	57-い、98-へ	0.21	土砂の流出崩壊防止	風致保安林	
57-に、65-に、66-い、ろ、は、67-ろ、68-は	6.70	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊 危険地区		

区分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備考
木曾地域 南木曾町	1-い、ろ、は、に、ほ、2-ろ、は、に、ほ、3-は、に、4-い、は、に、ほ、5-ろ、ほ、6-い、ろ、は、に、ほ、7-い、ろ、8-い、ろ、に、9-ろ、は、10-ろ、は、11-い、ろ、は、12-は、13-へ、と、り、14-い、は、に、へ、15-は、に、17-ろ、に、19-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、20-ろ、に、ほ、へ、と、り、を、わ、か、22-は、23-い、に、24-と、30-ろ、は、31-い、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、34-い、ろ、36-ろ、は、に、ほ、37-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、39-い、ろ、は、に、ほ、40-に、へ、41-い、ろ、は、に、ほ、と、42-い、は、43-い、ろ、44-い、に、ほ、45-い、ろ、は、に、ほ、へ、46-い、は、に、ほ、へ、47-い、は、48-ろ、ほ、49-い、ろ、に、ほ、へ、50-い、ろ、へ、51-ろ、は、に、ほ、へ、52-い、は、に、53-は、54-い、ろ、は、に、55-い、ろ、は、へ、56-へ、り、57-ろ、に、58-い、ろ、に、と、ち、59-い、に、ほ、60-い、ろ、に、ほ、へ、と、61-い、ろ、に、ほ、62-い、へ、63-い、ろ、は、に、ほ、64-い、ろ、は、に、ほ、へ、65-い、ろ、は、に、66-は、に、ほ、67-い、ろ、ほ、68-ろ、は、に、69-へ、ぬ、71-ぬ、72-ぬ、73-ほ、74-ろ、75-は、に、ほ、77-い、ろ、78-い、ろ、は、に、79-い、は、80-い、は、81-い、ろ、に、ほ、82-ろ、83-は、84-い、ろ、は、に、85-に、ほ、86-い、87-い、ろ、は、88-い、へ、91-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、92-は、に、93-ろ、に、ほ、へ、ち、94-い、ろ、へ、と、95-い、ろ、は、に、ほ、96-は、に、ほ、97-は、に、ほ、へ、98-い、ろ、は、に、ほ、へ、100-い、ろ、は、101-い、ろ、106-は、ほ、と、ち、り、107-い、ろ、は、に、108-ろ、は、109-は、に、ほ、へ、110-い、ろ、は、に、ほ、へ、111-い、ろ、120-ほ、121-ろ、122-い、は、に、ほ	1,344.43	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	1-い、ろ、は、に、2-い、3-は、に、4-い、ろ、は、に、ほ、5-い、ろ、は、に、6-ろ、は、に、ほ、7-い、ろ、8-い、ろ、に、9-は、に、10-い、ろ、は、に、11-に、ほ、12-い、13-は、に、へ、14-に、へ、17-に、18-い、ろ、は、に、ほ、19-い、ろ、は、に、へ、と、20-は、に、ほ、と、ち、り、ぬ、か、23-い、に、24-ろ、25-い、は、に、30-い、ろ、36-い、ろ、37-い、ろ、に、と、ち、38-に、ほ、へ、42-い、ろ、43-に、44-ろ、45-は、へ、46-は、47-い、48-は、に、へ、50-ろ、は、に、51-い、ろ、は、52-い、は、に、53-い、ろ、は、54-い、は、55-ろ、は、に、へ、56-ろ、は、に、ほ、と、ち、57-い、ろ、は、に、58-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、59-い、ろ、は、に、へ、60-ろ、ほ、61-に、ほ、へ、62-に、ほ、へ、63-は、に、ほ、64-ろ、は、65-い、ろ、は、に、66-ろ、は、に、67-い、ろ、は、ほ、へ、68-い、ろ、は、に、69-ぬ、70-い、ろ、	(次頁表示)	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止



区 分	森林の所在（林小班）	面積(ha)	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	南木曾町	70-は、に、ほ、へ、71-は、に、ほ、と、72-ほ、と、ぬ、74-は、75-は、に、76-い、ろ、は、77-は、78-ろ、は、79-に、ほ、80-い、ろ、は、81-に、ほ、へ、と、82-い、ろ、83-ろ、87-い、88-い、と、89-い、ろ、90-ろ、ほ、へ、91-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、92-ろ、に、93-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、94-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、95-い、ろ、は、に、ほ、96-は、97-い、ろ、は、ほ、へ、98-ろ、は、99-い、ろ、は、に、101-は、102-ろ、104-ろ、は、105-い、に、106-い、ろ、は、と、り、107-い、は、に、108-い、ろ、は、に、109-ろ、113-に、118-は、に、ほ、へ、119-い、ろ、は、に、ほ、へ、120-は、121-ろ、に、122-い、ろ	2,794.82	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止
	小 計（南木曾町）	5,504.12			
木曾町	3-に、ほ、4-い、ろ、は、に、ほ、へ、5-ろ、は、に、ほ、へ、8-ほ、9-い、ろ、は、に、ほ、へ、10-い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、12-い、ろ、は、に、ほ、13-い、ろ、は、14-い、ろ、は、に、15-い、ろ、は、16-い、ろ、は、に、17-い、ろ、は、18-い、ろ、は、19-い、ろ、は、に、ほ、20-い、ろ、は、に、21-い、ろ、は、に、22-い、ろ、は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、27-い、ろ、は、ほ、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、30-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、に、33-い、ろ、は、に、ほ、40-い、ろ、46-い、ろ、47-い、48-い、49-い、ろ、は、50-に、ほ、へ、52-ほ、へ、と、53-い、ろ、は、に、54-と、ち、57-は、に、ほ、へ、58-い、ろ、は、に、ほ、へ、59-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、60-ろ、は、に、61-い、ろ、は、に、ほ、62-い、ろ、は、に、ほ、63-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、64-い、ろ、は、に、ほ、へ、65-い、ろ、は、に、ほ、66-い、ろ、は、に、ほ、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、68-い、ろ、は、に、ほ、へ、69-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、71-い、ろ、は、に、ほ、へ、72-い、ろ、は、に、ほ、へ、80-い、ろ、は、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、は、に、ほ、86-い、ろ、87-い、ろ、は、に、ほ、へ、88-い、89-い、ろ、90-い、ろ、は、に、ほ、91-い、ろ、は、に、92-い、ろ、93-い、ろ、は、94-い、ろ、は、95-は、に、ほ、104-ろ、は、に、ほ、105-い、136-い、ろ、は、ほ、137-い、ろ、は、に、138-は、へ、と、164-い、166-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、1001-い、ろ、は、に、ほ、1002-い、ろ、に、ほ、へ、と、1003-い、ろ、は、に、ほ、へ、1004-ろ、は、に、ほ、1005-ほ、1006-ろ、は、に、と、1011-は、に、ほ、ち、2023-に、2024-い、ろ、は、に、ほ、へ、2025-い、ろ、は、に、ほ、へ、2026-い、ろ、は、に、2027-い、ろ、は、に、2030-い、は、2040-い、ろ、	(次頁表示)	水源の <sup>かん</sup> 涵養	水源かん養 保安林	

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	木曾町	2041-ろ、2075-い、ろ、2076-い、ろ、は、2077-い、ろ、は、2078-い、ろ、は、2079-い、ろ、は、2080-い、ろ、は、に、2081-い、ろ、は、2082-い、ろ、2083-い、ろ、は、3010-い、3011-い、ろ、3012-い、ろ、は、3013-い、は、3014-い、ろ、は、3015-い、ろ、は、3016-い、は、に、3017-い、ろ、は、に、3018-い、に、3020-は、3021-は、に、3022-い、ろ、は、に、ほ、へ、3023-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3024-い、ろ、は、に、ほ、へ、3025-い、ろ、は、に、3026-い、ろ、は、に、ほ、3028-い、ろ、は、に、ほ、へ、3029-い、ろ、は、に、ほ、3031-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3032-ろ、は、3033-い、ろ、は、に、ほ、へ、3034-い、ろ、は、ほ、と、ち、り、3035-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3071-い、ろ、は、に、3072-い、ろ、3073-い、ろ、3075-い、3085-い、3086-い、3087-い、ろ、は、に、ほ、3092-い、3131-い、ろ、は、3132-ろ、に、ほ、3133-ろ、は、3136-ろ、は、3137-ろ、は、3138-い、ろ、3139-い、3140-ろ、は、に、ほ、3141-に、3147-は、に、3157-い	6,760.88	水源の <sup>かん</sup> 涵養	水源かん養保安林
		11-い、ろ、27-ほ、31-ろ、34-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、37-い、ろ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-に、ほ、42-い、60-い、ろ、73-は、76-へ、77-に、ほ、78-い、ろ、は、に、ほ、79-い、ろ、は、88-に、96-ほ、97-ろ、は、に、98-ほ、100-ほ、へ、112-は、に、ほ、124-へ、126-は、131-は、133-い、136-ろ、141-い、ほ、147-に、ほ、149-ろ、150-い、ろ、160-ろ、は、に、164-い、167-ろ、168-ろ、1002-い、ろ、は、に、1003-ろ、は、に、ほ、1004-い、ろ、に、ほ、1005-い、1006-ほ、1007-は、に、1008-い、に、1009-い、1012-に、1013-は、に、1014-い、ろ、は、に、1018-い、1021-ほ、1022-は、に、ほ、1023-ほ、1026-い、1028-ほ、1029-ち、1031-ろ、は、1032-に、ほ、へ、1034-は、に、ほ、へ、1036-は、1037-ろ、ほ、1038-ろ、は、に、へ、1039-い、1040-い、ろ、ほ、1041-い、ろ、は、に、ほ、1042-い、ろ、は、に、2003-い、2033-は、へ、2034-は、2043-い、ろ、2044-と、2052-ろ、に、2054-は、2057-い、2066-い、2067-は、に、2069-い、2070-い、2071-は、に、2072-い、ろ、は、2073-い、2085-へ、2087-ろ、は、に、2101-い、2102-ろ、2103-い、ろ、は、3001-い、ろ、は、に、3002-い、は、3004-は、ほ、と、ち、り、3005-い、3006-い、に、ほ、3049-に、ほ、3051-ろ、3052-い、ろ、3055-は、に、3058-い、3059-い、3061-い、ろ、3063-ほ、3064-は、3078-い、3079-ほ、3080-い、3088-は、に、3090-に、ほ、3091-ほ、3094-は、に、へ、と、3095-は、に、3105-い、3112-い、3113-ろ、3114-と、ち、3115-い、3116-い、3117-ろ、3119-ろ、は、に、3120-ろ、に、3124-ろ、に、3126-い、3127-い、ろ、ほ、3134-い、3135-い、3141-い、ろ、3148-ほ、へ、3149-い、ろ、は、ち、り、ぬ、	(次頁表示)	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備保安林

区 分	森林の所在（林小班）	面積（ha）	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	木曾町	3152-に、へ、と、ち、3153-い、ろ、は、 に、ほ、ぬ、3154-い、は、3156-い、へ	1, 269. 34	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林
		156-ろ、175-い、1006-は、1021-に、20 60-い、2087-い、2102-ほ	4. 33	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備 保安林
		159-へ、160-い	8. 35	土砂の流出崩壊防止	落石防止 保安林
		160-に、175-い、1020-い、1035-ほ、30 06-い	9. 38	土砂の流出崩壊防止	風致保安林
		1-い、ろ、3-い、に、ほ、4-い、5-い、 6-い、ろ、7-い、ろ、は、に、8-い、ろ、 は、ほ、9-い、は、に、11-い、12-ろ、は、 ほ、16-い、ろ、に、17-い、ろ、は、18- は、20-い、ろ、は、に、21-い、ろ、は、 に、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、25- ろ、は、に、26-い、ろ、は、27-い、ろ、 は、に、ほ、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、 29-い、ろ、は、に、30-い、ろ、は、に、 と、31-い、に、ほ、32-ろ、ほ、33-い、 ろ、は、に、34-は、に、ほ、へ、と、35- い、ろ、は、に、37-い、ろ、は、に、ほ、 へ、38-に、へ、39-い、ろ、は、40-ろ、 41-い、42-ろ、は、に、ほ、43-い、ろ、 は、45-へ、46-い、ろ、47-い、48-い、 49-い、ろ、は、50-に、へ、51-に、ほ、 へ、52-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、54- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、57-へ、58- い、ろ、は、に、ほ、へ、59-い、ろ、は、 に、ほ、へ、60-い、ろ、は、61-い、に、 ほ、62-い、ろ、は、63-い、69-い、70- い、ろ、は、へ、71-い、ろ、73-い、ろ、 は、74-い、75-い、76-は、に、ほ、へ、 77-い、ろ、は、78-い、ろ、80-い、ろ、 は、に、ほ、81-い、ろ、は、に、82-い、 ろ、は、に、ほ、83-い、84-い、ろ、は、 に、85-は、に、ほ、89-い、ろ、は、90- い、ろ、91-い、92-い、ろ、は、に、ほ、 93-い、ろ、は、に、ほ、94-い、ろ、は、 95-に、ほ、96-い、ろ、は、ほ、へ、97- い、に、98-い、100-い、ろ、は、に、ほ、 へ、と、101-い、は、に、ほ、102-ろ、は、 に、ほ、103-い、ろ、ほ、104-ろ、は、10 7-に、108-ろ、は、109-い、ろ、は、に、 ほ、113-は、に、ほ、115-ろ、は、に、11 6-へ、と、117-い、は、118-い、ろ、は、 119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、121-い、 ろ、122-い、ろ、は、に、123-に、ほ、12 5-い、ろ、は、126-い、128-い、ろ、は、 に、131-ろ、に、132-は、に、133-い、ろ、 は、136-い、ろ、は、に、ほ、138-い、へ、 と、139-い、140-い、ろ、は、141-い、ろ、 は、に、ほ、142-い、ろ、143-い、ろ、14 4-い、ろ、は、146-に、147-に、148-ろ、 149-い、へ、151-い、ろ、へ、と、152-と、 153-い、は、に、ほ、155-と、156-ほ、へ、 と、ち、り、157-ろ、は、に、ほ、へ、と、 160-ろ、は、161-い、162-い、へ、と、ち、 り、1002-と、1003-い、1004-い、ろ、は、 1006-ろ、1007-に、1008-い、に、1009- い、1010-は、1011-い、と、1013-ろ、10 14-い、ろ、は、に、1015-い、ろ、は、に、 ほ、1016-い、は、に、ほ、1017-い、は、 に、1018-い、ろ、1019-ほ、1020-ろ、は、 1021-に、ほ、1022-い、ろ、は、に、ほ、 1023-い、ろ、1026-い、ろ、は、に、	(次頁表示)	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考
木曾地域 木曾町	1028-い、ほ、1029-ほ、1030-い、ろ、に、り、1032-い、ろ、へ、と、ち、1034-い、ろ、へ、1035-い、1036-い、に、へ、1037-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、1038-い、ろ、は、1040-は、に、ほ、1041-い、ろ、に、ほ、1042-い、ろ、は、に、1043-い、2001-い、2002-い、2003-い、2006-い、ろ、2011-い、2013-と、2055-い、2057-に、2059-ろ、は、2070-ろ、2101-い、ろ、は、3004-は、3007-に、へ、3016-ろ、3018-に、3021-ろ、3028-に、ほ、3032-い、ろ、は、ほ、3033-い、に、ほ、3034-い、3035-は、に、へ、3036-い、3049-ほ、3050-ほ、3055-い、3058-ろ、3059-ろ、3071-ろ、は、に、3088-は、3094-ほ、へ、と、3095-い、は、に、3097-ろ、は、3098-い、3100-い、ろ、は、3103-い、3104-ほ、へ、ち、3112-ろ、3113-い、ろ、に、ほ、3114-へ、と、3117-い、3118-い、3121-い、ろ、は、3124-い、ろ、3125-ろ、3126-ろ、は、3130-い、ろ、3131-ほ、3132-い、は、3133-い、3134-は、に、3136-い、3146-ほ、3147-と、3148-い、3149-い、ぬ、3150-い、3151-に、ほ、と、3153-い、へ、ち、3154-い、は、3156-に、ほ	4,299.80	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
	9-ろ、は、に、ほ、へ、10-い、12-に、13-い、は、14-は、に、15-い、ろ、16-い、は、17-い、は、19-い、ろ、は、25-ろ、は、に、ほ、26-い、は、28-ほ、へ、37-い、ろ、38-い、に、ほ、39-ほ、41-は、42-い、43-い、は、44-ろ、56-い、57-い、ろ、59-い、ろ、は、60-い、72-に、ほ、へ、と、73-い、ろ、は、76-い、ほ、へ、77-い、ろ、は、78-に、ほ、79-い、に、80-に、ほ、89-い、ろ、93-い、に、95-い、ろ、は、96-に、ほ、97-ろ、は、に、98-に、ほ、100-い、ろ、は、101-ろ、102-ほ、104-は、に、108-い、ろ、109-ほ、111-い、ろ、112-は、に、へ、と、113-い、114-い、ろ、116-に、ほ、117-い、は、119-ろ、124-い、125-ろ、は、126-ろ、は、128-い、ほ、131-ろ、は、132-に、133-は、136-は、に、137-は、に、138-に、ほ、と、139-い、ろ、は、141-い、ろ、ほ、145-い、146-い、ろ、148-い、149-と、150-い、ろ、151-い、ろ、152-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、153-に、ほ、154-に、ほ、155-ほ、156-に、ほ、り、ぬ、157-ろ、は、に、へ、158-い、ろ、は、へ、159-い、ろ、160-ろ、は、に、162-へ、と、163-い、164-い、は、167-い、ろ、168-い、ろ、171-い、ろ、172-い、ろ、173-い、174-い、1002-い、ろ、は、と、1003-い、ろ、に、1004-は、ほ、1006-ろ、は、ほ、1007-は、1008-に、1010-ろ、1011-い、1013-ろ、1014-は、1015-は、1020-い、1022-い、は、に、ほ、1024-ち、1026-は、に、1028-に、ほ、1029-い、ほ、と、り、1031-ろ、は、1034-い、ろ、1035-ろ、は、に、1037-い、ろ、1038-ろ、へ、1039-い、1040-い、ろ、は、に、ほ、2006-い、2024-い、2029-い、2055-い、ろ、ほ、2057-い、	(次頁表示)	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	木曾町	2070-い、ろ、2075-い、2087-い、2101-い、2102-ほ、2103-い、2108-は、2109-い、3018-ろ、3020-に、3029-は、3049-い、に、ほ、3050-に、へ、3051-ろ、は、3052-い、ろ、は、に、ほ、3053-い、ろ、は、に、3054-ろ、は、に、ほ、3055-は、3058-い、3061-い、3064-ろ、は、3078-い、3080-い、3090-ほ、3091-ほ、へ、3093-ほ、3094-と、3115-い、3116-い、3117-ろ、3119-に、3124-に、ほ、3127-い、ほ、3148-ほ、3149-ろ、3152-に、へ、と	3,637.10	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止
	小 計（木 曾 町）	15,989.18			
木祖村	18-い、ろ、は、に、ほ、19-ろ、は、に、ほ、21-に、ほ、22-い、ろ、は、に、ほ、23-は、に、24-い、25-ろ、は、に、26-は、に、39-に、40-い、ろ、に、ほ、50-は、に、ほ、と、51-い、ろ、は、に、ほ、52-い、ろ、は、に、53-い、ろ、は、ほ、59-い、ろ、は、に、ほ、66-ろ、は、67-い、ろ、は、に、68-い、ろ、は、に、ほ、69-い、ろ、は、に、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、に、79-い、ろ、は、に、ほ、80-い、ろ、は、に	900.12	水源 <sup>かん</sup> 涵養	水源かん養 保安林	
	3-い、4-い、5-ろ、は、7-い、に、10-ほ、11-は、30-に、31-い、35-い、ろ、36-ろ、は、40-い、41-に、ほ、43-へ、44-い、48-い、49-い、り、50-い、へ、53-い、54-い、55-い、ろ、は、に、56-い、ろ、は、57-い、に、58-い、ろ、は、に、ほ、60-い、61-い、ろ、は、62-い、ろ、ほ、63-ろ、ほ、64-い、ろ、ほ、65-い、ろ、に、ほ、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、73-は、74-い、ろ、76-い、ろ、は、に、79-い、ろ、は、に、ほ、84-ろ、は、ほ、へ、86-に、ほ、87-い、ろ、は、に、88-い、ろ、は、に、89-い、ほ、90-に、ほ	559.16	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林	
	34-ろ	0.31	土砂の流出崩壊防止	風致保安林	
	63-ろ	1.63	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊 危険地区	
	1-い、ろ、は、2-い、ろ、に、3-い、ろ、は、4-い、ろ、は、に、5-い、は、6-い、ろ、は、に、7-い、ろ、は、に、8-い、に、9-い、ろ、は、10-ろ、は、に、ほ、12-ろ、は、に、13-い、ろ、は、に、14-い、ろ、ほ、へ、15-い、ろ、は、16-い、ろ、は、に、17-ろ、は、に、ほ、18-い、に、ほ、19-い、ろ、は、に、ほ、20-ろ、に、21-い、ろ、は、に、22-い、ろ、は、に、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、に、25-い、ろ、は、に、26-ろ、は、に、27-い、ろ、28-い、29-は、30-に、32-い、は、に、ほ、33-い、ろ、は、34-は、に、35-い、ろ、は、に、36-い、ろ、は、に、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、38-い、ろ、に、39-い、41-い、ろ、は、に、ほ、へ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、43-い、ろ、は、に、ほ、44-に、45-い、ろ、は、46-い、ろ、は、47-い、48-に、ほ、49-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、50-に、51-い、	(次頁表示)	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地	

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	木祖村	55-い、56-ろ、57-い、58-は、に、ほ、60-い、ろ、は、に、61-は、に、62-い、ろ、は、に、ほ、63-い、ろ、は、に、ほ、64-い、ろ、は、に、ほ、65-に、ほ、へ、と、66-い、67-い、ろ、は、69-い、ろ、は、に、70-へ、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、は、74-ろ、は、75-は、に、81-い、は、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、へ、と、85-ほ、86-ほ、87-に、88-に、89-い、ろ、ほ、90-い、ろ、は	2,170.20	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		3-い、ろ、4-い、7-い、ろ、34-は、に、36-に、37-い、39-い、ろ、40-に、ほ、41-い、ろ、へ、49-い、ち、り、50-へ、51-い、53-い、54-い、に、55-ろ、に、56-い、は、57-い、58-い、ろ、は、62-い、ほ、64-い、ろ、65-ろ、66-ろ、69-い、に、70-い、71-ろ、78-は、に、79-に、ほ、81-ろ、は、83-に、ほ、84-ろ、は、ほ、と、86-に、87-は、に、88-い、ろ、は、に、89-い、は、ほ、90-い、ろ、ほ	743.45	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止
	小 計（木 祖 村）	4,374.87			
王滝村	4-ほ、5-い、ろ、は、6-い、ろ、10-ろ、は、に、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13-い、14-い、15-い、に、ほ、16-ろ、は、20-い、ろ、は、21-い、ろ、は、に、31-へ、32-い、ろ、は、33-い、は、38-に、ほ、へ、39-い、ろ、は、に、40-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、61-い、ろ、は、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、70-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、ろ、86-ろ	688.19	水源の <sup>かん</sup> 涵養	水源かん養 保安林	
	18-い、19-ろ、24-い、ろ、へ、31-ろ、35-に、ほ、へ、44-ろ、に、ほ、45-ろ、に、47-い、ほ、へ、と、51-い、ろ、は、ほ、へ、57-は、71-ろ、72-ほ、へ、75-は、86-い、87-い、ろ、88-い	74.12	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林	
	6-ろ、は、37-い、44-ほ、88-に、90-い	5.92	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備 保安林	
	30-に、32-ろ、33-ろ	11.37	土砂の流出崩壊防止	落石防止 保安林	
	1-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3-い、ろ、は、に、ほ、4-ほ、5-い、ろ、6-ろ、は、に、ほ、7-い、8-に、10-ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13-い、ろ、14-い、ろ、15-い、ろ、は、へ、と、ち、16-い、17-い、ろ、18-い、ろ、は、19-ろ、に、20-い、ろ、は、22-い、ろ、は、に、へ、と、ち、23-い、ろ、は、に、24-ろ、は、に、ほ、30-は、に、31-い、ろ、と、32-は、に、33-い、に、ほ、へ、34-ほ、35-に、ほ、へ、と、36-に、37-い、ろ、は、に、ほ、38-い、ろ、は、に、ほ、へ、39-い、ろ、は、に、40-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、41-ほ、42-い、ろ、は、に、ほ、43-い、に、44-い、ほ、45-い、ろ、は、に、	(次頁表示)	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地	

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	王滝村	46-い、ろ、47-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、ぬ、48-い、49-に、ほ、へ、と、ち、り、50-い、ろ、は、に、51-い、は、へ、52-い、に、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、63-い、ろ、は、に、64-い、ろ、は、に、ほ、へ、65-い、ろ、は、に、ほ、66-い、ろ、は、67-い、ろ、71-ろ、は、に、ほ、72-へ、73-い、ろ、74-は、75-い、ろ、76-い、ろ、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、に、ほ、79-い、ろ、は、に、ほ、80-い、ろ、は、に、ほ、へ、81-ろ、は、82-い、ろ、は、に、84-い、ろ、は、90-い、ろ、91-に	1,433.54	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1-ろ、は、6-ろ、は、に、ほ、13-い、ろ、14-い、ろ、15-ろ、は、ほ、へ、と、18-い、22-へ、と、23-ほ、24-い、へ、27-ろ、は、に、28-い、は、30-ろ、31-に、34-ほ、35-に、ほ、へ、36-い、ろ、37-い、44-ろ、は、ほ、45-に、47-り、48-に、へ、49-い、に、51-い、ろ、68-ろ、70-に、ほ、へ、71-い、は、75-は、77-は、84-は、85-い、86-い、87-い、ろ、88-い、は、90-ろ	561.91	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止
		小 計（王滝村）	2,775.05		
大桑村		5-へ、と、6-り、9-に、ほ、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、ほ、35-い、ろ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、41-に、へ、43-い、ろ、は、に、ほ、44-い、ろ、は、に、ほ、45-い、ろ、は、に、51-ろ、は、り、52-は、に、ほ、へ、と、ち、53-い、は、へ、と、54-い、ろ、は、63-は、へ、64-い、ろ、は、に、65-い、ろ、は、に、66-い	878.93	水源の <sup>かん</sup> 涵養	水源かん養 保安林
		1-ほ、2-ほ、3-ろ、6-へ、ち、7-ろ、8-は、ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、12-い、ろ、は、に、13-ろ、ほ、16-い、ろ、は、に、ほ、へ、り、17-へ、19-は、20-は、22-ろ、は、に、と、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、は、25-ろ、は、に、ほ、へ、26-い、ろ、は、と、ぬ、27-ろ、は、に、へ、と、ち、28-い、ろ、29-ほ、30-い、ろ、は、に、31-ろ、ほ、37-に、ほ、へ、と、38-い、は、41-い、42-い、ろ、46-に、47-い、ろ、は、ほ、48-ろ、49-い、53-へ、54-へ、55-ろ、は、と、ち、56-ろ、は、61-い、65-は	577.92	土砂の流出崩壊防止	土砂流出防備 保安林
		2-い、26-ほ、51-に、ち、53-と	34.05	土砂の流出崩壊防止	土砂崩壊防備 保安林
		59-ろ、60-い、ろ	9.05	水源の <sup>かん</sup> 涵養	干害防備 保安林
		15-い	0.92	土砂の流出崩壊防止	落石防止 保安林
		63-は、へ、64-い、ろ、は、に、65-い、ろ	180.25	水源の <sup>かん</sup> 涵養	保健保安林
		7-ろ、56-は、61-ろ	7.06	土砂の流出崩壊防止	風致保安林
		27-い、49-ろ	11.70	土砂の流出崩壊防止	急傾斜地崩壊 危険地区

区 分	森林の所在（林小班）	面積 (ha)	留意すべき事項	備 考	
木曾地域	大桑村	2-は、3-い、ち、り、4-に、ほ、5-い、は、に、ほ、へ、6-は、に、ち、9-へ、10-は、11-い、13-ろ、は、ほ、15-ろ、は、に、ほ、18-り、ぬ、19-り、22-へ、と、23-い、ろ、は、に、24-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、25-ち、27-ろ、に、ほ、へ、と、ち、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、ろ、は、に、ほ、31-ろ、は、に、ほ、へ、と、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、34-い、ろ、は、に、へ、35-い、ろ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、37-い、41-い、ろ、は、に、43-い、ろ、44-い、ろ、は、に、ほ、45-い、ろ、は、に、47-と、48-い、ろ、に、49-ろ、に、50-い、ろ、51-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、52-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、53-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、54-い、ろ、は、に、ほ、55-い、ろ、に、ほ、56-ろ、は、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、58-い、ろ、は、に、ほ、59-い、は、と、60-は、に、へ、61-ろ、62-い、ろ、に、63-に、65-ろ、は、に、66-い	1,425.15	土砂の流出崩壊防止	砂防指定地
		1-に、へ、2-い、3-は、7-ろ、11-へ、12-に、13-ろ、は、ほ、15-い、ろ、16-ろ、ほ、へ、18-と、19-に、ほ、20-ろ、は、21-に、22-は、に、へ、と、23-ろ、は、に、24-い、ろ、は、ほ、ち、25-に、ほ、へ、と、ち、26-い、ろ、は、ほ、へ、ぬ、27-い、は、に、へ、と、ち、30-ろ、は、31-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、40-い、ろ、41-ろ、42-ろ、43-い、ろ、は、に、ほ、へ、44-ろ、は、に、ほ、45-い、ろ、は、に、46-は、に、47-い、ろ、は、に、ほ、と、49-い、ろ、51-ち、り、52-は、に、ほ、へ、と、ち、53-に、と、55-ほ、と、ち、57-い、は、58-い、ろ、へ、59-へ、60-に、ほ、へ、61-い、ろ、は、ほ	1,527.19	土砂の流出崩壊防止	機能評価区分 山地災害防止
		小 計（大桑村）	4,652.22		
	合 計（木曾谷森林計画区）	36,541.77			

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし



### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けます。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。

なお、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮します。

また、次の点に留意します。

ア 県は、保安林制度、林地開発許可制度などの法令の基準を遵守するよう指導を徹底します。

イ 町村は、伐採届による小規模林地開発の案件に対しては、林地開発許可基準に準じた計画とするよう指導します。

ウ 県及び町村は、森林の有する公益的機能に配慮し、最小限の土地の形質変更に努めるよう、土地の形質を変更しようとする者を指導します。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵<sup>かん</sup>養、災害の防備、保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業の実施に関する方針

県民生活の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等災害の発生形態が変化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、『災害に強い森林づくり指針』に基づき、流域治水の取組と連携を図りつつ次のとおり治山事業を実施します。

ア 荒廃山地・荒廃危険地の復旧、整備

- ① 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- ② 森林整備と筋工の組合せによる森林土壌の保全強化
- ③ 流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減
- ④ 既存治山施設の点検調査、機能強化、長寿命化対策
- ⑤ ICTや新技術の施工現場への導入

イ 住民等と協働して行う山地防災力を高めるための取り組み

- ① 地域住民による自主的な防災活動を促すために、防災講演会や説明会等の開催
- ② 地域住民による森林の見回りや防災マップづくりなどの取組に対する技術的な支援



荒廃地の復旧状況



事業実施に向けた住民説明

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存在するものについては、当該保安林を特定保安林に指定するとともに、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保残に関する基本的事項に即し、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、またはその恐れがあると認められる森林、樹冠が疎開しており、林木の生育状況からみてうっ閉せず、またはうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、またはおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため、早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林内路網の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、特に、次の点に留意して定めることとします。

- ① 区域設定の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（ツキノワグマ等）についても対象とします。
- ② 区域の設定は、森林生態系多様性基礎調査の調査結果等により、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害のある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害防止のための森林であって、人工林を基本とし、森林資源の状況に応じて天然林も含めることとします。
- ③ 設定区域は林班を単位とし、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとします。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な生育を図るため、森林所有者等による巡視や被害状況調査のほか、対象鳥獣別に被害を防止するために効果を有すると考えられる次の方法による鳥獣害防止対策を推進します。

- ① 防護柵・電気柵の設置又は維持管理
- ② 幼齢木の食害防止チューブの設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布
- ③ わな及び銃器による捕獲
- ④ 出没に関する情報提供や注意喚起

その際、関係行政機関等との連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとします。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めます。

##### ア 松くい虫の被害防止

###### ① 被害対策

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせて講じます。

- a 伐倒駆除
- b 薬剤散布等の各種予防事業
- c 守るべき松林の周辺部の樹種転換
- d 抵抗性を有するマツへの転換

###### ② 施業方法

施業方法については、「松くい虫対策としてのアカマツ林施業指針（平成24年8月28日付け24森推第333号長野県林務部長通知）」により実施し、主伐（更新伐を含む）の場合は以下の点に留意して適確な更新を図ります。伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進します。

- a 森林病虫害等の被害拡大防止のため、緊急的に皆伐する場合は、森林施業の長期の方針を示すこととします。
- b 伐採にあたっては、被害木と同じ樹種（複層林にあつては上層木）のみの伐採とし、病虫害等の被害のおそれのない樹種は、更新樹種として伐採しないこととします。
- c 土砂流出のおそれがある場合は、筋工等による雨裂の拡大防止を行い、植栽木の定着を図る措置を講じるものとします。

##### イ カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

カシノナガキクイムシによるナラ類の被害が増加しており、防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を実施するほか、広葉樹林の整備を実施するなど、より効果的かつ総合的な被害監視・被害防除対策の推進を図ります。

主伐（更新伐を含む）を実施する場合は、4の（1）のアの②のaからcに留意します。



カシノナガキクイムシによる被害（大桑村）

ウ スギノアカネトラカミキリの被害防止

スギノアカネトラカミキリは、スギ・ヒノキ生立木の枯れ枝に産卵し、幼虫が枯れ枝から樹幹部に入って死節の周辺を食害し、幹材にトビクサレ被害を起こす材質劣化害虫です。林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めることが有効な防除法です。

エ カラマツ先枯病の被害防止

カラマツ先枯病は、森林病虫害等防除法第2条第1項第3号の政令で定める病気の一つです。苗畑での薬剤防除を徹底し、苗木時の感染を予防する、造林地に罹病苗木を持ち込まない、罹病木を発見した場合は速やかに伐倒し枝条を焼却処分するといった防除方法を進めます。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

オ その他の病虫害等の被害防止

その他の病虫害が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

第二種特定鳥獣保護管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種 名	管理ユニット	現 状	対 策
ニホンジカ	北アルプス南部	生息密度が急増しており観光面への影響も懸念されている。	① 個体数調整の実施に加え、狩猟期間の延長等による狩猟の促進 ② 防護柵の設置等による被害防除 ③ ジビエ利活用の推進 ④ 捕獲者の確保・育成
	中央アルプス		
	その他の地域	今後被害の拡大が懸念される。	

種 名	管理ユニット	現 状	対 策
ツキノワグマ	北アルプス南部	生息数は安定的に推移している。	① 森林環境整備による生息域の確保と緩衝帯整備によるすみ分け ② 樹皮の剥皮防止のためのテープ巻き・ネット巻きの実施 ③ 加害個体を選別しての捕獲
	中央アルプス		
ニホンザル	中央アルプス	群れサイズが増加傾向にある。林産物（きのこ等）の被害がある。	① GPSによる群れの行動追跡を活用した追い払い ② 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ③ 加害個体を選別しての捕獲
	御岳		
ニホンカモシカ	北アルプス	生息面積がわずかに減少している。	① 防護柵、食害防止チューブ等の物理的対策及び忌避剤による科学的防除の実施 ② 被害防除対策を優先に、地域個体群が維持される範囲で、加害個体を選別しての捕獲
	中央アルプス	生息面積が拡大している。	
イノシシ	県下全域	林産物（きのこ等）の被害がある。	① 出没防止のための生息環境の整備（緩衝帯整備と森林整備の推進） ② 加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

### (3) 林野火災の予防の方針

#### ア 火入れ許可

市町村森林整備計画において、森林法に基づく次の内容を定め、住民へ周知徹底を図り、林野火災を予防します。

森林又は森林に接近している範囲 1 キロ平方メートル以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地（地域森林計画区域外も含む）においては、その森林又は土地の所在する市町村長の許可を受けて指示することに従ってでなければ、火入れをすることはできません。（森林法第 21 条第 1 項）また、市町村長は、火入れの目的が次の内容でないと、許可することができません。（森林法第 21 条第 2 項）

- ア 造林のための地ごしらえ
- イ 開墾準備
- ウ 害虫駆除
- エ 焼畑
- オ 採草地の改良（森林法施行規則第 47 条第 1 項）

なお、火入れをしようとする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、かつ、火入れをしようとする森林又は土地に接近している範囲 1 キロ平方メートルの範囲内にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければなりません。（森林法第 22 条）



## イ 啓発活動

毎年実施している山火事予防の啓発パレードを、今後も継続して行うものとします。また、イベント等の会場では、積極的に山火事予防の普及啓発を行います。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害を未然に防止することを目的として、県、町村の行政機関だけでなく、森林整備を担う森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。



地域振興局の山火事予防啓発パレード（出発式の様子）

## 5 その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導を適切に行います。

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害防止対策の実施状況については、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認することとします。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について」（平成2年5月16日付け2林野企第38号農林水産事務次官通知）の第5の1から3に掲げられる事項に留意して、下記のとおり定めます。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の設定に当たっては、自然環境の保全に配慮し、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等を鑑みたくうえて、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域について設定することとします。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

#### イ 保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することとします。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めます。

- a 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- b 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- c 四季を通じて利用可能な施設の設置
- d 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- e 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- f 施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- g 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- a 森林及び森林保健施設の適切な管理
- b 防火体制及び防火施設の整備
- c 利用者の安全
- d 交通の安全・円滑の確保





## 第6 計画量等

### 1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植栽・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

(単位 材積：千m<sup>3</sup>)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	705	650	55	165	129	36	540	521	19
前半5ヵ年の 計 画 量	365	338	27	75	58	17	290	280	10

### 2 間伐面積

第6の1により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して定めました。

区 分	間 伐 面 積
総 数	9,200 ha
前半5ヵ年の 計 画 量	4,800 ha

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第6の1伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

- (1) 単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- (2) 天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- (3) 上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

区 分	人工造林	天然更新
総 数	660 ha	170 ha
前半5ヵ年の 計 画 量	300 ha	75 ha

#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

##### (1) 総括表

(単位 延長；m)

樹立	開設 (新設)			開設 (改築)			樹立	拡張 (改良)			拡張 (舗装)							
	路線数	路線延長		路線数	路線延長			〔箇所数〕	路線延長		路線数	路線延長						
		前期	後期		計	前期			後期	計		前期	後期	計				
計画区計	75	141,600	90,900	232,500	10	3,400	10,700	14,100	計画区計	[384]	76	7,725	11,110	18,835	49	16,421	40,800	58,221
木曾地区計	75	141,600	90,900	232,500	10	3,400	10,700	14,100	木曾地区計	[384]	76	7,725	11,110	18,835	49	16,421	40,800	58,221
上松町	8	500	3,500	4,000	1	2,000	0	2,000	上松町	[100]	11	1,065	1,400	2,465	7	1,700	4,700	6,500
南木曾町	15	400	8,400	8,800				0	南木曾町	[36]	11	550	2,550	3,100	9	740	5,400	6,140
木曾町	33	28,900	30,900	59,800	8	400	9,700	10,100	木曾町	[117]	21	3,380	2,700	6,080	16	4,700	19,700	24,400
木祖村	9	10,400	2,900	13,300				0	木祖村	[77]	17	1,030	2,610	3,640	5	3,281	3,500	6,781
王滝村	7	0	5,600	5,600				0	王滝村	[17]	6	580	650	1,230	5	0	4,000	4,000
大桑村	3	400	1,600	2,000	1	1,000	1,000	2,000	大桑村	[37]	10	1,120	1,200	2,320	7	6,000	4,500	10,500
林道計※	75	40,600	52,900	93,500	10	3,400	10,700	14,100										
森林作業道		101,000	38,000	139,000														

※ 林道計には林業専用道の新設が含まれます。

## (2) 路網計画 開設(新設) 路線別表

(単位 延長:m、面積:ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考				
			地区名	町村名										
開設 (新設)	自動車道	林道	木曾	上松町	松 山	300	159		40015					
					藤 久 保	900	102		40016					
					万 路	300	60		40375					
					駒 ケ 岳	500	126	○	03391					
					樽 沢	200	51		05295					
					巾 ノ 津	400	144		04551					
				馬 留 芦 島	400	109		40047						
				二 ツ 山	1,000	63		40560						
				計8路線 前期 後期	4,000 500 3,500									
				計	南木曾町						(261)			
						川 向 椰 野	1,200	411		03488				
						胡 桃 田	900	73		40048				
			梅 の 木			600	43		40049					
			南 沢			900	37		40056					
			奥 向 夏 虫			400	50		05389					
			摺 鉢			400	590		02072					
			畑 沢			400	97		04844					
			秋 葉 山			400	56	○	40022					
			梨 子 沢			700	132		40289					
			袖 山			700	102		40267					
			細 野 山			400	268		03119					
			戦 沢			400	73		40561					
			小 梨 子 沢			400	24		06105					
			田 の 沢			400	57		40553					
			東 沢			600	32		05623					
			計15路線 前期 後期			8,800 400 8,400								
			計	木曾町	焼 棚 幸 沢	2,000	978		02011	旧木曾福島町				
					八 久 保 峠	1,000	173		04946	旧木曾福島町				
					板 敷 野	200	41		05289	旧木曾福島町				
					渡 沢 鳥 居 峠	10,200	1,620		01033	旧日義村				
					東 山	500	76		02087	旧日義村				
					徳 音 寺	1,000	86	○	40013	旧日義村				
					関 谷 坂	400	109		04666	旧開田村				
					東 又	700	488		02087	旧三岳村				
					兵 沢	400	61		04515	旧三岳村				
					沢 渡	400	203		03130	旧三岳村				
					障 子 沢	900	27		06106	旧三岳村				
					木 樽	500	197		03243	旧三岳村				
			計12路線 前期 後期	18,200 1,000 17,200										
			計	木祖村										
					渡 沢 鳥 居 峠	2,500	1,620		02011					

( 単位 延長 : m、面積 : ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
開設 (新設)	自動車道	林道	木曾	木祖村	箕輪沢	400	147	○	04943	
					池の平大原	400	(145) 205		03070	
					計3路線 前期 後期	3,300 400 2,900				
				王滝村	大原	1,300	65		40019	
					熊取	1,000	100		04523	
					八海山	800	180		03244	
					松尾	600	64		40076	
					はたみち	600	46		05439	
					溝口支	400	85		40078	
					仏の穴	900	119		40079	
			計7路線 前期 後期	5,600 0 5,600						
			大桑村	下在国道上	1,200	(72) 50		05440		
				小野大嵐	400	140	○	04507		
				大平	400	34		04271		
				計3路線 前期 後期	2,000 400 1,600					
			地事計	計48路線 前期 後期	41,900 2,700 39,200					
			計画区計	計48路線 前期 後期	41,900 2,700 39,200					

※ 本表は開設(新設)計画の内、林道計画分を搭載したものである。

※ 本表の利用区域欄の( )内の数字は国有林面積を、(( ))内の数字は官行造林地面積を表す。

(2) 路網計画 開設(新設) 路線別表

( 単位 延長 : m、面積 : ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
開設 (新設)	自動車道	林業 専用道	木曾	木曾町	荒切2号	2,000	30	○	k0001	旧木曾福島町
					熊沢	2,000	35	○	k0002	旧木曾福島町
					岩伏	3,000	30		k0003	旧木曾福島町
					幸森	3,000	50	○	k0004	旧木曾福島町
					ミツクリ	3,000	30		k0005	旧木曾福島町
					地蔵峠	2,500	170	○		旧木曾福島町
					御馬沢	1,500	10		k0006	旧日義村
					日義右岸	2,000	20	○	k0007	旧日義村
					德音寺	1,000	90	○	k0008	旧日義村
					野上	1,000	134	○		旧日義村
					中沢	1,000	30	○	k0009	旧開田村
					苦ノ谷	1,900	150	○	k0010	旧開田村
					中の洞1-1号	2,000	80	○	k0012	旧開田村
					中の洞1-2号	1,000	80		k0013	旧開田村
					中の洞2号	1,000	40		k0014	旧開田村
					小西枳洞	3,000	40		k0015	旧開田村
					南の洞	2,500	144	○		旧開田村
					把の沢	4,000	134	○		旧開田村
					春月	2,000	145	○		旧開田村
					樽沢	1,000	130	○		旧三岳村
					開田高原 地蔵峠	1,200	118			旧開田村
			計21路線 前期 後期	41,600 27,900 13,700						
			計	木祖村	光沢支線	1,500	100	○	k0016	
					小木曾1号	1,500	125	○	k0017	
					小木曾2号	1,500	106	○	k0018	
					鳥居峠塩沢	2,000	200	○		
					箕輪沢	3,000	147	○	04943	
					箕輪沢・イタル沢	500	70	○		
			計6路線 前期 後期	10,000 10,000 0						
			地事計		計27路線 前期 後期	51,600 37,900 13,700				
					計画区計	計27路線 前期 後期	51,600 37,900 13,700			

※ 本表は開設(新設)計画の内、林業専用道計画分を搭載したものである。

(3) 路網計画 開設(改築) 路線別表

( 単位 延長：m、面積：ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
開設 (改築)	自動車道	林道	木曾	上松町	吉野東野	2,000	((24)) (435) 533	○	02146	
					計1路線	2,000				
					前期 後期	2,000 0				
			木曾町	上小川幸沢	400	823	○	04987	旧木曾福島町	
				沼田野沢	1,000	64		04764	旧木曾福島町	
				鶺鴒沢	900	92		04594	旧開田村	
				唐沢	4,300	(444)		03259	旧三岳村	
				木樽	600	197		03243	旧三岳村	
				小奥	1,100	97		04514	旧三岳村	
				東又	800	488		02087	旧三岳村	
				兵沢	1,000	61		04515	旧三岳村	
			計8路線	10,100						
			前期 後期	400 9,700						
			大桑村	山久保	2,000	44	○	04702		
				計1路線	2,000					
			前期 後期	1,000 1,000						
			地事計	計10路線	14,100					
前期 後期	3,400 10,700									
計画区計	計10路線	14,100								
	前期 後期	3,400 10,700								

※ 本表の利用区域欄の( )内の数字は国有林面積を、(( ))内の数字は官行造林地面積を表す。

## (4) 路網計画 拡張(改良) 路線別表

(単位 延長：m、面積：ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	木曾	上松町	吉野東野	[3] 25	((24)) (435) 533	○	02146	法面保全 局部改良
					倉本	[2] 40	(389) 271	○	02147	法面保全 局部改良
					木曾駒山麓	[19] 400	(2,763) 1,323		01034	法面保全 局部改良
					台ヶ峰	[7] 300	(344) 599		02100	法面保全 局部改良
					松山	[22] 250	159	○	40015	法面保全 局部改良
					山室	[12] 250	175	○	04765	法面保全 局部改良
					肥沢	[7] 250	(255) 97	○	03374	法面保全 局部改良
					藤久保	[7] 250	((5)) 102		40016	法面保全 局部改良
					万路	[7] 250	((54)) 60		40375	法面保全 局部改良
					巾ノ津	[7] 250	144	○	04551	法面保全 局部改良
					大畑	[7] 200	52		40017	法面保全 局部改良
				計	計11路線 計100箇所 前期 後期	2,465 1,065 1,400				
				南木曾町	長根	[5] 650	((20)) (445) 308		02150	法面保全 局部改良
					摺鉢	[2] 100	590		02072	法面保全
					越野	[2] 150	53	○	04499	法面保全 橋梁改良 局部改良
					袖山	[4] 200	102		40267	法面保全
					細野山	[5] 200	((6)) 268	○	03119	橋梁改良 法面保全 局部改良
					西山	[4] 200	103		40511	法面保全 局部改良
					日向平	[2] 100	95		40021	法面保全
					秋葉山	[2] 200	56	○	40022	法面保全 局部改良
					奥向夏虫	[3] 200	41		05389	法面保全
					恋路峠	[2] 100	(64) 117		04866	法面保全
					田の沢	5 1,000	57		40553	法面保全 局部改良



( 単位 延長：m、面積：ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	木曾	南木曾町	計11路線 計36箇所 前期 後期	3,100 550 2,550				
				木曾町	木曾 駒山麓	[10] 200	(2,763) 1,323		01034	法面保全 局部改良 旧木曾福島町
				熊沢 幸沢	[14] 2,000	(1,279) 3,066	○	01061	法面保全 橋梁改良 局部改良 旧木曾福島町	
				八久保 峠	[2] 50	173	○	04946	法面保全 旧木曾福島町	
				渡沢 鳥居峠	[6] 300	((29)) (436) 1,620		01033	法面保全 局部改良 旧日義村	
				砂ヶ 瀬	[4] 150	(248) 259		02073	法面保全 局部改良 旧日義村	
				御馬 沢	[1] 50	167		03109	法面保全 旧日義村	
				德音 寺	[2] 100	86		40013	法面保全 旧日義村	
				月夜 沢	[6] 250	((33)) (2,712) 1,037	○	01036	法面保全 橋梁改良 局部改良 旧開田村	
				把の 沢	[2] 30	265	○	03128	局部改良 旧開田村	
				枳 洞	[1] 50	158		04664	局部改良 旧開田村	
				折 橋	[5] 200	183		04512	法面保全 局部改良 旧開田村	
				鶴類 沢	[5] 800	92		04594	法面保全 局部改良 旧開田村	
				本 洞	[10] 300	1,083	○	02086	法面保全 局部改良 旧三岳村	
				台ヶ 峰支	[5] 200	(23) 85		40100	法面保全 旧三岳村	
				西 沢	[8] 200	((8)) 286	○	03268	法面保全 橋梁改良 局部改良 旧三岳村	
				沢 頭	[6] 200	221		03130	法面保全 旧三岳村	
				唐 沢	[3] 100	(113)		03259	法面保全 旧三岳村	
				沢 渡	[5] 200	203	○	03130	局部改良 旧三岳村	
				大 沢	[6] 300	339	○	03132	法面保全 橋梁改良 局部改良 旧三岳村	
				木 樽	[15] 350	197		03243	法面保全 局部改良 旧三岳村	
				東 又	[1] 50	492	○	02087	橋梁改良 法面保全 局部改良 旧三岳村	

( 単位 延長 : m、面積 : ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考	
			地区名	町村名							
拡張 (改良)	自動車道	林道	木曾	木曾町	計21路線 計117箇所 前期 後期	6,080 3,380 2,700					
					木祖村	塩 沢	[6] 200	(597) 619		02151	法面保全 局部改良
				鉢 盛 山		[7] 200	((103)) (4,921) 356		01035	法面保全 局部改良	
				薄 林		[8] 250	135	○	03124	法面保全 局部改良	
				大 笹 沢		[4] 200	228		03123	法面保全 局部改良	
				宮 沢		[1] 30	187		03107	法面保全	
				床 並		[2] 270	39	○	04501	法面保全	
				中 の 小 屋		[5] 100	57		04845	法面保全	
				奈 良 の 平		[3] 110	92		04846	法面保全 局部改良	
				藪 原		[9] 310	92	○	40010	法面保全 局部改良	
				水 木 沢		[2] 110	94		03379	法面保全	
				池 の 平 大 原		[6] 200	(145) 205	○	03070	法面保全 局部改良	
				野 中 池 の 沢		[3] 50	198		03381	法面保全	
				箕 輪 沢		[3] 150	147		04943	法面保全 局部改良	
				木 山 沢		[1] 30	174		03378	法面保全	
				山 戸 翁 像		[1] 160	65		40011	法面保全	
				栗 谷 沢 線		[9] 525	326		03502		
				薄 林 支 線		[7] 745	55		40566	支線	
				計		計17路線 計77箇所 前期 後期	3,640 1,030 2,610				
				王滝村		王 滝	[1] 100	137		02096	法面保全 局部改良
						樽 沢	[2] 500	((12)) (66) 627	○	02159	法面保全 局部改良
					溝 口	[1] 80	198	○	03031	法面保全	
					千 沢	[5] 200	(48) 107		03112	法面保全	
					倉 越	[5] 200	86		04519	法面保全 局部改良	
					瀬 戸 川	[3] 150	50		04552	法面保全	
					計	計6路線 計17箇所 前期 後期	1,230 580 650				

( 単位 延長：m、面積：ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張 (改良)	自動車道	林道	木曾	大桑村	松 湊 沢	[2] 50	(237) 309		02099	法面保全
					松 湊 深 沢	[4] 570	(237) 336	○	02102	法面保全 局部改良
					野 尻 与 川	[6] 300	((3)) 1,022	○	02153	橋梁改良 法面保全 局部改良
					八 ケ 沢	[2] 200	94		05231	法面保全
					越 坂	[4] 200	71		04493	法面保全
					赤 シ 田	[5] 250	61		04767	法面保全
					除 木 戸	[3] 200	77		03127	法面保全
					神 戸 沢 除 木 戸	[1] 50	((3)) 107		03114	法面保全
					殿	[5] 250	((15)) (89) 306	○	03113	法面保全 局部改良
					恋 路 峠	[5] 250	(64) 117		04866	法面保全
				計	計10路線 計37箇所 前期 後期	2,320 1,120 1,200				
				木曾計	計76路線 計384箇所 前期 後期	18,835 7,725 11,110				
				計画区計	計76路線 計384箇所 前期 後期	18,835 7,725 11,110				

※ 本表の利用区域欄の( )内の数字は国有林面積を、(( ))内の数字は官行造林地面積を表す。

## (5) 路網計画 拡張(舗装) 路線別表

(単位 延長：m、面積：ha)

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考
			地区名	町村名						
拡張(舗装)	自動車道	林道	木曾	上松町	吉野東野	2,600	((24)) 533		02146	
					山室	500	(435) 159	○	04765	
					松山	1,200	159	○	40015	
					藤久保	500	((5)) 102		40016	
					万路	500	((54)) 60		40375	
					巾ノ津	500	144		04551	
					漆脇	600	57		04661	
					計7路線 前期 後期	6,400 1,700 4,700				
				南木曾町	越野	100	53	○	04499	
					細野山	1,000	((6)) 268		03119	
					西野山	1,000	103		40511	
					袖野山	500	102		40267	
					梨子沢	200	132		40289	
					秋葉山	640	56	○	40022	
					奥向夏虫	500	41		05389	
			川向椰野		1,200	((261)) 411		03488		
			田の沢		1,000	57		40553		
			計9路線 前期 後期		6,140 740 5,400					
			木曾町	正沢	500	((100)) 74		04257	旧木曾福島町	
				熊沢幸沢	1,000	2,311	○	01061	旧木曾福島町	
				上小川幸沢	400	823	○	04987	旧木曾福島町	
				八久保峠	500	173		04946	旧木曾福島町	
				沼田野沢	1,000	64		04764	旧木曾福島町	
				渡沢鳥居峠	10,100	((29)) (436) 1,620		01033	旧日義村	
				東山	600	76		04262	旧日義村	
				砂ヶ瀬	300	((248)) 259		02073	旧日義村	
				月夜沢	3,000	((33)) (1,979) 1,000		01036	旧開田村	
				合戸	1,700	87		05360	旧開田村	
				鶴類沢	800	92	○	04594	旧開田村	
				本洞	2,000	96	○	02086	旧開田村	
				大沢	500	339		03320	旧三岳村	
				兵沢	500	61	○	04515	旧三岳村	
				沢渡	1,000	203		03130	旧三岳村	
				唐沢	500	((113))		03259	旧三岳村	
				計16路線 前期 後期	24,400 4,700 19,700					
			木祖村	塩沢	2,381	((103)) (4,921) 356	○	02151		

( 単位 延長：m、面積：ha )

開設 拡張別	種別	区分	位置		路線名	箇所数 及び延長	利用区 域面積	前半 5カ年 の計画 箇所	路線番号	備考	
			地区名	町村名							
拡張 (舗装)	自動車道	林道	木曾	木祖村	渡 沢 鳥 居 峠	2,800	(29) (436) 1,620		01033		
					薄 林	500	135	○	03124		
					床 並	400	39	○	04501		
					宮 沢	700	187		03107		
					計5路線	6,781					
					前期	3,281					
					後期	3,500					
					計						
					王滝村	王 滝	1,000	137		02096	
						ば ん だ	700	(105) 128		04520	
				溝 口		1,000	198		02152		
				鈴 ケ 沢		500	39		04944		
				千 沢		800	(48) 107		03112		
				計5路線		4,000					
				前期		0					
				後期	4,000						
				計							
				大桑村	松 瀬 深 沢	2,000	(237) 336	○	02102		
					野 尻 与 川	2,000	((3)) 919	○	02153		
					越 坂	1,500	71		04493		
					川 向	300	92		40263		
					山 久 保	1,500	44		04702		
					八 ケ 沢	2,000	94	○	05231		
					下 在 国 道 上	1,200	(72) 50		05440		
					計7路線	10,500					
				前期	6,000						
				後期	4,500						
				計							
				木曾地事計		計49路線	58,221				
						前期	17,421				
						後期	40,800				
				計画区計		計49路線	58,221				
						前期	17,421				
		後期	40,800								

※ 本表の利用区域欄の( )内の数字は国有林面積を、(( ))内の数字は官行造林地面積を表す。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

保安林の配備計画は、市町村森林整備計画の公益的機能別施業森林のうち、現況が保安林ではない森林を町村ごとに一定の割合で保安林に指定するよう計画を樹立し、治山事業等を活用し、保安林指定の目的の維持・増進を目指します。

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：ha)

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
総数(実面積)	15,833	14,364	現況:13,530
水源涵養のための保安林	11,121	10,080	現況:9,623
災害防備のための保安林	4,675	4,249	現況:3,871
保健、風致の保存等のための保安林	212	212	現況:212

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しない。

#### イ -1 計画期間内において保安林の指定を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

森林の所在		総数 (実面積)	水源涵養のための保安林		災害防備のための保安林		保健・風致の保存等のための保安林				
地区	町 村		前半5カ年の計画面積	現況	前半5カ年の計画面積	現況	前半5カ年の計画面積	現況	現況		
木 曾 谷	上松町	375	24	22	21	337	306	279	15	15	15
	南木曾町	1,497	324	294	280	1,172	1,065	971			
	木曾町	9,585	7,957	7,212	6,885	1,612	1,465	1,335	16	16	16
	木祖村	1,774	1,057	958	915	716	651	593	1	1	1
	王滝村	844	776	703	671	69	62	57			
	大桑村	1,758	983	891	851	769	699	637	180	180	180
合 計		15,833	11,121	10,080	9,623	4,675	4,249	3,871	212	212	212

注) 1. 現況面積は、令和3年9月1日現在の面積

2. 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、合計に一致しない。

3. 四捨五入により、合計が一致しない。

#### イ -2 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積：ha)

森林の所在			種 類	面 積	解除を必要とする理由
地 区	町 村	区 域			
木 曾 谷	—	—	該当なし		

注) 保安林の指定の解除は申請に基づき、随時、事務手続きを行うものとする。

計画期間内での解除は、指定理由の消滅等の状況に応じて進めることとする。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積：ha)

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	—	370	1,609	1,706	986
災害防備のための保安林	—	149	647	686	397
保健、風致の保存等 のための保安林	—	8	38	38	22
計	—	526	2,292	2,430	1,405

注) 四捨五入により、合計が一致しない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森 林 の 所 在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
区域	町 村	区域(林班)		前半5ヵ年の計画		
木 曾	上松町	1、2、3、54、60	4地区	4地区	谷止工、土留工 本数調整伐	
	南木曾町	52、68	3地区	2地区	谷止工、土留工	
	木曾町	78、1006、1043、 3090、3091	5地区	4地区	谷止工、土留工 実播工	
	木祖村	88	2地区	1地区	谷止工、土留工 本数調整伐	
	王滝村	51	1地区	1地区	谷止工補修	
	大桑村	25、26	2地区	2地区	土留工	
	計			17地区	14地区	

6 要整備森林の所在及び面積及び要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

(1) 要整備森林の所在及び面積

該当箇所なし

(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期

該当なし

## 第7 保安林その他法令による制限林の施業の方法

制限林の種類による施業の方法は、下記の表のとおり定めます。

【表 7-1 制限林の施業の方法】

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
水源かん養保安林	水かん	1-1	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。また間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のため間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐できることが定められているものについては、樹冠疎密度が、10分の8以上の箇所においてできるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の2(3.5)※1を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が、10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>
		1-2	択伐	<p>主伐は、択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、その伐採の限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3(4)※2以内とする。</p> <p>また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が、10分8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、1-1の間伐の項を準用する。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり各保安林の指定の指定施業要件で定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p>
		1-3	皆伐区指定有	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が、10分の8以上の森林について行うことができるものとし、間伐することができる立木の材積は、1-1の間伐の項を準用する。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗を、1ヘクタール当たりおおむね各保安林の指定施業要件で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p>
※1、※2については、各保安林の指定施業要件による。				



制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
土砂流出防備保安林	土流	2-1	禁伐	1-1を準用する。
		2-2	択伐	1-2を準用する。
		2-3	皆伐区指定有	1-3を準用する。
土砂崩壊防備保安林	土崩	3-1	択伐	1-2を準用する。
		3-2	皆伐区指定有	1-3を準用する。
干害防備保安林	干害	4-1	択伐	1-2を準用する。
		4-2	皆伐区指定有	1-3を準用する。
風害保安林	風害	5-1	択伐	1-2を準用する。
水害防備保安林	水害	6-1	択伐	1-2を準用する。
落石防止保安林	落石	7-1	禁伐	1-1を準用する。
		7-2	択伐	1-2を準用する。
なだれ防止保安林	なだれ	8-1	禁伐	1-1を準用する。
		8-2	択伐	1-2を準用する。
保健保安林	保健	9-1	禁伐	1-1を準用する。
		9-2	択伐	1-2を準用する。
		9-3	皆伐区指定有	1-3を準用する。
風致保安林	風致	10-1	禁伐	1-1を準用する。
		10-2	択伐	1-2を準用する。
水源かん養+保健保安林	水保	11-1	禁伐	1-1を準用する。
		11-2	択伐	1-2を準用する。
		11-3	皆伐区指定有	1-3を準用する。
土砂流出防備+保健保安林	流保	12-1	禁伐	1-1を準用する。
		12-2	択伐	1-2を準用する。
		12-3	皆伐区指定有	1-3を準用する。
干害防備+保健保安林	干保	13-1	禁伐	1-1を準用する。
		13-2	択伐	1-2を準用する。
		13-3	皆伐区指定有	1-3を準用する。
水害防備+保健保安林	水害保	14-1	択伐	1-2を準用する。
保健保安林+風致保安林	致保	15-1	択伐	1-2を準用する。
砂防指定地	砂防	16-1	禁伐	1-1を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		16-2	択伐	1-2を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		16-3	皆伐区指定有	1-3を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		16-4	皆伐区指定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は定めない。 間伐及び伐採に関する事項については1-3を準用する。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
国立公園 第1種特別地域	国立1	17-1	禁伐	原則として、全ての森林の伐採を禁止する。 ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は、測量のために行われるものは除く。
		17-2	択伐	単木による択伐によることができる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えたものとし、その伐採の限度は、現在蓄積の10%以内とする。 なお、公園事業に係る施設（自然公園法施行令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、単木択伐法によるものとする。
国立公園 第2種特別地域	国立2	18-1	択伐	択伐によることができる。 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上とし、その伐採の限度は、用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。
		18-2	皆伐伐区指定有	風致の維持に支障のないものにあつては、1伐区の大きさが2ヘクタール以内の皆伐作業を行うことができる。ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点より望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 なお、伐区は更新後5年を経過しなければ連続して設定してはならない。 また、伐期齢は標準伐期齢以上とする。
		18-3	皆伐伐区指定無	全般的に風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限を受けないものとする。
国立公園 第3種特別地域	国立3	19-1	皆伐伐区指定無	18-3を準用する。
国立公園 普通地域	国立未	20-1	皆伐伐区指定無	風致の保護並びに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。
国定公園 第1種特別地域	国定1	21-1	禁伐	17-1を準用する。
		21-2	択伐	17-2を準用する。
国定公園 第2種特別地域	国定2	22-1	択伐	18-1を準用する。
		22-2	皆伐伐区指定有	18-2を準用する。
		22-3	皆伐伐区指定無	18-3を準用する。
国定公園 第3種特別地域	国定3	23-1	皆伐伐区指定無	18-3を準用する。
国定公園 普通地域	国立未	24-1	皆伐伐区指定無	20-1を準用する。
県立自然公園 第1種特別地域	県立1	22-1	禁伐	17-1を準用する。
		22-2	択伐	17-2を準用する。
県立自然公園 第2種特別地域	県立2	23-1	択伐	18-1を準用する。
		23-2	皆伐伐区指定有	18-2を準用する。
		23-3	皆伐伐区指定無	18-3を準用する。
県立自然公園 第3種特別地域	県立3	24-1	皆伐伐区指定無	18-3を準用する。
県立自然公園 普通地域	県立未	25-1	皆伐伐区指定無	20-1を準用する。

制限林の種類	表記	施業方法及びその区分		
文化財保護法による 史跡名勝天然記念物 にかかる指定地	文化財	26-1	皆伐区指 定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
都市計画法, 風致地 区	都風	27-1	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		27-2	皆伐区指 定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。 ただし 1-3 のうち「1 箇所当たりの皆伐面積の限度 20 ヘク タール」を「1 箇所当たりの皆伐面積の限度は 1 ヘクター ル」と読み替えるものとする。
鳥獣保護区特別保護 地区	鳥獣特	28-1	禁伐	原則としてすべての伐採を禁止する。
		28-2	択伐	主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、市町村森 林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
		28-3	皆伐区指 定有	鳥獣の保護に支障がないと認められる場合には皆伐するこ とができる。 主伐として伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める 標準伐採期齢以上のものとし、その伐採の限度は 1-2 を準用 する。 また、地域森林計画の初年度以降 5 年間に当該計画に係る特 別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護 地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得 た面積の 5 倍とする。
		28-4	皆伐区指 定無	主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木 は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、 毎年度伐採できる 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は定め ない。 間伐及び伐採に関する事項については 1-3 を準用する。
急傾斜地崩壊危険区 域内の森林	急傾斜	29-1	択伐	1-2 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		29-2	皆伐区指 定有	1-3 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。
		29-3	皆伐区指 定無	16-4 を準用し、指定目的に適合した施業を行う。

(注意) 制限林が重複指定されている場合は、その制限に係る施業方法の厳しいものにより施業すること。

【表7-2 制限林の施業方法総括表】

出力範囲		木曽谷			(単位 面積 : ha)				
制限林の種類		面積	伐採方法別面積					重複	
			皆伐			択伐	禁伐		
			皆伐	伐区指定無	伐区指定有				
保安林	水源かん養保安林	9,520.10	9,218.11			301.99		保健 180.25 県立2 0.90 県立3 18.83 鳥獣特 171.59 砂防 3,130.22	
	土砂流出防備保安林	3,742.37	2,764.57			952.64	25.16	県立2 2.28 県立3 16.63 文化財 1.09 砂防 788.01	
	土砂崩壊防備保安林	113.05	4.43			108.62		砂防 31.33	
	干害防備保安林	28.35	27.81			0.54		砂防 0.33	
	風害防備保安林								
	水害防備保安林								
	落石防止保安林	35.76				35.76		砂防 1.07	
	なだれ防止保安林								
	保健保安林	181.89	1.58			180.31		水かん 180.25 風致 1.64 県立2 1.64 鳥獣特 171.59 砂防 61.44	
	風致保安林	26.21				26.21		保健 1.64 県立2 6.92 文化財 0.06 砂防 3.12	
計	13,647.73	12,016.50			1,606.07	25.16			
保安施設地区		0.07					0.07	砂防 0.07	
その他の制限林	砂防指定地	11,711.87	82.08	11,352.85	274.13	2.81	水かん 3,130.22		
							土流 788.01		
							土崩 31.33		
							干害 0.33		
							落石 1.07		
	保健 61.44								
風致 3.12									
保施 0.07									
県立2 12.68									
県立3 79.10									
鳥獣特 60.69									
文化財 1.26									
急傾斜 6.17									
自然公園	国立公園	第1種特別地域							
		第2種特別地域							
		第3種特別地域							
		普通地域							
		計							

出力範囲		木曾谷		(単位 面積：ha)					
制限林の種類		面積	伐採方法別面積				重複		
			皆伐			択伐		禁伐	
			皆伐	伐区指定無	伐区指定有				
その他の制限林	国定公園	第1種特別地域							
		第2種特別地域							
		第3種特別地域							
		普通地域							
		計							
	自然公園 県立公園	第1種特別地域							
		第2種特別地域	19.49		1.07	18.42		水かん 0.90 土流 2.28 保健 1.64 風致 6.92 文化財 1.50 砂防 12.68	
		第3種特別地域	708.32		593.61	98.67	15.89	0.15	水かん 18.83 土流 16.63 砂防 79.10
		普通地域							
		計	727.81		593.61	99.74	34.31	0.15	
		計	727.81		593.61	99.74	34.31	0.15	
	文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地	4.98				1.50	3.48	土流 1.09 風致 0.06 県立2 1.50 砂防 1.26	
	鳥獣保護区特別保護地区	183.82			1.58	182.24		水かん 171.59 保健 171.59 砂防 60.69	
	急傾斜地崩壊危険地区	24.01			1.67	22.34		砂防 6.17	
	都市計画法による風致地区								
	林業種苗法による特別母樹または特別母樹林								
	原生自然環境保全地域								
	自然環境保全地域の国の指定による特別地域								
	自然環境保全地域の県の指定による特別地域	1.89			1.89				
	計	12,654.45		675.69	11,457.73	514.52	6.51		
総計	26,302.18	12,016.50	675.69	11,457.73	2,120.59	31.67			

【表7-3 制限林の伐採方法別所在及び面積表】

(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
上松町	土流	17-へ、25-ろ、31-に、ほ、32-い、は、37-い、は、に、38-に、41-に、49-い、は、50-い、53-い、ろ、は、54-は、に、ほ、55-い、56-い、ろ、57-は、に、ほ、60-い、ろ、に、62-に、ほ、へ、63-い、ろ、ほ	189.86	189.86					2-3
		2-い、ろ、は、3-い、17-へ、24-ろ、25-ろ、29-ほ、38-に、41-ほ、へ、と、50-い、と、52-ろ、53-い、ろ、は、54-は、に、ほ、55-い、ろ、57-ろ、は、に、ほ、60-い、ろ、に、62-は、へ	87.52				87.52		2-2
		60-に	0.31					0.31	2-1
		小計	277.69	189.86			87.52	0.31	
	土崩	63-に	4.43	4.43					
		34-は、41-い、51-い	1.45				1.45		3-1
		小計	5.88	4.43			1.45		
	干害	63-に	0.33	0.33					4-2
		小計	0.33	0.33					
	落石	22-い、は	15.12				15.12		7-2
小計		15.12				15.12			
風致	4-は、に、24-ろ、25-ろ、41-に、へ、52-い、57-い	7.61				7.61		10-1	
	小計	7.61				7.61			
致保	41-へ	1.64				1.64		35-1	
	小計	1.64				1.64			
保安林計			308.27	194.62			113.34	0.31	
県立2	4-は、に、41-ほ、へ、と	18.42				18.42		66-3	
	小計	18.42				18.42			
文化財	41-ほ、へ	1.50				1.50		59-1	
	小計	1.50				1.50			
急傾斜	37-い、は	1.67			1.67			63-2	
	22-い、37-い	2.31				2.31		63-1	
	小計	3.98			1.67	2.31			
砂防	27-い、57-ほ	6.58		6.58				50-2	
	1-い、2-い、ろ、は、3-ろ、ほ、へ、4-ろ、は、ほ、へ、5-い、ろ、は、に、へ、6-い、ろ、は、7-い、ろ、は、に、ほ、8-に、9-ろ、は、11-い、ろ、は、12-ろ、は、15-い、ろ、16-に、17-へ、18-に、19-に、21-い、ろ、は、22-い、は、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、25-い、ろ、は、に、へ、と、26-い、27-い、29-い、ほ、へ、30-ろ、は、31-い、ろ、は、に、ほ、32-い、ろ、は、に、ほ、へ、33-い、ろ、は、34-い、は、に、ほ、35-い、ろ、は、に、36-い、ろ、は、37-い、ろ、は、に、38-い、ろ、は、に、39-い、に、ほ、40-は、41-い、ろ、に、ほ、と、ち、42-い、に、ほ、43-い、44-い、ろ、は、45-い、ろ、は、に、ほ、へ、46-ろ、47-ろ、は、に、ほ、49-ほ、50-い、ろ、は、ほ、51-い、は、に、52-い、ろ、は、53-い、54-に、ほ、56-い、ろ、は、に、ほ、57-は、ほ、58-い、ろ、は、に、59-い、ろ、は、に、ほ、へ、60-い、ろ、は、に、61-い、ろ、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、63-い、ろ、は、に、ほ、へ	1,000.25			1,000.25			50-1	
	4-は、に、17-へ、22-い、は、25-ろ、38-に、41-ほ、へ、と、54-ほ、57-ろ、ほ、60-い、62-は、へ	31.82				31.82			
	60-に	0.10					0.10		
	小計	1,038.75		6.58	1,001.92	31.82	0.10		
	その他制限林計	1,062.65		6.58	1,001.92	54.05	0.10		
合計			1,370.92	194.62	6.58	1,001.92	167.39	0.41	

(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
南木曾町	水かん	14-は、15-い、27-ろ、は、28-い、29-い、36-に、44-い、ろ、45-に、46-ろ、は、に、ほ、へ、47-い、ろ、は、48-は、に、ほ、へ、49-い、70-い、ろ、74-い、に、113-に、114-へ、116-い、ろ、は、に、ほ、117-い、ろ、は、に、120-ほ	291.09	291.09					1-3
		46-ろ、47-い、48-は、に	0.89				0.89		1-2
		小計	291.98	291.09			0.89		
土流		2-は、に、4-ろ、は、9-い、に、10-い、11-は、に、ほ、12-い、13-り、14-に、へ、15-ほ、16-い、20-は、に、と、22-へ、23-い、ろ、は、に、へ、24-ろ、は、に、ほ、へ、25-い、ろ、は、に、30-は、31-ろ、33-ろ、は、36-い、ろ、は、に、37-い、ろ、は、に、40-い、ろ、に、42-ろ、に、43-ろ、は、に、ほ、44-ろ、47-い、48-は、に、49-い、ほ、へ、50-い、ろ、51-へ、52-は、55-ろ、56-ろ、へ、ち、57-い、は、に、58-い、62-ほ、へ、65-い、は、67-い、ろ、は、に、へ、68-い、ろ、は、に、69-ぬ、72-ち、ぬ、76-ろ、77-は、79-に、80-は、81-い、ろ、と、82-い、は、83-い、ろ、に、ほ、へ、84-い、86-ろ、87-に、88-ろ、と、89-い、ろ、90-ほ、91-ろ、は、97-ほ、へ、99-ろ、は、に、100-い、103-い、ろ、は、に、105-に、106-ろ、は、ち、り、107-い、113-ろ、114-い、ろ、は、に、ほ、115-い、ろ、は、に、121-に	580.35	580.35					2-3
		2-は、に、ほ、3-い、4-ろ、は、ほ、8-い、9-い、は、に、10-い、12-は、13-は、に、14-に、へ、15-は、に、16-い、19-い、に、へ、20-は、に、ほ、と、ち、り、か、22-は、へ、23-い、ろ、は、に、24-ろ、は、ほ、へ、25-い、ろ、は、36-い、ろ、に、37-い、ろ、に、と、り、40-い、に、ほ、42-ろ、に、43-ろ、に、ほ、44-ろ、45-へ、47-い、48-は、50-ろ、は、51-い、ろ、は、に、へ、52-い、は、に、53-は、54-は、55-ろ、は、に、56-へ、と、ち、り、57-に、58-い、59-い、60-ろ、61-へ、62-ほ、へ、65-い、は、67-い、は、に、へ、68-い、ろ、は、に、69-ぬ、71-は、へ、と、ち、72-ち、ぬ、74-は、75-は、79-に、80-は、81-と、82-い、ろ、83-い、ろ、87-い、88-い、と、90-ほ、91-い、ろ、は、に、へ、と、92-ろ、93-い、97-は、に、98-い、ろ、は、に、99-ろ、に、100-い、104-は、106-い、ち、112-へ、113-ろ、115-い、ろ、は、に、118-ろ、は、に、ほ、121-ろ、に	400.80				400.80		2-2
		19-い、45-へ、67-へ、71-へ、91-に、106-は、107-い、118-ろ、は、ほ	2.99					2.99	2-1
		小計	984.14	580.35			400.80	2.99	
		土崩	1-い、ろ、に、ほ、2-い、49-い、51-に、63-は、ほ、65-に、108-ろ	62.87				62.87	
小計	62.87				62.87				
干害	88-に、ほ、へ	18.97	18.97					4-2	
小計	18.97	18.97							
風致	57-い、98-へ	0.21				0.21		10-1	
小計	0.21				0.21				
保安林計			1,358.17	890.41		464.77	2.99		
保施	19-は	0.07					0.07	65-1	
	小計	0.07					0.07		
県立3	70-は、に、ほ、へ、と、71-い、ろ、109-ろ、に	62.61		62.61				67-1	
	70-い、ろ、109-は、に	22.47			22.47			67-2	
	71-と	1.40				1.40		67-3	
	小計	86.48		62.61	22.47	1.40			
急傾斜	57-に、65-に、66-い、ろ、は、67-ろ、68-は	6.70				6.70		63-1	
	小計	6.70				6.70			
砂防	68-に	0.21		0.21				50-2	
	1-い、ろ、は、に、ほ、2-ろ、は、に、ほ、3-は、に、4-い、は、に、ほ、5-ろ、ほ、6-い、ろ、は、に、ほ、7-い、ろ、8-い、ろ、に、9-ろ、は、				(次頁表示)			50-1	

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
南木曾町	砂防	10-ろ、は、11-い、ろ、は、12-は、13-へ、と、 り、14-い、は、に、へ、15-は、に、17-ろ、に、19 -い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、20-ろ、に、ほ、 へ、と、り、を、わ、23-い、に、24-と、30-ろ、 は、31-い、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、34 -い、ろ、36-ろ、は、に、ほ、37-い、ろ、は、ほ、 へ、と、ち、り、ぬ、る、38-い、ろ、は、に、ほ、 へ、39-い、ろ、は、に、ほ、40-に、へ、41-い、 ろ、は、に、ほ、と、42-い、は、43-い、ろ、44- い、に、ほ、45-い、ろ、は、に、ほ、へ、46-い、 は、に、ほ、へ、47-い、は、48-ろ、ほ、49-い、 ろ、に、ほ、へ、50-い、ろ、へ、51-ろ、は、に、 ほ、へ、52-い、53-は、54-い、ろ、に、55-い、 ろ、は、へ、56-へ、57-ろ、58-ろ、に、と、ち、59 -に、ほ、60-い、ろ、に、ほ、へ、と、61-い、ろ、 に、ほ、62-い、へ、63-い、ろ、は、に、ほ、64- い、ろ、は、に、ほ、へ、65-い、ろ、は、に、66- は、に、ほ、67-い、ろ、ほ、68-ろ、は、に、69- へ、ぬ、71-ぬ、72-ぬ、73-ほ、74-ろ、75-は、 に、ほ、77-い、ろ、78-い、ろ、は、に、79-い、 は、80-い、は、81-い、ろ、に、ほ、82-ろ、83- は、84-い、ろ、は、に、85-に、ほ、87-い、ろ、 は、88-い、へ、91-ろ、は、ほ、へ、と、92-は、 に、93-ろ、に、ほ、へ、ち、94-い、ろ、と、95- い、ろ、は、に、ほ、96-は、に、ほ、97-は、に、 ほ、へ、98-い、ろ、は、に、ほ、へ、100-い、ろ、 は、101-い、ろ、106-は、ほ、と、ち、り、107-い、 ろ、は、に、108-ろ、は、109-は、に、ほ、へ、110- い、ろ、は、に、ほ、へ、111-い、ろ、120-ほ、121- ろ、122-い、は、に、ほ	1,247.34			1,247.34			50-1
		1-ろ、3-に、4-い、9-は、14-に、へ、15-は、 に、20-に、と、か、22-は、23-い、36-ろ、37- り、42-は、46-に、50-ろ、51-は、へ、52-い、 は、に、53-は、54-は、56-り、57-に、58-い、59 -い、62-へ、63-は、ほ、65-い、は、に、67-い、 69-ぬ、72-ぬ、84-い、ろ、86-い、87-い、88- い、91-い、ろ、に、へ、94-へ、96-に、97-は、100 -い、106-ち、108-ろ	96.76				96.76		50-1
		19-は、91-に	0.12					0.12	
		小計	1,344.43		0.21	1,247.34	96.76	0.12	
		その他制限林計	1,437.68		62.82	1,269.81	104.86	0.19	
合計	2,795.85	890.41	62.82	1,269.81	569.63	3.18			
木曾町	水かん	3-に、ほ、4-い、ろ、は、に、ほ、へ、5-ろ、は、 に、ほ、へ、8-ほ、9-い、ろ、は、に、ほ、へ、10- い、ろ、は、に、ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、12 -い、ろ、は、に、ほ、13-い、ろ、は、14-い、ろ、 は、に、15-い、ろ、は、16-い、ろ、は、に、17- い、ろ、は、18-い、ろ、は、19-い、ろ、は、に、 ほ、20-い、ろ、は、に、21-い、ろ、は、に、22- い、ろ、は、に、ほ、23-い、ろ、は、に、24-い、 ろ、25-い、ろ、は、に、ほ、26-い、ろ、は、27- い、ろ、は、ほ、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、30- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、31-い、ろ、に、33- い、ろ、は、に、ほ、40-い、ろ、46-い、ろ、47- い、48-い、49-い、ろ、は、50-に、ほ、へ、52- ほ、へ、と、53-い、ろ、は、に、54-と、ち、57- は、に、ほ、へ、58-い、ろ、は、に、ほ、へ、59- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、60-ろ、は、に、61 -い、ろ、は、に、ほ、62-い、ろ、は、に、ほ、63- い、ろ、は、に、ほ、へ、と、64-い、ろ、は、に、 ほ、へ、65-い、ろ、は、に、ほ、66-い、ろ、は、 に、ほ、67-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、68-い、 ろ、は、に、ほ、へ、69-い、ろ、は、に、ほ、へ、 と、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、71-い、ろ、は、 に、ほ、へ、72-い、ろ、は、に、ほ、へ、80-い、 ろ、は、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、は、に、 ほ、86-い、ろ、87-い、ろ、は、に、ほ、へ、88- い、89-い、ろ、90-い、ろ、は、に、ほ、91-い、 ろ、は、に、92-い、ろ、93-い、ろ、は、94-い、 ろ、は、95-は、に、ほ、104-ろ、は、に、ほ、105- い、136-い、ろ、は、ほ、137-い、ろ、は、に、138- は、へ、と、164-い、166-ろ、は、に、ほ、へ、と、 ち、1001-い、ろ、は、に、ほ、1002-い、ろ、に、 ほ、へ、と、1003-い、ろ、は、に、ほ、へ、1004- ろ、は、に、ほ、1005-ほ、1006-ろ、は、に、と、 1011-は、に、ほ、ち、2023-に、2024-い、ろ、は、 に、ほ、へ、2025-い、ろ、は、に、ほ、へ、	(次頁表示)						1-3



(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
木曾町	水かん	2026-い、ろ、は、に、2027-い、ろ、は、に、2030-い、は、2040-い、ろ、2041-ろ、2075-い、ろ、2076-い、ろ、は、2077-い、ろ、は、2078-い、ろ、は、2079-い、ろ、は、2080-い、ろ、は、に、2081-い、ろ、は、2082-い、ろ、2083-い、ろ、は、3010-い、3011-い、ろ、3012-い、ろ、は、3013-い、は、3014-い、ろ、は、3015-い、ろ、は、3016-い、は、に、3017-い、ろ、は、に、3018-い、に、3020-は、3021-は、に、3022-い、ろ、は、に、ほ、へ、3023-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3024-い、ろ、は、に、ほ、へ、3025-い、ろ、は、に、3026-い、ろ、は、に、ほ、3028-い、ろ、は、に、ほ、へ、3029-い、ろ、は、に、ほ、3031-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3032-ろ、は、3033-い、ろ、は、に、ほ、へ、3034-い、ろ、は、ほ、と、ち、り、3035-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、3071-い、ろ、は、に、3072-い、ろ、	6,674.41	6,674.41					1-3	
		3073-い、ろ、3075-い、3085-い、3086-い、3087-い、ろ、に、3092-い、3131-い、ろ、は、3132-ろ、に、ほ、3133-ろ、は、3136-ろ、は、3137-ろ、は、3138-い、ろ、3139-い、3140-ろ、は、に、ほ、3141-に、3147-は、に、3157-い								
		9-は、へ、10-い、ほ、16-ろ、は、31-い、ろ、に、33-い、は、1006-ろ、は、3016-は、3087-は、ほ	86.47				86.47			1-2
	小計		6,760.88	6,674.41			86.47			
土流		11-い、ろ、27-ほ、31-ろ、34-い、ほ、へ、と、37-い、ろ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-に、ほ、42-い、60-い、ろ、73-は、76-へ、77-に、ほ、78-い、ろ、は、に、ほ、79-い、は、88-に、96-ほ、97-ろ、は、に、98-ほ、100-ほ、へ、112-は、に、ほ、126-は、131-は、136-ろ、147-に、ほ、149-ろ、150-い、ろ、164-い、1002-い、は、に、1003-ろ、に、ほ、1004-い、ろ、に、1005-い、1006-ほ、1007-は、に、1008-い、に、1012-に、1013-は、に、1014-い、は、に、1022-ほ、1023-ほ、1026-い、1028-ほ、1029-ち、1031-ろ、は、1032-ほ、へ、1034-は、に、ほ、へ、1036-は、1037-ろ、ほ、1038-ろ、に、へ、1040-い、ろ、ほ、1041-い、は、に、ほ、1042-い、ろ、は、に、2033-は、へ、2043-い、ろ、2044-と、2054-は、2067-に、2070-い、2072-い、ろ、は、2087-ろ、は、に、2102-ろ、2103-い、ろ、は、3004-は、ほ、り、3006-い、3052-い、ろ、3055-は、3059-い、3061-い、ろ、3063-ほ、3078-い、3080-い、3094-は、に、3105-い、3113-ろ、3114-と、ち、3120-ろ、に、3124-ろ、に、3127-い、ろ、ほ、3134-い、3135-い、3141-い、ろ、3149-ろ、ち、り、ぬ、3152-に、へ、と、ち、3153-い、ろ、は、に、ほ、ぬ、3156-い	963.69	963.69					2-3	
		27-ほ、34-い、ろ、は、に、ほ、37-い、ろ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-に、ほ、42-い、73-は、76-へ、77-に、78-い、ろ、79-ろ、は、96-ほ、100-ほ、へ、112-は、に、124-へ、133-い、141-い、ほ、149-ろ、160-ろ、は、に、164-い、167-ろ、168-ろ、1002-い、ろ、1003-ろ、は、に、ほ、1004-い、ろ、ほ、1006-ほ、1009-い、1014-い、ろ、1018-い、1021-ほ、1022-は、に、ほ、1029-ち、1032-に、ほ、1037-ろ、1038-ろ、は、1039-い、1040-い、ろ、1041-ろ、2003-い、2033-は、へ、2034-は、2044-と、2052-ろ、に、2054-は、2057-い、2066-い、2067-は、に、2070-い、2071-は、に、2073-い、2085-へ、2087-ろ、は、に、2101-い、2102-ろ、2103-い、ろ、は、3001-い、ろ、は、に、3002-い、は、3004-は、ほ、と、ち、り、3005-い、3006-い、に、ほ、3049-に、ほ、3051-ろ、3052-い、ろ、3055-に、3058-い、3061-い、ろ、3064-は、3078-い、3079-ほ、3080-い、3088-は、に、3090-に、ほ、3091-ほ、3094-は、に、へ、と、3095-は、に、3105-い、3112-い、3115-い、3117-ろ、3119-ろ、は、に、3124-ろ、に、3126-い、3127-い、ほ、3141-い、3148-ほ、へ、3149-い、は、り、3154-い、は、3156-へ	294.17				294.17		2-2	
		131-は、147-に、ほ、150-い、ろ、1014-は、1018-い、1038-に、へ、2057-い、2069-い、3055-に、3058-い、3116-い	11.48					11.48		2-1
		小計		1,269.34	963.69			294.17	11.48	

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法	
				皆伐			択伐	禁伐		
				皆伐	伐区無	伐区有				
木曾町	土崩	156-ろ、175-い、1006-は、1021-に、2060-い、2087-い、2102-ほ	4.33				4.33		3-1	
		小計	4.33				4.33			
	落石	159-へ、160-い	8.35				8.35		7-2	
		小計	8.35				8.35			
	風致	160-に、175-い、1020-い、1035-ほ、3006-い	9.38				9.38		10-1	
		小計	9.38				9.38			
		保安林計	8,052.28	7,638.10			402.70	11.48		
	県立2	3071-い	1.07			1.07			66-2	
		小計	1.07			1.07				
	県立3	2010-い、ろ、2011-ろ、2012-い、ろ、は、に、ほ、2013-ろ、ほ	252.33		252.33				67-1	
	小計	252.33		252.33						
文化財	3051-ろ、3117-い	3.48					3.48			
	小計	3.48					3.48			
	砂防	1-い、ろ、3-い、に、ほ、4-い、5-い、6-い、ろ、7-い、ろ、は、に、8-い、ろ、は、ほ、9-い、は、に、11-い、12-ろ、は、ほ、16-い、ろ、に、17-い、ろ、は、18-は、20-い、ろ、は、に、21-い、ろ、は、に、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、25-ろ、は、に、26-い、ろ、は、27-い、ろ、は、に、ほ、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、に、30-い、ろ、は、に、と、31-い、ほ、32-ろ、ほ、34-は、に、ほ、へ、と、35-い、ろ、は、に、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、38-に、へ、39-い、ろ、は、40-ろ、41-い、42-ろ、は、に、ほ、43-い、ろ、は、45-へ、46-い、ろ、47-い、48-い、49-い、ろ、は、50-に、へ、51-に、ほ、へ、52-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、54-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、57-へ、58-い、ろ、は、に、ほ、へ、59-い、ろ、は、に、ほ、へ、60-い、ろ、は、61-い、に、ほ、62-い、ろ、は、63-い、69-い、70-い、ろ、は、へ、71-い、ろ、73-い、ろ、は、74-い、75-い、76-は、に、ほ、へ、77-い、ろ、は、78-い、ろ、80-い、ろ、は、に、ほ、81-い、ろ、は、に、82-い、ろ、は、に、ほ、83-い、84-い、ろ、は、に、85-は、に、ほ、89-い、ろ、は、90-い、ろ、91-い、92-い、ろ、は、に、ほ、93-い、ろ、は、に、ほ、94-い、ろ、は、95-ほ、96-い、ろ、は、ほ、へ、97-い、に、98-い、100-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、101-い、は、に、ほ、102-ろ、は、に、ほ、103-い、ろ、ほ、104-ろ、は、107-に、108-ろ、は、109-い、ろ、は、に、ほ、113-は、に、ほ、115-ろ、は、に、116-へ、と、117-い、は、118-い、ろ、は、119-い、ろ、は、に、120-い、ろ、121-い、ろ、122-い、ろ、は、に、123-に、ほ、125-い、ろ、は、126-い、128-い、ろ、は、に、131-ろ、に、132-は、に、133-い、ろ、は、136-い、ろ、は、に、ほ、138-い、へ、と、139-い、140-い、ろ、は、141-い、ろ、は、に、ほ、142-い、ろ、143-い、ろ、144-い、ろ、は、146-に、147-に、148-ろ、149-い、へ、151-い、ろ、へ、と、152-と、153-い、は、に、ほ、155-と、156-ほ、へ、と、ち、り、157-ろ、は、に、ほ、へ、と、160-ろ、は、161-い、162-い、へ、と、ち、り、1002-と、1003-い、1004-い、ろ、は、1006-ろ、1007-に、1008-い、に、1009-い、1010-は、1011-い、と、1013-ろ、1014-い、は、に、1015-い、ろ、は、に、ほ、1016-い、は、に、ほ、1017-い、は、に、1018-い、ろ、1019-ほ、1020-ろ、は、1021-に、ほ、1022-い、ろ、は、ほ、1023-い、ろ、1026-い、ろ、は、に、1028-い、ほ、1029-ほ、1030-い、ろ、に、り、1032-い、ろ、へ、と、ち、1034-い、ろ、へ、1035-い、1036-い、に、へ、1037-い、ろ、は、に、ほ、へ、ち、1038-い、ろ、は、1040-は、に、ほ、1041-い、ろ、に、ほ、1042-い、ろ、は、に、1043-い、2001-い、2002-い、2003-い、2006-い、ろ、2011-い、2013-と、2055-い、2057-に、2059-ろ、は、2070-ろ、2101-い、ろ、は、3004-は、3007-に、へ、3016-ろ、3018-に、3021-ろ、3028-に、ほ、3032-い、ろ、は、ほ、3033-い、に、ほ、3034-い、3035-は、に、へ、3036-い、3049-ほ、3050-ほ、3055-い、3058-ろ、3059-ろ、3071-ろ、は、に、3088-は、3094-ほ、へ、3095-い、は、	0							50-1
		0								

(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木曽町	砂防	3097-ろ、は、3098-い、3100-い、ろ、は、3103-い、3104-ほ、へ、ち、3112-ろ、3113-い、ろ、に、ほ、3114-へ、と、3117-い、3118-い、3121-い、ろ、は、3124-い、ろ、3125-ろ、3126-ろ、は、3130-い、ろ、3131-ほ、3132-い、は、3133-い、3134-は、に、3136-い、3146-ほ、3147-と、3148-い、3149-い、ぬ、3150-い、3151-に、ほ、と、3153-い、へ、ち、3154-い、は、3156-に、ほ	4195.6			4,195.60			50-1
		37-い、ろ、38-に、73-は、117-は、128-い、133-い、1004-い、1014-い、ろ、1018-い、1022-は、に、ほ、1037-ろ、1038-は、2003-い、3094-と、3095-は、に、3154-い	51.49				51.49		50-1
		1014-は、1018-い	2.07					2.07	50-1
		小計	4,299.80		50.64	4,195.60	51.49	2.07	
	その他制限林計		4,556.68		302.97	4,196.67	51.49	5.55	
	合計		12,608.96	7,638.10	302.97	4,196.67	454.19	17.03	
木祖村	水かん	18-い、ろ、は、に、ほ、19-ろ、は、に、ほ、21-に、ほ、22-い、ろ、は、に、ほ、23-は、に、24-い、25-ろ、は、に、26-は、に、39-に、40-い、ろ、に、ほ、50-は、に、ほ、と、51-い、ろ、は、に、ほ、52-い、ろ、は、に、53-い、ろ、は、ほ、59-い、ろ、は、に、ほ、66-ろ、は、67-い、ろ、は、に、68-い、ろ、は、に、ほ、69-い、ろ、は、に、77-い、ろ、は、に、ほ、78-い、ろ、は、に、79-い、ろ、は、に、ほ、80-い、ろ、は、に	892.26	892.26					1-3
		39-に、40-い、50-は、に、と、53-ろ、は、ほ	7.86				7.86		1-2
		小計	900.12	892.26			7.86		
	土流	3-い、4-い、5-ろ、は、7-い、に、10-ほ、11-は、30-に、35-い、ろ、36-は、40-い、43-へ、44-い、49-い、り、50-い、へ、54-い、55-い、ろ、は、に、56-い、ろ、は、57-い、に、58-い、60-い、61-い、ろ、は、62-い、ろ、ほ、63-ろ、ほ、64-い、ろ、ほ、65-い、ろ、に、70-い、ろ、は、に、ほ、へ、74-い、ろ、76-い、ろ、は、に、84-ろ、は、ほ、へ、86-に、ほ、87-い、ろ、は、に、88-い、ろ、は、に、89-い、ほ、90-に、ほ	507.30	507.30					2-3
		11-は、31-い、35-い、ろ、36-ろ、は、40-い、41-に、ほ、48-い、53-い、58-ろ、は、に、ほ、60-い、61-い、ろ、63-ろ、ほ、65-い、ろ、に、ほ、73-は、74-い、ろ、76-ろ、79-い、ろ、は、に、ほ、89-ほ	43.23				43.23		2-2
		54-い、55-ろ、56-い、64-い、88-い、は	8.63					8.63	2-1
		小計	559.16	507.30			43.23	8.63	
	風致	34-ろ	0.31				0.31		10-1
		小計	0.31				0.31		
	保安林計		1,459.59	1,399.56			51.40	8.63	
	急傾斜	63-ろ	1.63				1.63		63-1
		小計	1.63				1.63		
目保特異	29-は	1.89			1.89			64-2	
	小計	1.89			1.89				
砂防	1-い、ろ、は、2-い、ろ、に、3-い、ろ、は、4-い、ろ、は、に、5-い、は、6-い、ろ、は、に、7-い、ろ、は、に、8-い、に、9-い、ろ、は、10-ろ、は、に、ほ、12-ろ、は、に、13-い、ろ、は、に、14-い、ろ、ほ、へ、15-い、ろ、は、16-い、ろ、は、に、17-ろ、は、に、ほ、18-い、に、ほ、19-い、ろ、は、に、ほ、20-ろ、に、21-い、ろ、は、に、22-い、ろ、は、に、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、に、25-い、ろ、は、に、26-ろ、は、に、27-い、ろ、28-い、29-は、30-に、32-い、は、に、ほ、33-い、ろ、は、34-は、に、35-い、ろ、は、に、36-い、ろ、は、に、37-い、ろ、は、に、ほ、へ、38-い、ろ、に、39-い、41-い、ろ、は、に、ほ、へ、42-い、ろ、は、に、ほ、へ、43-い、ろ、は、に、ほ、44-に、45-い、ろ、は、46-い、ろ、は、47-い、48-に、ほ、49-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、50-に、51-い、55-い、56-ろ、57-い、58-は、に、ほ、60-い、ろ、は、に、61-は、に、62-い、ろ、				(次頁表示)			50-1	

(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
木祖村	砂防	62-は、に、ほ、63-い、ろ、は、に、ほ、64-い、ろ、は、に、ほ、65-に、ほ、へ、と、66-い、67-い、ろ、は、69-い、ろ、は、に、70-へ、71-い、ろ、は、72-い、ろ、は、に、73-い、は、74-ろ、は、75-は、に、81-い、は、83-い、ろ、は、に、ほ、84-い、へ、と、85-ほ、86-ほ、87-に、88-に、89-い、ろ、ほ、90-い、ろ、は	2,161.54			2,161.54			50-1
		36-ろ、37-い、60-い、63-ろ、74-ろ、89-ほ	8.39			8.39		50-1	
		64-い	0.27				0.27	50-1	
		小計	2,170.20			2,161.54	8.39	0.27	
	その他制限林計		2,173.72			2,163.43	10.02	0.27	
	合計		3,633.31	1,399.56		2,163.43	61.42	8.90	
王滝村	水かん	5-ろ、は、6-い、ろ、10-ろ、は、に、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13-い、14-い、15-い、に、ほ、16-ろ、は、20-い、ろ、は、21-い、ろ、は、に、31-へ、32-い、ろ、は、33-い、は、38-に、ほ、へ、39-い、ろ、は、に、40-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、61-い、ろ、は、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、70-い、ろ、83-は、84-い、ろ、85-い、ろ、86-ろ	660.33	660.33					1-3
		4-ほ、5-い、ろ、は、6-い、ろ、84-ろ	27.86			27.86		1-2	
		小計	688.19	660.33		27.86			
	土流	18-い、24-へ、35-へ、44-ろ、51-い、は	10.57	10.57					2-3
		18-い、19-ろ、24-い、ろ、へ、31-ろ、35-に、ほ、へ、44-ろ、に、ほ、45-ろ、に、47-い、ほ、へ、と、51-い、ろ、は、ほ、へ、57-は、71-ろ、72-ほ、へ、75-は、86-い、87-い、ろ、88-い	63.40			63.40			2-2
		51-へ	0.15				0.15	2-1	
		小計	74.12	10.57		63.40	0.15		
	土崩	6-ろ、は、37-い、44-ほ、88-に、90-い	5.92			5.92		3-1	
		小計	5.92			5.92			
	落石	30-に、32-ろ、33-ろ	11.37			11.37		7-2	
		小計	11.37			11.37			
	保安林計		779.60	670.90		108.55	0.15		
	県立3	砂防	50-ろ、は、51-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、52-ろ、は、53-い、ろ、は、に、54-い、ろ、は、に、55-い、57-ろ、は、58-い、ろ、は、69-へ、70-ろ、は、に、ほ、へ、71-い、ろ、は、に、ほ、72-い、ろ、は、に、ほ、ち	278.67		278.67			67-1
			50-い、ろ、は、に、51-い、は、へ、52-い、に、71-ろ、は、に、ほ	76.20		76.20			67-2
			50-い、51-い、ろ、は、ほ、へ、71-ろ	14.49			14.49		67-3
			51-へ	0.15			0.15		67-4
			小計	369.51		278.67	76.20	14.49	0.15
砂防	38-へ	9.74		9.74			50-2		
	1-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、2-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、3-い、ろ、は、に、ほ、4-ほ、5-い、6-に、ほ、7-い、8-に、10-ろ、は、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、12-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、13-い、ろ、14-い、ろ、15-い、ろ、は、へ、と、ち、16-い、17-い、ろ、18-い、ろ、は、19-ろ、に、20-い、ろ、は、22-い、ろ、は、に、へ、と、ち、23-い、ろ、は、に、24-ろ、は、に、ほ、30-は、に、31-い、ろ、と、32-は、に、33-い、に、ほ、へ、34-ほ、35-に、ほ、へ、と、36-に、37-い、ろ、は、に、ほ、38-い、ろ、は、に、ほ、39-い、ろ、は、に、40-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、41-ほ、42-い、ろ、は、に、ほ、43-い、に、44-い、ほ、45-い、ろ、は、に、46-い、ろ、47-ろ、は、に、ほ、へ、ち、ぬ、48-い、49-に、ほ、へ、と、ち、り、50-い、ろ、は、に、51-い、は、へ、52-い、に、60-い、ろ、は、61-い、ろ、は、62-い、ろ、は、に、ほ、へ、63-い、ろ、は、に、64-い、ろ、は、に、ほ、へ、65-い、ろ、は、に、ほ、66-い、ろ、は、67-い、ろ、71-ろ、は、に、ほ、72-へ、73-い、ろ、74-は、75-い、ろ、76-い、ろ、77-い、ろ、は、に、ほ、			(次頁表示)			50-1		

(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積				施業方法	
				皆伐			択伐		禁伐
				皆伐	伐区無	伐区有			
王滝村	砂防	78-い、ろ、は、に、ほ、79-い、ろ、は、に、ほ、80-い、ろ、は、に、ほ、へ、81-ろ、は、82-い、ろ、は、に、84-い、ろ、は、90-い、ろ、91-に	1408.6			1,408.60			50-1
		5-い、ろ、6-ろ、は、19-ろ、24-ろ、37-い、44-ほ、45-に、47-ほ、と、84-ろ	15.2				15.20		50-1
	小計	1,433.54		9.74	1,408.60	15.20			
	その他制限林計		1,803.05		288.41	1,484.80	29.69	0.15	
	合計		2,582.65	670.90	288.41	1,484.80	138.24	0.30	
大桑村	水かん	5-へ、と、6-り、9-に、ほ、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、ほ、35-い、ろ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、41-へ、43-い、ろ、は、に、ほ、44-い、ろ、は、に、ほ、45-い、ろ、は、に、51-ろ、は、り、52-は、に、ほ、へ、と、ち、53-い、は、へ、と、54-い、ろ、は、65-は、に、66-い	698.44	698.44					1-3
		41-に	0.24				0.24		1-2
		小計	698.68	698.44			0.24		
	土流	3-ろ、6-へ、7-ろ、8-は、ほ、11-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、12-い、ろ、は、に、13-ろ、ほ、16-い、ろ、は、に、へ、り、17-へ、20-は、22-ろ、は、に、と、23-い、ろ、は、に、24-い、ろ、は、25-ろ、は、に、ほ、へ、26-い、ろ、は、と、27-ろ、は、に、へ、と、ち、28-い、ろ、29-ほ、30-に、37-に、ほ、へ、と、38-い、は、42-い、ろ、46-に、47-い、ろ、は、ほ、49-い、54-へ、55-ろ、は、と、ち、56-ろ、は、61-い、65-は	512.80	512.80					2-3
		1-ほ、2-ほ、6-ち、7-ろ、8-は、ほ、11-に、ほ、へ、16-は、ほ、へ、19-は、22-は、に、と、23-は、に、24-い、ろ、は、25-ほ、26-ぬ、27-に、へ、29-ほ、30-い、ろ、は、に、31-ろ、ほ、37-ほ、38-い、は、41-い、46-に、47-い、ろ、は、ほ、48-ろ、49-い、53-へ、55-ろ、は、と、ち、61-い	63.52				63.52		2-2
		25-に、ほ、へ、26-い、27-は、と、ち、37-ほ	1.60					1.60	2-1
		小計	577.92	512.80			63.52	1.60	
	土崩	2-い、26-ほ、51-に、ち、53-と	34.05				34.05		3-1
		小計	34.05				34.05		
	干害	59-ろ、60-い、ろ	8.51	8.51					4-2
		59-ろ	0.54				0.54		4-1
		小計	9.05	8.51			0.54		
落石	15-い	0.92				0.92		7-2	
	小計	0.92				0.92			
風致	7-ろ、56-は、61-ろ	7.06				7.06		10-1	
	小計	7.06				7.06			
水保	65-ろ	1.58	1.58					28-2	
	63-は、へ、64-い、ろ、は、に、65-い、ろ	178.67				178.67		28-1	
	小計	180.25	1.58			178.67			
保安林計		1,507.93	1,221.33			285.00	1.60		
鳥獣特	65-ろ	1.58			1.58			62-3	
	63-は、へ、64-い、ろ、は、に、65-い、ろ	182.24				182.24		62-2	
	小計	183.82			1.58	182.24			
急傾斜	27-い、49-ろ	11.70				11.70		63-1	
	小計	11.70				11.70			
砂防	19-り、53-ろ、は、に、58-は	14.91		14.91				50-2	
	2-は、3-い、ち、り、4-に、ほ、5-い、は、に、ほ、へ、6-は、に、ち、9-へ、10-は、11-い、13-ろ、は、ほ、15-ろ、は、に、ほ、18-り、ぬ、22-へ、と、23-い、ろ、は、に、24-ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、25-ち、27-ろ、に、ほ、へ、と、ち、28-い、ろ、は、に、ほ、へ、29-い、ろ、は、に、ほ、30-い、ろ、は、に、ほ、31-ろ、は、に、ほ、へ、と、32-い、ろ、は、33-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、34-い、ろ、は、に、へ、35-い、ろ、36-い、ろ、は、に、ほ、へ、37-い、41-い、ろ、は、				(次頁表示)			50-1	

(単位 面積 : ha)

所在町村	制限林の種類	森林の所在 (関係林小班)	面積	伐採方法別面積					施業方法
				皆伐			択伐	禁伐	
				皆伐	伐区無	伐区有			
大桑村	砂防	41-に、43-い、ろ、44-い、ろ、は、に、ほ、45-い、ろ、は、に、47-と、48-い、ろ、に、49-に、50-い、ろ、51-い、ろ、は、ほ、へ、と、ち、り、52-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、53-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、54-い、ろ、は、に、ほ、55-い、ろ、に、ほ、56-ろ、は、57-い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、58-い、ろ、は、に、ほ、59-い、は、と、60-は、に、へ、61-ろ、62-い、ろ、に、63-に、65-ろ、は、に、66-い	1,339.52			1,339.52			50-1
		6-ち、48-ろ、49-ろ、51-に、53-へ、と、65-ろ	70.47				70.47		50-1
		27-と	0.25					0.25	50-1
		小計	1,425.15		14.91	1,339.52	70.47	0.25	
		その他制限林計	1,620.67		14.91	1,341.10	264.41	0.25	
		合計	3,128.60	1,221.33	14.91	1,341.10	549.41	1.85	